資料1

「AIと著作権に関する考え方について（素案）」に関するパブリックコメントの結果について

令和6年2月29日

文化庁著作権課

結果の概要

意見提出期間：令和6年1月23日（火）～令和6年2月12日（月）

意見提出数：24,938件（うち、法人・団体数：73法人・団体）

※意見提出総数は意見数であり、同一人物・団体が重複して提出しているものを含む。

意見提出団体一覧（五十音順）：

- Art of Virtue
- Asia Internet Coalition Japan
- 一般社団法人学術著作権協会
- 一般社団法人情報科学技術協会著作権委員会
- 一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会
- 一般社団法人日本印刷産業連合会
- 一般社団法人日本SF作家クラブ
- 一般社団法人日本音楽著作権協会
- 一般社団法人日本雑誌協会・一般社団法人日本書籍出版協会・一般社団法人デジタル出版者連盟
- 一般社団法人日本知的財産協会
- 一般社団法人日本動画協会
- 一般社団法人日本民間放送連盟
- IFPI（国際レコード産業連盟）
- 一般社団法人アジア太平洋機械翻訳協会
- 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
- 一般社団法人新経済連盟
- 一般社団法人日本アニメフィルム文化連盟
- 一般社団法人日本映像ソフト協会
- 一般社団法人日本音楽出版社協会
- 一般社団法人日本芸能従事者協会
- 一般社団法人日本新聞協会
- 一般社団法人日本ディープラーニング協会
- 一般社団法人日本美術著作権連合
- 一般社団法人日本レコード協会

結果の概要

意見提出団体一覧（五十音順）：

- AIガバナンス協会
- AIについて学ぶ学生の会
- オンライン海賊版対策に従事している弁護士の会
- 株式会社医学書院
- 株式会社新潮社
- 株式会社ソリスト合唱団
- 株式会社テックフラッグ
- 株式会社Preferred Networks
- 株式会社めぐみソフト
- 協同組合日本俳優連合
- クリエイターとAIの未来を考える会
- 公益社団法人日本漫画家協会
- 国際ゲーム開発者協会東北
- コンテンツ文化研究会
- AIに関する音楽団体協議会
- LLM-jp
- 株式会社Algomatic
- 株式会社ジール
- 株式会社ゼンリン
- 株式会社七夕研究所
- 株式会社日本国際映画著作権協会
- 株式会社ブレイブハーツ
- 協同組合日本脚本家連盟
- グーグル合同会社
- 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター
- 国公私立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会
- 国立研究開発法人情報通信研究機構
- CISAC（著作権協会国際連合）

結果の概要

意見提出団体一覧（五十音順）：

- ストックマーク株式会社
- ソフトバンクグループ株式会社
- 著作権関連法制研究者有志
- 日本行政書士会連合会
- 日本電信電話株式会社
- 日本弁理士会
- BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス
- ブレークモア法律事務所
- Microsoft Corporation
- 有限会社スピーコム
- LINEヤフー株式会社
- 生成AI基盤モデル開発事業者有志
- ソフトバンク株式会社
- 日本音楽家ユニオン
- 日本電気株式会社
- 日本美術著作権協会
- 日本放送協会
- 富士通株式会社
- 弁護士ドットコム株式会社
- Meta Platforms, Inc.
- ユニバーサルミュージック合同会社

「AIと著作権に関する考え方について（素案）」に関するパブリックコメントの結果について

意見の公表について

- お寄せいただいた意見については、主な意見の概要、提出者（団体名又は個人）、意見に対する事務局の考え方を取りまとめて公表します（文化審議会 著作権分科会 法制度小委員会（第7回）会議資料として公表）。

- また、団体からお寄せいただいた意見については、意見に含まれる個人情報・プライバシーに関する情報等、マスキングが必要なものについて処理を行った上で、上記の取りまとめ資料と同時に、その全文を公表します（文化審議会 著作権分科会 法制度小委員会（第7回）会議資料として公表）。

- 個人からお寄せいただいた意見についても、意見に含まれる個人情報・プライバシーに関する情報等、マスキングが必要なものについて処理を行った上で、全文を公表することを予定しています（マスキング処理等の公表準備が整ったものから順次公表予定）。

「AIと著作権に関する考え方について（素案）」に関するパブリックコメントの結果について

- AIと著作権については、多くの皆様にご関心を持っていただいており、本パブリックコメントでは、非常に多数の皆様からご意見をお寄せいただき、感謝申し上げます。

- 今回パブリックコメントを行った「AIと著作権に関する考え方について（素案）」（以下「**本考え方**」）は、生成AIとの関係で、著作権法がどのように適用されるか、現行の著作権法の解釈を示したものであり、お寄せいただいた意見のうち、法解釈に関するものについては、趣旨の明確化を図る観点から本考え方に反映させていただきました。

- 本考え方では、生成AIとの関係で、法第30条の4等の権利制限規定が適用される場合だけでなく、原則どおり著作物等の利用に権利者の許諾が必要となるのはどのような場合か、といった点についても一定の考え方を示しています。

「AIと著作権に関する考え方について（素案）」に関する パブリックコメントの結果について

- 著作権法は、文化の発展に寄与するという目的のもと、著作権等の権利の適切な保護と、著作物等の公正・円滑な利用のバランスを趣旨としています。このような点を含めた現行の著作権制度に関する基本的な考え方や、本考え方で取りまとめられたAIと著作権に関する現行の著作権法の解釈について、文化庁として、今後、分かりやすい形で、更なる周知啓発に取り組んでまいります。

- 加えて、AIと著作権の関係については、今後も著作権侵害に関する判例等の蓄積や、AI関連技術の発展、諸外国における立法や検討の進展といった動きも想定されます。文化庁として今後も引き続き情報の把握・収集に努め、必要に応じて、著作者人格権や著作隣接権とAIとの関係（俳優・声優等の声を含んだ実演・レコード等の利用とAIとの関係等を含みます）において検討すべき点の有無やその内容に関する検討を含め、本考え方の見直し等の必要な検討を行ってまいります。

「AIと著作権に関する考え方について（素案）」に関するパブリックコメントの結果について

- その一方で、お寄せいただいた意見の多くは、法解釈に関する内容にとどまらず、現状の生成AIに関わるクリエイター等の権利者や、AI利用者といった関係当事者の生の声が反映されたものであり、このような声の存在を十分に踏まえていくことが重要だと考えています。

- 今後も継続的に検討を行って行く上でも、AIの開発や利用によって生じた具体的な著作権侵害の事例や、これが疑われる事案の集積が重要です。

- 文化庁では、インターネット上の海賊版による著作権侵害対策として、クリエイター等の権利者の皆様向けの相談窓口を設置しています。また「文化芸術活動に関する法律相談窓口」でも、AIと著作権に関する相談に対応しています。今後、 AIの開発や利用によって生じた著作権侵害や、これが疑われる事案について、これらの相談窓口等を通じて、積極的に事案の集積に努めてまいります。

●インターネット上の海賊版による著作権侵害対策についての相談窓口（「インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト」内）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/index.html
●文化芸術活動に関する法律相談窓口
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/madoguchi/index.html

「AIと著作権に関する考え方について(素案)」に関するパブリックコメントの結果について

- 同時に、生成AIと著作権の関係については、法律論のみではなく、実際に生成AIに関わるクリエイター等の権利者や、AI開発事業者・AIサービス提供事業者・AI利用者といった関係当事者の間で、適切なコミュニケーションが図られることが重要だと考えています。生成AIの技術は、これまでの人間の創作活動を基に成り立っているものであり、人間による創作活動が今後も引き続き発展していくことが、生成AI技術の持続的な発展のためにも必要不可欠です。生成AIとこれに関わる事業者、また、クリエイターとの間で、新たなコンテンツの創作と文化の発展に向けた共創の関係が実現されていくことが望まれます。

- 例えば、生成AIやこれに関連する技術・仕組みの概要や、クリエイター等の権利者が自らの著作物等についてどのような形で利用されたい、あるいは利用されたくないと思っているのか、といった点に関する共通の理解が、関係当事者の間で醸成されることが、現行の法解釈を踏まえた適切な当事者間のルールやガイドラインの構築や、今後の議論の土台として必要となってくると考えられます。

「AIと著作権に関する考え方について（素案）」に関する パブリックコメントの結果について

- 文化庁としては、著作権等の権利の適切な保護と、著作物等の公正・円滑な利用とのバランスを実現し、コンテンツ創作の好循環を最大化させていくという著作権法の基本的な考え方を旨とし、また、本パブリックコメントでお寄せいただいた皆様の声を踏まえながら、関係当事者の間における適切なコミュニケーションの実現に向けて、関係省庁とも連携しながら取り組んでまいります。

文化庁ウェブサイト「著作権」（最近の法改正、著作権に関する教材・講習会等）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/index.html

「AI と著作権に関する考え方について」（素案）に関する意見募集に寄せられた主な意見

○　本資料は、「AI と著作権に関する考え方について」（素案）に関する意見募集に寄せられた意見のうち、主な意見の概要、提出者（団体名又は個人）、及び意見に対する事務局の考え方を取りまとめたものです。

○　本資料は、意見募集に寄せられた意見を網羅的に記載したものではない点にご留意ください。意見募集に寄せられた意見については、団体からお寄せいただいた意見については、意見に含まれる個人情報・プライバシーに関する情報等、マスキングが必要なものについて処理を行った上で、本資料と合わせて全文を公表します。個人からお寄せいただいた意見についても、意見に含まれる個人情報・プライバシーに関する情報等、マスキングが必要なものについて処理を行った上で、全文を公表することを予定しています（マスキング処理等の公表準備が整ったものから順次公表予定）。

1. 総論関係（本考え方「1. はじめに」「2. 検討の前提として」「6. おわりに」関係）

No	分類	意見概要	提出者	意見に対する事務局の考え方
1	1-01_本考え方を取りまとめることについての意見	今般の文化庁の素案は、クリエイターの懸念を考慮に入れつつ、事業者が配慮すべきリスク管理の視点を30条の4の基本的考え方をベースにしながら敷衍しており、極めて有益である。 （他、素案の意義を評価する意見）	一般社団法人新経済連盟、一般社団法人知的財産協会、LINEヤフー株式会社、ユニバーサルミュージック合同会社、一般社団法人日本印刷産業連合会、株式会社ジール、日本行政書士会連合会、日本電信電話株式会社、日本放送協会、日本美術著作権協会、株式会社Preferred Networks、一般社団法人日本新聞協会	現行著作権法の解釈についての考え方を示すことについて、一定の評価をいただいており、文化庁としても、本考え方が取りまとまった後は、しっかりとわかりやすい周知に努めてまいります。
2	1-01_本考え方を取りまとめることについての意見	本考え方は、クリエイターや事業者の懸念を解消するために有益。 （他、素案の意義を評価する意見）	個人	現行著作権法の解釈についての考え方を示すことについて、一定の評価をいただいており、文化庁としても、本考え方が取りまとまった後は、しっかりとわかりやすい周知に努めてまいります。また、AIと著作権の関係については、今後も、著作権侵害等に関する判例・裁判例をはじめとした具体的な事例の蓄積、AIやこれに関する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等を踏まえて、引き続き検討を行ってまいります。
3	1-01_本考え方を取りまとめることについての意見	素案が全体を通してAIを利用する側・AIを推進する側に偏っている意見のように感じられる。	個人	本考え方では、生成AIとの関係で、法第30条の４等の権利制限規定が適用される場合だけでなく、原則どおり著作物等の利用に権利者の許諾が必要となるのはどのような場合か、といった点についても一定の考え方を示しています。
4	1-01_本考え方を取りまとめることについての意見	小委員会だけでなく、文化審議会著作権分科会で、パブコメ意見も参考として、複数回話し合って欲しい。 また、既に影響を受けている現場の生の声クリエイターにも幅広く密に耳を傾けて都度意見を汲み上げて行って欲しい。 その議事録は公開し、色々な意見を参照できるようにしてください。	個人	本考え方は、現行の著作権法の解釈について考え方を取りまとめるものであることから、著作権分科会において、法制度に関する検討を行う本小委員会において検討を行うよう決定され、これを受けて、本小委員会で検討を行っています。また、本考え方の取りまとめに際しては、本小委員会において関係者からのヒアリングを実施したほか、本意見募集において多様な関係者から意見を頂き、これを考慮することとしています。 本小委員会での審議については、文化庁ウェブサイトにおいて議事録を公表することで透明性を確保しています。
5	1-01_本考え方を取りまとめることについての意見	今回、文化庁著作権課がまとめた「AIと著作権に関する考え方について（素案）」は実務に非常に強い影響を及ぼすと考えられ、このような資料を公表することは時期尚早ではないか。 ほか、このタイミングでの素案の取りまとめについての懸念の意見	LLM-jp、グーグル合同会社、一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会	本考え方は、社会における生成AIの急速な普及と相まって生成AIと著作権の関係についての関係当事者からの懸念の声が広まる中で、懸念の解消を可能な限り迅速に図るため、現時点において必要と考えられる範囲で、現行の著作権法の解釈に関する考え方をお示しするものです。
6	1-01_本考え方を取りまとめることについての意見	現状の法的枠組みは充分なものであり、さらなる法整備は不要と考えます。	Meta Platforms, Inc.BSA|ザ・ソフトウェア・アライアンス	現行著作権法の解釈についての考え方を示すことについて、一定の評価をいただいており、文化庁としても、本考え方が取りまとまった後は、しっかりとわかりやすい周知に努めてまいります。
7	1-01_本考え方を取りまとめることについての意見	議論が拙速であり、懸念や反対意見を持つクリエイターも審議会に参画させて議論すべき。	個人	本考え方の取りまとめに際しては、本小委員会において関係者からのヒアリングを実施したほか、本意見募集において多様な関係者から意見を頂き、これを考慮することとしています。
8	1-01_本考え方を取りまとめることについての意見	著作権法の条文（特に30条の4のように明確性と柔軟性のバランスを図る趣旨で設けられた柔軟な制限規定）の解釈については、裁判所による判断が示されていくのが本筋であるが、解釈や結論が大きくわかれるような具体的な事例や仮想的なものに過ぎない事例についてまで過度に踏み込んだ考え方が示されている記述がある。 本素案がこのまま確定することによって、権利者による現行の著作権法の拡大解釈が行われ、日本のAI開発に大きな萎縮的効果が発生することを強く懸念する。 ほか、今回の素案の内容が踏み込みすぎているとの懸念の意見	一般社団法人日本ディープラーニング協会、株式会社Algomatic、LLM-jp、生成AI基盤モデル開発事業者有志、グーグル合同会社、著作権関連法制研究者有志、 ソフトバンクグループ株式会社、国立研究開発法人情報通信研究機構、株式会社Preferred Networks	本考え方は、生成AIと著作権の関係についての関係当事者からの懸念の声を踏まえて、現行の著作権法の下で、関係する当事者が、生成AIとの関係における著作物等の利用に関する法的リスクを自ら把握し、また、生成AIとの関係で著作権等の権利の実現を自ら図るうえで参照されるべきものとして、考え方をお示しするものです。今後、これを踏まえ、当事者間での共通理解が醸成されていくことが望まれます。
9	1-02_素案の位置づけに関する意見	AIの開発者、利用者そして権利者は、AIの利用、開発等や著作物等の権利保護に関して、各々が、対応責任、説明責任及び結果責任を負い、利害衝突等があった場合に各自が責任をもって対処することを基本的な行動規範とすべきであると考えられ、素案はその指針となることが求められる。	一般社団法人日本音楽出版社協会	本考え方は、生成AIと著作権の関係についての関係当事者からの懸念の声を踏まえて、現行の著作権法の下で、関係する当事者が、生成AIとの関係における著作物等の利用に関する法的リスクを自ら把握し、また、生成AIとの関係で著作権等の権利の実現を自ら図るうえで参照されるものとしてお示しするものです。文化庁としてもとりまとまった後は、しっかりとわかりやすい周知に努めてまいります。
10	1-02_素案の位置づけに関する意見	本素案は約半年という限られた時間内に、限られた資料を基に、限られた属性の少数の委員によって構成された小委員会での議論にすぎず、関係者からのヒアリング等も開発実務に関するものではないことを踏まえると、本素案の記載内容は、立法論であってはならないのはもちろんのこと、現行著作権法の解釈についても、できるだけ謙抑的な記載であるべきである。	一般社団法人日本ディープラーニング協会、株式会社Algomatic、グーグル合同会社	本考え方は、生成AIと著作権の関係についての関係当事者からの懸念の声を踏まえて、現時点において必要と考えられる範囲で、現行の著作権法の解釈に関する考え方をお示しするものであり、その趣旨がより明確になるよう記載を追加しました。
11	1-03_従来の法解釈との関係に関する意見	学習開発段階と生成利用段階を分けないで考える必要がある。	個人	本考え方では、生成AIとの関係での著作物の利用場面として、開発・学習段階と生成・利用段階とが想定され、両者は利用行為として別個であることから、これらを分けて検討することとしています。生成・利用段階の事情は、開発・学習段階における行為者の目的を認定する上での間接事実として作用すると考えられます。
12	1-03_従来の法解釈との関係に関する意見	作風や画風には、クリエイターの経験や思想などが反映されており、誰の作風や画風かは特定可能であり、そこには、経済的な価値と人格的な価値がある。よって作風や画風にも、一定の保護を認め、作風や画風が類似した際も、著作権侵害になるようにすべき。	個人	本考え方にも記載しているとおり、著作権法上保護の対象となる「創作的表現」と、保護の対象とならない「アイデア」との区別は、従来からケースバイケースで判断されるものと考えられており、ご指摘の点についても、具体の判断は個別の事案に応じた司法判断による必要があると考えられます。
13	1-03_従来の法解釈との関係に関する意見	生成AI開発のため作者の許諾無しに作品データを利用する行為が本当に30条の4の権利制限規定「権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型（第1層）」にあたるのか、再検討が必要である。	個人	著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為については、著作物の表現の価値を享受して自己の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ようとする者からの対価回収の機会を損なうものではなく、著作権法が保護しようとしている著作権者の利益を通常害するものではないと考えられることから、法第30条の4において、このような行為について権利制限の対象としているものです（「基本的な考え方」６頁）。
14	1-03_従来の法解釈との関係に関する意見	「AIについての議論が、人がAIを使わずに行う創作活動についての考え方と矛盾しないように留意する必要がある」としているが、創作に要する時間、労力などのコストを鑑みた際に、生成AIを用いた創作を、生成AIを用いずに人が行った創作と同等に扱うことは問題である。 人の創作を前提とした現行の著作権法に、生成AIの学習や生成を当てはめるべきでなく、法改正もしくは新規立法が必要である。	個人	本考え方では、「人間中心の原則」に照らして、人が道具としてAIを使用するものであり、これに伴う行為の責任はAIを道具として用いる人に帰属するということを前提としています。今後も、著作権侵害等に関する判例・裁判例をはじめとした具体的な事例の蓄積、AIやこれに関する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等を踏まえて、引き続き検討を行っていくものとしています。
15	1-03_従来の法解釈との関係に関する意見	本論点の検討は、我々がすでに日常的に使用しているテクノロジー、サービスにも影響を与えることを踏まえて進められることが重要。すでに機械学習されたAIが用いられてるサービスの法的な安定性が揺らぐことは望ましくない。 ほか、既存の事業に影響を及ぼすことのないように望む意見	Asia Internet Coalition Japan、アジア太平洋機械翻訳協会、株式会社ジール	本考え方は、著作権法に関するこれまでの判例・裁判例、学説の状況及び本小委員会における有識者の審議に基づいて、現行の著作権法の解釈を精緻化した考え方をお示しするものであり、従来の法解釈を覆すものではありません。
16	1-03_従来の法解釈との関係に関する意見	「我が国内のユーザに向けて公衆送信」とあるが、国内のみならず、諸外国と協力して、著作権を侵害するAIユーザーを摘発する方法を検討すべきだ。	個人	本小委員会においては、生成AIと著作権に関する諸外国の法制度及び「広島AIプロセス」等の国際的な枠組みとの関係も踏まえて検討を行っています。

1. 総論関係（本考え方「1. はじめに」「2. 検討の前提として」「6. おわりに」関係）

No	分類	意見概要	提出者	意見に対する事務局の考え方
17	1-04_関係者の関与に関する意見	より幅広いステークホルダーの意見が本素案の策定にあたって考慮されることが望ましい。	AIガバナンス協会、LINEヤフー株式会社、一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会、一般社団法人日本アニメフィルム文化連盟、一般社団法人知的財産協会	本考え方の取りまとめに際しては、本小委員会において関係者からのヒアリングを実施したほか、本意見募集において多様な関係者から意見を頂き、これを考慮することとしています。
18	1-05_AIと社会の関係全体に関する意見	政府としても、本論点の検討に当たって、この議論を通じて構築して行こうとする社会のビジョンを明確に示す必要がある。	Asia Internet Coalition Japan	AIと社会の関係に関する全体的な議論は、政府の「AI戦略会議」において行われており、政府内で連携してまいります。
19	1-05_AIと社会の関係全体に関する意見	AI利活用の制限をすべき。また、AI利用について、免許制を導入すべき。	個人	AIと社会の関係に関する全体的な議論は、政府の「AI戦略会議」において行われており、政府内で連携してまいります。
20	1-05_AIと社会の関係全体に関する意見	生成AIは全面的に規制するべき。	個人	AIと社会の関係に関する全体的な議論は、政府の「AI戦略会議」において行われており、政府内で連携してまいります。
21	1-05_AIと社会の関係全体に関する意見	様々な懸念を解消するためには、現時点の条文の解釈論のみならず、立法論も含めた本格的な検討を早急に行う必要があると考える。	一般社団法人日本音楽著作権協会、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本美術著作権連合、国際ゲーム開発者協会東北	本考え方では、今後も、著作権侵害等に関する判例・裁判例をはじめとした具体的な事例の蓄積、AIやこれに関する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等を踏まえて、引き続き検討を行っていくものとしています。
22	1-06_誤った理解の防止・周知啓発に関する意見	著作権について誤った解釈をしている人がほとんどであるため、「二次創作と著作権」のような題材で、より多くの人が身近に感じられるものとして、正しい理解を促進できるようにしてほしい。	個人	今後も、著作権制度の基本的な考え方等について、社会に対して分かりやすい形で周知・啓発に向けた取組みを行って参ります。
23	1-06_誤った理解の防止・周知啓発に関する意見	素案で現行の著作権法に関する解釈が示されたことによって、日本での生成AI開発が遅れることを懸念する声もみられるが、説得力ある主張とは到底言えない。国内外を問わず、生成AIの開発事業者やサービス提供事業者が権利者から許諾を得て、適切な対価を支払ったうえで著作物を正々堂々と利用すればいい。	一般社団法人日本新聞協会	本考え方が取りまとめられた後は、示された考え方について、不正確な理解がされないよう、社会に対して分かりやすい形で周知・啓発に向けた取組みを行って参ります。
24	1-06_誤った理解の防止・周知啓発に関する意見	生成ＡＩを安心・安全に利用できる環境を作ることが重要であり、今回の「考え方」の整理を端緒として、今後も分かりやすいガイドライン等の作成について検討が深められることを要望する。 ほか、丁寧な発信に関する要望	一般社団法人日本民間放送連盟、公益社団法人日本漫画家協会、一般社団法人新経済連盟	本考え方が取りまとめられた後は、示された考え方について、不正確な理解がされないよう、社会に対して分かりやすい形で周知・啓発に向けた取組みを行って参ります。
25	1-06_誤った理解の防止・周知啓発に関する意見	個人の裁量による部分が多く、著作権侵害を避けるためにも、生成AIを開発・利用した場合、どのような場合に著作権侵害になるのか、開発者と利用者、双方により明確で具体的なガイドラインを定めてほしい。	個人	本考え方が取りまとめられた後は、示された考え方について、不正確な理解がされないよう、社会に対して分かりやすい形で周知・啓発に向けた取組みを行って参ります。
26	1-06_誤った理解の防止・周知啓発に関する意見	「機械学習のための著作物の利用は自由だ」といった、誤った認識を持つユーザーが多い。中には、嫌がらせや不当な利益の享受を目的に生成AIを用いる、倫理が欠如した悪質なユーザーもいる。 著作権法（30条の４）についての正しい法令の周知と、被害を拡大させないための罰則の整備が必要である。	個人	本考え方が取りまとめられた後は、示された考え方について、不正確な理解がされないよう、社会に対して分かりやすい形で周知・啓発に向けた取組みを行って参ります。
27	1-06_誤った理解の防止・周知啓発に関する意見	30条の4の存在で「日本では無断で作品を生成AIへの学習・出力を公開しても制限なく違法にならない」といった解釈が広まっている。	個人	本考え方が取りまとめられた後は、示された考え方について、不正確な理解がされないよう、社会に対して分かりやすい形で周知・啓発に向けた取組みを行って参ります。
28	1-06_誤った理解の防止・周知啓発に関する意見	国内全般にデジタル技術の知識、倫理観の乏しさを感じるため、国内の教育や周知を行っていく必要がある。	個人	本考え方では、生成AIに関する著作物の利用についての適切なルール・ガイドラインの策定や、生成AI及びこれに関する技術についての共通理解の獲得、AI学習等のための著作物のライセンス等の実施状況、海賊版を掲載したウェブサイトに関する情報の共有などが図られることが、AIの適正な開発及び利用の環境を実現する観点から重要であるとの考えが示されています。
29	1-07_権利保護と利用のバランスに関する意見	昨今のAI技術の進展は想像を超えるもので、著作物の利用手段、態様も従来著作権法が想定していた範囲から飛躍的に拡大している。そのため、「著作者等の権利・利益の保護」が損なわれることがないよう、立法論としても法解釈の面からも、利用に際しての利便性のみに傾かないよう、細心の注意が特に求められるべき。 ほか、著作権者等の権利・利益の保護とAI事業者による利用のバランスの確保が重要とする意見	一般社団法人日本雑誌協会・一般社団法人日本書籍出版協会・一般社団法人デジタル出版者連盟、日本電信電話株式会社、CISAC、一般社団法人日本印刷産業連合会、一般社団法人日本民間放送連盟	著作権法は、「著作者等の権利の保護」と「著作物等の公正・円滑な利用」とのバランスを踏まえ、文化の発展に寄与することを法の目的としています。本考え方も、このような著作権法の目的に沿って検討を行ったものです。
30	1-08_今後の検討に関する意見	生成AIを含む技術革新は日進月歩であるため、生成AIと著作権との関係については、国際的な動向を含めて必要に応じた見直しを随時行うことに賛同する。 ほか、随時見直しに賛同する意見	一般社団法人学術著作権協会、AIガバナンス協会、LINEヤフー株式会社、一般社団法人知的財産協会会、株式会社Preferred Networks、一般社団法人新経済連盟、株式会社日本国際映画著作権協会	本考え方では、今後も、著作権侵害等に関する判例・裁判例をはじめとした具体的な事例の蓄積、AIやこれに関する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等を踏まえて、引き続き検討を行っていくものとしています。
31	1-08_今後の検討に関する意見	AIに関わるすべての著作権者、AI事業者、AI利用者が歩み寄って、建設的かつ継続的な議論と本素案の内容の見直しを続けていくことを希望する。 ほか、ステークホルダー間での継続的な議論や社会的合意形成の必要性についての指摘	ソフトバンクグループ株式会社、グーグル合同会社、BSA|ザ・ソフトウェア・アライアンス、一般社団法人日本美術著作権連合	本考え方では、今後も、著作権侵害等に関する判例・裁判例をはじめとした具体的な事例の蓄積、AIやこれに関する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等を踏まえて、引き続き検討を行っていくものとしています。また、ご指摘を踏まえ、民間の当事者間において、適切なルール・ガイドラインの策定や生成AI及びこれに関する技術についての共通理解の獲得等の情報共有の重要性について追記しました。
32	1-08_今後の検討に関する意見	著作隣接権とＡＩとの関係については議論を継続するとしているが、著作者の権利と実演家の権利とは本質的に異なるものであることに十分に留意すべきであり、実演の利用における思想又は感情の享受することを目的としない場合とはどのような場合を言うのか、また、生成ＡＩによる「実演」が考えられるかなど検討すべき点において、著作物と実演とを同一には論じ得ない。	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター	本考え方では、著作権（著作財産権）を中心に検討を行いましたが、今後、著作者人格権や著作隣接権とAIとの関係（俳優・声優等の声を含んだ実演・レコード等の利用とAIとの関係等を含む）についても、検討すべき点の有無やその内容に関する検討を含め、議論を継続していくことが必要としています。
33	1-08_今後の検討に関する意見	音声が無断学習されている。音声も保護すべき。	個人	本考え方では、著作権（著作財産権）を中心に検討を行いましたが、今後、著作者人格権や著作隣接権とAIとの関係（俳優・声優等の声を含んだ実演・レコード等の利用とAIとの関係等を含む）についても、検討すべき点の有無やその内容に関する検討を含め、議論を継続していくことが必要としています。
34	1-08_今後の検討に関する意見	教育、医療、広告等といった分野別での事例収集・整理を検討され、分野特有の課題に対する一定の見解を示すことが期待される。	一般社団法人新経済連盟	本考え方では、今後も、著作権侵害等に関する判例・裁判例をはじめとした具体的な事例の蓄積、AIやこれに関する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等を踏まえて、引き続き検討を行っていくものとしています。また、民間の当事者間において、適切なルール・ガイドラインの策定や生成AI及びこれに関する技術についての共通理解の獲得等の情報共有の重要性について追記しました。
35	1-09_本パブリックコメントの実施方法に関する意見	短期間の意見募集で、定められた時間内に思慮深く建設的なフィードバックを提供することは非常に困難。関係者が実質的で、思慮深く、建設的な意見を提供できるよう、4週間以上の期間を設けていただきたい。	BSA|ザ・ソフトウェア・アライアンス	本パブリックコメントの実施については、あらかじめ、本小委員会第5回（令和5年12月20日）において本考え方の素案（同日版）をお示しし、また、この素案を修正したものについて令和6年1月中旬～2月上旬にパブリックコメントを実施するスケジュールをお示ししておりました。今後も、十分にご意見をお寄せいただけるよう、適切な期間の確保に努めて参ります。

1. 総論関係（本考え方「1. はじめに」「2. 検討の前提として」「6. おわりに」関係）

No	分類	意見概要	提出者	意見に対する事務局の考え方
36	1-10_条約・国際的な調和に関する意見	諸外国が、AI技術の健全かつ適切な発展と国際競争力の強化のために、むしろ自国の法制度を日本型の著作権法制に近づけようとする機運が存在していること（特にモデルのトレーニングに関するルール）にも十分留意することが重要であり、我が国の法制を、「現行の」諸外国の法制に合わせるという安易な方向で検討、議論を進めるべきではない。	生成AI基盤モデル開発事業者有志	法第30条の4を含む「柔軟な権利制限規定」は、イノベーション創出のため、新技術を活用した新たな著作物の利用にも柔軟に対応できる権利制限規定として整備されたものであり、本考え方も、このような規定の趣旨に沿って検討を行ったものです。
37	1-10_条約・国際的な調和に関する意見	ベルヌ条約のスリーステップテストを含む国際的な著作権法制を尊重する形で、日本におけるTDMの権利制限とその解釈を行うように支持します。	株式会社日本国際映画著作権協会	本考え方では、今後も、著作権侵害等に関する判例・裁判例をはじめとした具体的な事例の蓄積、AIやこれに関する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等を踏まえて、引き続き検討を行っていくものとしています。
38	1-10_条約・国際的な調和に関する意見	法30条の４について、国際的動向から乖離した、海外諸国の法律との齟齬を来たすような広範な解釈は行うべきでない。	IFPI（国際レコード産業連盟）	本小委員会においては、生成AIと著作権に関する諸外国の法制度及び「広島AIプロセス」等の国際的な枠組みとの関係も踏まえて検討を行っています。
39	1-10_条約・国際的な調和に関する意見	AI開発において、人権保護意識の高い海外と溝が生じるため、国際的なAI規制の流れに日本も合わせるべき。	個人	本小委員会における検討においては、諸外国におけるAIと著作権に関する検討状況も踏まえて審議を行っており、例えば、広島AIプロセス等のAIに関する国際的な枠組みや、EUにおけるDSM指令、AI Act等の状況についても検討を行っています。
40	1-10_条約・国際的な調和に関する意見	From an international point of view, the Japanese TDM exception probably does not adhere to the so-called “three-step test”.We advise the Japanese government to limit the scope of copyright exceptions for TDM. TDM activities for commercial purposes shall be subject to an authorization from and the payment of a fair remuneration for the rights holders, this is essential to safeguard the rights of creators.	CISAC	我が国も加盟する「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」（ベルヌ条約）第９条第２項等で規定されるスリー・ステップ・テストについて、現行の著作権法における権利制限規定はこれに適合したものとなっていると考えます。本考え方においても、このようなスリー・ステップ・テストに適合した各権利制限規定の趣旨に沿って考え方をお示ししています。
41	1-10_条約・国際的な調和に関する意見	ベルヌ条約加盟国として各国と足並みを揃えるべき。	個人	我が国も加盟する「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」（ベルヌ条約）第９条第２項等で規定されるスリー・ステップ・テストについて、現行の著作権法における権利制限規定はこれに適合したものとなっていると考えます。本考え方においても、このようなスリー・ステップ・テストに適合した各権利制限規定の趣旨に沿って考え方をお示ししています。また、本小委員会における検討においては、諸外国におけるAIと著作権に関する検討状況も踏まえて審議を行っており、例えば、広島AIプロセス等のAIに関する国際的な枠組みや、EUにおけるDSM指令、AI Act等の状況についても検討を行っています。
42	1-11_当事者間の協議・ソフトローの構築に関する意見	今後、政府においては、著作権法30条の4の運用に関するガイドライン（ハード・ロー）を超えて、ソフト・ローの運用を含めたAI学習に向けたライセンス市場の整備にも尽力されることを期待する。	一般社団法人新経済連盟	市場における対価還元を促進することの必要性は本考え方において指摘をしており、著作権法の枠内にとどまらず、議論していくことが必要と考えています。
43	1-12_”robots.txt”を含む業界慣行に関する意見	今回の素案では、著作権法30条の4ただし書の具体例として”robots.txt”にも触れられている。このような具体例が素案で示されることにより、”robots.txt”を尊重した運用が期待されるのは望ましいことである。	一般社団法人新経済連盟	本考え方においては、現状でAI学習のための複製を防止する為に施されている技術的な措置の実例なども踏まえつつ検討を行い、考え方をお示ししています。
44	1-12_”robots.txt”を含む業界慣行に関する意見	迅速に著作権侵害の可能性を判定できる技術的な仕組みで、著作権者と生成AI開発者が合意できるものを実装することが必要。	国立研究開発法人情報通信研究機構、一般社団法人新経済連盟	本考え方では、今後も、著作権侵害等に関する判例・裁判例をはじめとした具体的な事例の蓄積、AIやこれに関する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等を踏まえて、引き続き検討を行っていくものとしています。
45	1-13_記載の方法に関する意見	実際に示されている「一定の考え方」の多くは両論併記的な内容になっており、これによって法解釈の予見可能性が高まるとはいえないため、「懸念」の解消に向けた効果は限定的なものにならざるを得ない。	一般社団法人日本音楽著作権協会	本考え方では、読み手にとって可能な限り明確な記載となるよう、できる限り両論併記を避け、本小委員会の審議において委員間で多数を占めたと考えられる意見を本文に記載し、これ以外の意見を脚注に記載することとしています。
46	1-13_記載の方法に関する意見	様々な考え方があり得る論点については両論併記や「という考え方もあり得る」といった表現とすること、あるいはマルチステークホルダーでの合意が十分に図られていると考えられる項目に限定して考え方を示すことが望ましい。 ほか、異論のない部分のみに記載をとどめるべきとする意見	AIガバナンス協会、グーグル合同会社	本考え方では、読み手にとって可能な限り明確な記載となるよう、できる限り両論併記を避け、本小委員会の審議において委員間で多数を占めたと考えられる意見を本文に記載し、これ以外の意見を脚注に記載することとしています。
47	1-14_記載の明確化に関する意見	技術の急速な発展を受け、許容される行為の外延を明確・具体的に規律しきることが非常に難しい状態になっていると理解しているため、開発現場における萎縮効果が生じないよう、損害賠償・差止め請求や刑事罰等における侵害主体の認定や主観要件の認定はより厳格に判断されるべきと考えており、その旨を反映いただきたい。	株式会社Preferred Networks	ご指摘の著作権侵害に関する事実認定及び法的評価は、裁判所が個別具体的な事案に応じて判断するものですが、本考え方では、規範的行為主体論、著作権侵害の要件（類似性及び依拠性）、並びに侵害に対する措置としての差止請求・損害賠償請求及び刑事罰それぞれの要件・効果（故意・過失、差止請求において認められる措置等）について、明確化を図るべく記載しています。
48	1-14_記載の明確化に関する意見	全体を通して「AI開発事業者」や「AIサービス提供者」という言葉が定義なく使われているが、明確な定義付けをすることが望ましい。	AIガバナンス協会	ご指摘を踏まえ、生成AIと著作権の関係における関係当事者として本考え方において想定される者に関する記載を追加いたしました（3.（1）エ）。
49	1-14_記載の明確化に関する意見	本素案は「AIと著作権に関する考え方」という表題が付されているが、実際の内容については、生成AIに関する記載が中心となっており、誤解を招く表現となっていることから、本文書の対象となる技術のスコープについては明確化することが望ましい。	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会	本考え方で検討の対象としている法第30条の４等の規定は、生成AIのみを対象とするものではなくAI一般（その学習等に関する著作物等の利用）を対象とするものであるため、表題は生成AIに限定していません。本文中の記載については、現状の記載でも、該当箇所の記載の対象が生成AIに限られるものか否かは明確となっていると考えます。
50	1-15_その他の意見	学習を許可制にすれば大幅に回避可能。完全削除できるよう開発を急ぐべき	有限会社スピーコム	AIと著作権の関係については、今後も、著作権侵害等に関する判例・裁判例をはじめとした具体的な事例の蓄積、AIやこれに関する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等を踏まえて、引き続き検討を行ってまいります。
51	1-15_その他の意見	生成AIに多量の著作物を読み込ませ、記憶させた上で、利用者が一定の条件を設定し、生成AIに指示を与えることによってそのデータから新たな生成物を作成させる以上、その生成物は「元の著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させる」ものになることは避けられないと考える。 生成AIが作成した新たな著作物は元の著作物の二次的利用とまで言えないにしても相当依拠したものになることは当然の結果として起こりえることである。 こういった制度を容認していくのであれば権利侵害を容易に探知し、権利者、出版者の利益を確保するための簡便な法的仕組みを構築し、起こり得る権利侵害に対する対策を同時に制度化することが必要である。	株式会社医学書院	AIと著作権の関係については、今後も、著作権侵害等に関する判例・裁判例をはじめとした具体的な事例の蓄積、AIやこれに関する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等を踏まえて、引き続き検討を行ってまいります。
52	1-15_その他の意見	生成ワードの記録・使用学習素材の履歴保存を義務づけたい。	有限会社スピーコム	AIの透明性については、現在、総務省及び経済産業省において策定に向けた検討が進められている「AI事業者ガイドライン」において取り上げられており、本小委員会においても、このような他の検討と連携しつつ、本考え方の検討を行っています。

1. 総論関係（本考え方「1. はじめに」「2. 検討の前提として」「6. おわりに」関係）

No	分類	意見概要	提出者	意見に対する事務局の考え方
53	1-15_その他の意見	AI利用者はAI生成物の公開にあたり、1・AI生成物であること、2・利用したAIの種類を明記することをガイドライン等で義務化して欲しい。	一般社団法人日本動画協会	AI生成物であることを識別できるようにするための仕組みについては、偽・誤情報対策等にも関連するものであり、著作権法の範囲にとどまるものではないと考えられます。AI生成物であることを識別できるようにするための仕組みについては、現在、総務省及び経済産業省において策定に向けた検討が進められている「AI事業者ガイドライン」において取り上げられており、本小委員会においても、このような他の検討と連携しつつ、本考え方の検討を行っています。
54	1-15_その他の意見	AIについて、情報発信することにより、嫌がらせや誹謗中傷を受けるクリエイターやイラストレーターがいる。	個人	嫌がらせや誹謗中傷については、個別の事案に応じた判断が必要となりますが、名誉毀損や業務妨害等による不法行為責任・刑事罰等の適用がある場合も考えられ、これらによる対応を取ることも考えられます。
55	1-15_その他の意見	生成AIによって自殺教唆や殺人予告を想起させるイラストを作成される嫌がらせがあるので、AIは規制すべきだ。	個人	嫌がらせや誹謗中傷については、個別の事案に応じた判断が必要となりますが、名誉毀損や業務妨害等による不法行為責任・刑事罰等の適用がある場合も考えられ、これらによる対応を取ることも考えられます。
56	1-15_その他の意見	生成AI利用者でないのに、自らの創作物がAI生成物だと決めつけられ、誤認による嫌がらせを受ける可能性がある。	個人	嫌がらせや誹謗中傷については、個別の事案に応じた判断が必要となりますが、名誉毀損や業務妨害等による不法行為責任・刑事罰等の適用がある場合も考えられ、これらによる対応を取ることも考えられます。
57	1-15_その他の意見	イラストにある製作者のサインをAIにより取り除く行為には、著作権法第30条の４の適用はなく、違法とすべきである。	個人	既存の著作物に表示された著作者の氏名を取り除く行為は、氏名表示権侵害となり、当該既存の著作物の著作者は差止請求・損害賠償請求等の対応措置をとることができると考えられます。
58	1-15_その他の意見	素案において「透明性の確保とそれを担保するための義務」につき明記すべきである。	一般社団法人日本音楽出版社協会、AIに関する音楽団体協議会、CISAC	ご指摘の、AIの透明性については、著作権法の範囲にとどまるものではないと考えられます。AIの透明性については、現在、総務省及び経済産業省において策定に向けた検討が進められている「AI事業者ガイドライン」において取り上げられており、本小委員会においても、このような他の検討と連携しつつ、本考え方の検討を行っています。
59	1-15_その他の意見	どのような思想を抱くかは本人の自由だが、利用者として利用するＡＩがどのような出自なのかを事前に把握することは重要である。食品の原材料と同じく、ＡＩについても明示するよう文化庁から発信されることを強く期待する。	日本音楽家ユニオン	ご指摘の、AI生成物であることを識別できるようにするための仕組みについては、偽・誤情報対策等にも関連するものであり、著作権法の範囲にとどまるものではないと考えられます。AI生成物であることを識別できるようにするための仕組みについては、現在、総務省及び経済産業省において策定に向けた検討が進められている「AI事業者ガイドライン」において取り上げられており、本小委員会においても、このような他の検討と連携しつつ、本考え方の検討を行っています。
60	1-15_その他の意見	AI生成物には、AI生成物であることを標記することを義務とすべき。	個人	ご指摘の、AI生成物であることを識別できるようにするための仕組みについては、偽・誤情報対策等にも関連するものであり、著作権法の範囲にとどまるものではないと考えられます。AI生成物であることを識別できるようにするための仕組みについては、現在、総務省及び経済産業省において策定に向けた検討が進められている「AI事業者ガイドライン」において取り上げられており、本小委員会においても、このような他の検討と連携しつつ、本考え方の検討を行っています。
61	1-15_その他の意見	AIによってアーティストの肖像や声を再現して生成されたいわゆるディープフェイクコンテンツから権利者を保護することは喫緊の課題であり、早急に論点整理を行うとともに、救済制度の確立その他の対策を検討し実施すべき。	一般社団法人日本音楽出版社協会、AIに関する音楽団体協議会	ご指摘のディープフェイク対策については、偽・誤情報対策等にも関連するものであり、著作権法の範囲にとどまるものではないと考えられます。ディープフェイク対策については、現在、「AI時代の知的財産権検討会」（内閣府知的財産戦略推進事務局）において課題として取り上げられているものと承知しており、本小委員会においても、このような他の検討と連携しつつ、本考え方の検討を行っています。
62	1-15_その他の意見	今後も生成ＡＩの技術の発展に伴い、放送局や放送番組を装ったディープフェイクによる偽情報がさらに蔓延し、報道機関としての報道・情報の信用が損なわれることを強く危惧する。ＡＩ事業者による技術的対策や著作権法以外の法律での対応なども含め、ディープフェイク対策について多面的に検討することを要望する。	一般社団法人日本民間放送連盟	ご指摘のディープフェイク対策については、偽・誤情報対策等にも関連するものであり、著作権法の範囲にとどまるものではないと考えられます。ディープフェイク対策については、現在、「AI時代の知的財産権検討会」（内閣府知的財産戦略推進事務局）において課題として取り上げられているものと承知しており、本小委員会においても、このような他の検討と連携しつつ、本考え方の検討を行っています。
63	1-15_その他の意見	現在使用されている多くの画像生成AIのデータセットには、性的虐待画像が大量に入っているがどう対処するのか。	個人	性的虐待画像や、いわゆるCSAM（Child Sexual Abuse Material）については、刑法、児童ポルノ禁止法等の関係法令において規制が設けられており、これらの法令における禁止規定に該当する行為があった場合、これらの法令に基づく刑事罰等の措置を受けることとなります。
64	1-15_その他の意見	AIによって悪質な児童ポルノ画像が生成されているので法整備をしてほしい。	個人	性的虐待画像や、いわゆるCSAM（Child Sexual Abuse Material）については、刑法、児童ポルノ禁止法等の関係法令において規制が設けられており、これらの法令における禁止規定に該当する行為があった場合、これらの法令に基づく刑事罰等の措置を受けることとなります。
65	1-15_その他の意見	著作権法で児童性的虐待画像CSAMの学習を抑止できるなら、手当をお願いします。	個人	性的虐待画像や、いわゆるCSAM（Child Sexual Abuse Material）については、刑法、児童ポルノ禁止法等の関係法令において規制が設けられており、これらの法令における禁止規定に該当する行為があった場合、これらの法令に基づく刑事罰等の措置を受けることとなります。
66	1-15_その他の意見	AIによって著作権の被害を受けた人に対して、救済措置として、専用の相談窓口の設置と、被害を受けた側から、該当作品の差止請求手続等の簡易化を求める。	個人	文化庁では、インターネット上の海賊版による著作権侵害対策として、クリエイター等の権利者の皆様向けの相談窓口を設置しており、AIと著作権に関する著作権侵害の相談を含めて受け付けています。
67	1-15_その他の意見	生成AIを利用することは、人の努力にフリーライドしており、「生成AIの利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイター」はクリエイターとは言えず、この表現は誤りだ	個人	本考え方では、新たな著作物等のコンテンツを創作する活動を行う者として、クリエイターとの用語を用いています。
68	1-15_その他の意見	現行の著作権法のもとでは、第30条の4の規定により、営利目的の生成AIを開発するための学習利用に対して、権利者がその意思を反映させることはできない。少なくとも営利目的のAI開発のための学習利用について、権利者が意思を反映するための選択の機会を設けることについて早急な検討が必要と考える。	AIに関する音楽団体協議会	本考え方では、権利制限規定一般についての立法趣旨、及び法第30条の4の立法趣旨からすると、著作権者が反対の意思を示していること自体をもって、権利制限規定の対象から除外されると解釈することは困難としつつ、他方で、AI学習のための複製等を防止する為の技術的な措置をとることは自由に可能であること、また、権利者が情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物を販売している場合は、これをAI学習目的で複製する行為は同条ただし書に該当し得ること等が確認されています。

1. 総論関係（本考え方「1. はじめに」「2. 検討の前提として」「6. おわりに」関係）

No	分類	意見概要	提出者	意見に対する事務局の考え方
69	1-15_その他の意見	第４回法制度小委員会において、委員から「声」の保護に関する言及があったにもかかわらず、本素案ではこの点に何ら言及されていないことは大変遺憾。 「声」それ自体には著作権はないと整理されているが、「声の類似に関してはパブリシティ権の侵害となる場合がある」等の記載をしていただきたいと考えている。 声を使った実演については実演家の権利もあり、実演家の権利については１０２条の明文規定で３０条の４が準用されている。したがって、声優、俳優、歌手など実演家の権利にも焦点を当てた記載が必要と考える。 本素案により、図らずも声優の「商品」である声の悪用が促進されてしまうような事態が生じないことを切に願う	一般社団法人日本アニメフィルム文化連盟	本考え方では、著作権（著作財産権）を中心に検討を行いましたが、今後、著作者人格権や著作隣接権とAIとの関係（俳優・声優等の声を含んだ実演・レコード等の利用とAIとの関係等を含む）についても、検討すべき点の有無やその内容に関する検討を含め、議論を継続していくことが必要としています。
70	1-15_その他の意見	クリエイターが自身の思いに反して創造物を学習されないように、サインを記入することを呼び掛けるべき。	個人	本考え方では、将来的には、AI学習用クローラに限ってこれらを全てブロックすることを可能にするような技術的方式が確立されること等が期待されるとの考えが示されています。
71	1-15_その他の意見	生成AIに許可されていないデータを、無断で取り込んだ人や生成AIを取り締まれる法律を作ってほしい。	個人	本考え方では、生成AIとの関係で、法第30条の４等の権利制限規定が適用される場合だけでなく、原則どおり著作物等の利用に権利者の許諾が必要となるのはどのような場合か、といった点についても一定の考え方を示しており、このような場合には、現行の著作権法に基づいて、既存の著作物の著作権者が差止請求等の権利行使をすることができると考えられます。
72	1-15_その他の意見	著作権者の了解なく著作権者による創作物と誤認させるようなAI生成物を生成し、その結果として著作権者の名誉・声望を害するような場合には、著作権者の利益を不当に害することとなり得る	一般社団法人日本動画協会	本考え方では、著作物に当たらないものについて著作物であると称して流通させるという行為について、著作権法による保護が適切かどうかなど、著作権との関係については、引き続き議論が必要とされています。
73	1-15_その他の意見	生成 AIと著作権の関係を当事者が法的に取り扱う時に、契約書に権利譲渡や著作者人格権不行使事項が入っているために裁判を起こせない人が多数いるという状況が醸成されていることが問題で この点を議論しなければ審議にならないと考えられる。	一般社団法人日本芸能従事者協会	本考え方は、現行の著作権法の解釈について考え方を示すものであり、当事者間の契約関係について取り扱うものではありませんが、生成AIと著作権の関係に限らず、当事者間での適正な契約慣行の実現は引き続き課題となるものと認識しています。
74	1-15_その他の意見	特段の理由のない場合のオンラインによる審議や、どの委員かわからない意見が反映された素案の作り方は公平性に欠ける。	一般社団法人日本芸能従事者協会	本小委員会での審議については、文化庁ウェブサイトにおいて議事録を公表することで透明性を確保しています。
75	1-15_その他の意見	報道コンテンツを利用するのであれば、利用者が報道各社から許諾を得て、対価を支払うのが原則であり、生成AIの開発事業者やサービス提供事業者が知的財産にタダ乗り（フリーライド）することは許容できない。	一般社団法人日本新聞協会	市場における対価還元を促進することの必要性は本考え方において指摘をしており、著作権法の枠内にとどまらず、議論していくことが必要と考えています。
76	1-15_その他の意見	AIの深層学習には、生成AI学習用として、クリエイターに作成を依頼した創作物を使用するべきだ。もしくは、AI専用の学習データを個別に用意するべき。	個人	生成AIの技術は、これまでの人間の創作活動を基に成り立っているものであり、人間による創作活動が今後も引き続き発展していくことが、生成AI技術の持続的な発展のためにも必要不可欠です。生成AIとこれに関わる事業者、また、クリエイターとの間で、新たなコンテンツの創作と文化の発展に向けた共創の関係が実現されていくことが望まれます。
77	1-15_その他の意見	政府で推進しているクールジャパンはクリエイターの努力によって支えられている。生成AIを進めることにより、クリエイターの仕事がなくなり、クールジャパンの衰退につながるため、文化を守るためにもAIを規制すべき。	個人	生成AIの技術は、これまでの人間の創作活動を基に成り立っているものであり、人間による創作活動が今後も引き続き発展していくことが、生成AI技術の持続的な発展のためにも必要不可欠です。生成AIとこれに関わる事業者、また、クリエイターとの間で、新たなコンテンツの創作と文化の発展に向けた共創の関係が実現されていくことが望まれます。
78	1-15_その他の意見	著作物がAIに学習されること自体に対し、嫌悪感や忌避感を感じる人が多いなか、現行法では、公開した著作物が学習されることを阻止する確実的な手段がなく、結果として、作品を公開することを躊躇い、文化の発展という著作権法の目的が達成されなくなってしまう。	個人	著作権法は、「著作者等の権利の保護」と「著作物等の公正・円滑な利用」とのバランスを踏まえ、文化の発展に寄与することを法の目的としています。本考え方も、このような著作権法の目的に沿って検討を行ったものですが、AIと著作権の関係については、今後も、著作権侵害等に関する判例・裁判例をはじめとした具体的な事例の蓄積、AIやこれに関する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等を踏まえて、引き続き検討を行ってまいります。
79	1-15_その他の意見	強く、著作権の人権としての性質の再確認を求める。 『生み出されたコンテンツ』と誤認させる出力物の生成に対する使用は立法趣旨に反している。	Art of Virtue	著作者人格権については今後も議論を継続していくこととしています。 また、「人間中心の原則」についての記述を追加しました。
80	1-15_その他の意見	機械学習のために著作権を制限することは全体の利益のために個人の権利を制限することであり、機械学習によって一部の企業や団体等が利益を得ることに対して個人の権利を制限せよと言われているように感じるため、この考え方には賛同できない。改めて、30条の４の抜本的な再考を求める。	一般社団法人日本アニメフィルム文化連盟	著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為については、著作物の表現の価値を享受して自己の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ようとする者からの対価回収の機会を損なうものではなく、著作権法が保護しようとしている著作権者の利益を通常害するものではないと考えられることから、法第30条の4において、このような行為について権利制限の対象としているものです（「基本的な考え方」６頁）。
81	1-15_その他の意見	AI生成物による著作権侵害の損害賠償請求・差止請求・予防措置の請求について、量産される侵害物に対し、被害者が個別に対処することは現実的に不可能である。 また、刑事罰に関しては、原則として親告罪であるため、全ての侵害が起訴できるわけではなく、抑止につながっていない。 生成AIによる侵害の抑止力となる規制が必要である。	個人	本考え方では、既存の判例・裁判例上、著作権侵害の主体としては、物理的に侵害行為を行った者が主体となる場合のほか、一定の場合に、物理的な行為主体以外の者が、規範的な行為主体として著作権侵害の責任を負う場合があること、また、生成AIによる侵害物の生成に関しても、AI利用者のみならず、生成AIの開発や、生成AIを用いたサービス提供を行う事業者が、著作権侵害の行為主体として責任を負う場合があると考えられることが示されています。
82	1-15_その他の意見	公訴が可能な著作権法違反の場合が検討されているとはいえず、CPTPPを含む経済や知財また著作権など複数の、国際条約の履行と衝突する恐れのある内容の素案となっていないか。	Art of Virtue	本考え方では、今後も、著作権侵害等に関する判例・裁判例をはじめとした具体的な事例の蓄積、AIやこれに関する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等を踏まえて、引き続き検討を行っていくものとしています。
83	1-15_その他の意見	AIによる無断学習を禁止にしてほしい。AIを厳しく規制してほしい。	個人	本考え方では、生成AIとの関係で、法第30条の４等の権利制限規定が適用される場合だけでなく、原則どおり著作物等の利用に権利者の許諾が必要となるのはどのような場合か、といった点についても一定の考え方を示しています。
84	1-15_その他の意見	「声」については、著作隣接権に関わるものとして別途検討する必要があることを明示すべきである。	株式会社ブレイブハーツ	本考え方では、著作権（著作財産権）を中心に検討を行いましたが、今後、著作者人格権や著作隣接権とAIとの関係（俳優・声優等の声を含んだ実演・レコード等の利用とAIとの関係等を含む）についても、検討すべき点の有無やその内容に関する検討を含め、議論を継続していくことが必要としています。

2. 技術的な背景関係（本考え方「3. 生成AIの技術的な背景について」）

No	分類	意見概要	提出者	意見に対する事務局の考え方
85	3-1_生成AIについて	p.11において、「学習データの切り貼りではない」という表現の解釈が読み手によって異なる可能性があることから、表現や注釈のより丁寧な記載を検討いただきたい。	AIガバナンス協会	一般的な生成AIの仕組み上、学習データの一部分をコピーし、これを複数組み合わせることで生成物を生成する、といった仕組みとはなっていないものと承知しています。 ご指摘を踏まえ、記載を追加しました（３．（１）ウ）。
86	3-1_生成AIについて	プログラムは数式に基づく電子計算処理の指示であり、アルゴリズムは特定の狙いのあるデータ処理のために組まれた数式の集合体である。 デジタル化された著作物データから規則的な手法で導き出せる数的特徴の分類を目的としたアルゴリズムに、その自動的な分類とデジタル化された著作物内に表現されている内容との合致度を向上させるために大量の著作物データを入力する行為が生成AIにおける深層学習である。 ア、イ　予測AIと生成AIの混同の疑いがある。 ウ　概略的機序の説明としては、テンソルデータの合成と復元処理の過程が省かれていることから正確とは言い難いものとなっている。 生成AIの技術自体が個別具体の話であるにも関わらず、これ以前または以降の（２）（３）、４、５（１）から（４）、６の各項目における検討にあたって、根拠不明の「学習データの切り貼りではないとされる」が前提とされていたことには重大な問題があると指摘せざるを得ない。 文化庁側独自で、各国行政が行う生成AI問題の検討内容の確認と、客観的な事実を確認するための各国の専門家への協力要請を行い、また文化庁内で生成AIに用いられているデータセットの性質と生成AIの処理過程におけるデータセットの扱われ方と、併せて無断二次利用、著作者人格権侵害の可能性を権利者擁護の見地から検証を行うべきである。	Art of Virtue	一般的な生成AIの仕組み上、学習データの一部分をコピーし、これを複数組み合わせることで生成物を生成する、といった仕組みとはなっていないものと承知しています。 ご指摘を踏まえ、記載を追加しました（３．（１）ウ）。
87	3-1_生成AIについて	生成AIの開発・学習の工程について、技術的な観点からより一層詳細に、正しく理解することによって、本論考において議論するべき論点を明確化することができます。特に、「この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる」という点に関して、なぜこのようなことが言えるのか、正確に理解することが必要です。	Asia Internet Coalition Japan	一般的な生成AIの仕組み上、学習データの一部分をコピーし、これを複数組み合わせることで生成物を生成する、といった仕組みとはなっていないものと承知しています。 ご指摘を踏まえ、記載を追加しました（３．（１）ウ）。
88	3-1_生成AIについて	「この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる」とあるが、現在の生成AIの多くは、事実上学習データの切り貼りとなっている。	個人	一般的な生成AIの仕組み上、学習データの一部分をコピーし、これを複数組み合わせることで生成物を生成する、といった仕組みとはなっていないものと承知しています。 ご指摘を踏まえ、記載を追加しました（３．（１）ウ）。
89	3-1_生成AIについて	p.11において、「学習データの切り貼りではない」という表現の解釈が読み手によって異なる可能性があることから、表現や注釈のより丁寧な記載を検討いただきたい。	AIガバナンス協会	ご指摘を踏まえ、記述を明確化しました。
90	3-3_AI開発事業者・AIサービス提供者による技術的な措置	素案では「現存するアーティストの氏名等を指定したプロンプト等による生成指示を拒否する技術」を例に挙げているが、このような措置を導入していても、侵害防止措置を回避して特定の類似物等を生成するケースが実際に発生しているため、根本的な侵害の対策にはなっていない。	個人	ご指摘の箇所は、AI開発事業者・AIサービス提供事業者等によって、生成物による著作権侵害のリスクを低減するために取られている技術的な措置を紹介しています。これらの措置によって、既存の著作物の類似物が一切生成されないものとして紹介しているものではありません。
91	3-3_AI開発事業者・AIサービス提供者による技術的な措置	p.11の（３）②についてはクローリングされる側の技術的な措置を前提とするものであるため、そうした措置として念頭に置かれているものの概要についても注釈等で補足することが望ましい。また、「機械可読な技術的な」という表現については、趣旨の明確化のため、より平易かつ理解が容易な記載に修正いただきたい。	AIガバナンス協会	ご指摘を踏まえ、明確化のため記載を修正しました（３．（３））。

3. 開発・学習段階関係（本考え方「5. 各論点について（1）開発・学習段階」）

No	分類	意見概要	提出者	意見に対する事務局の考え方
92	5-1-X_開発・学習段階_その他	許諾を不要にすることによる生成AIの学習段階の負担軽減のみを評価するのではなく、生成物の利用段階における権利侵害チェック等の負担も当然に含めて評価すべき。現行法下で生成物が既存著作物に類似していないかなど権利侵害のチェック負担が非常に重く、問題の解決には、学習段階で元著作物に依拠した生成物の利用まで含めた許諾をとるという改正前の状態に戻すことが商習慣的にも順当。学習段階の負担軽減のためには許諾を不要とする手段をとるのではなく、許諾を簡便にする環境を整える方向で改めて検討することが望ましい。	国際ゲーム開発者協会東北	現状の生成AIは、通常、生成･利用段階において学習データである著作物と創作的表現が共通したものを常に出力するものとはいえないことから、開発・学習段階における利用許諾の要否と、生成・利用段階における利用許諾の要否とは別個の問題として検討する必要があると考えられます。
93	5-1-X_開発・学習段階_その他	AI生成物にAI生成物であることの明示と、生成物登録の制度化を求める。 今後、AIによってどのようなリスクが生まれるか予測することは難しいと言われる。AIによる問題が発生した場合、そのデータの戸籍が分かれば改善の方策が講じられる。これは国際的に行われなければ意味がないため、各国に対して技術的に必要水準を定めた戸籍簿を作るような条約を設けることが必要になると思われる。	協同組合日本俳優連合	ご指摘の、AI生成物であることを識別できるようにするための仕組みについては、偽・誤情報対策等にも関連するものであり、著作権法の範囲にとどまるものではないと考えられます。AI生成物であることを識別できるようにするための仕組みについては、現在、総務省及び経済産業省において策定に向けた検討が進められている「AI事業者ガイドライン」において取り上げられており、本小委員会においても、このような他の検討と連携しつつ、本考え方の検討を行っています。
94	5-1-X_開発・学習段階_その他	学習は、法30条の4に規定する著作権を侵害することのない情報解析の一形態であり、学習データから著作物を削除するよう要求する根拠はない。	Microsoft Corporation	ご指摘の点については、本考え方でお示ししているように、法第30条の４その他の現行の著作権法の規定に照らして、著作権侵害となるか否か等について個別に判断すべきものと考えられます。
95	5-1-X_開発・学習段階_その他	著作権法の従来の一般的解釈や判例から逸脱した記載には慎重であるべきであり、AI事業者によるAIの学習・開発行為を不当に萎縮させる記載は削除するべきと考えます。	グーグル合同会社	本考え方は、著作権法に関するこれまでの判例・裁判例、学説の状況及び本小委員会における有識者の審議に基づいて、現行の著作権法の解釈を精緻化した考え方をお示しするものであり、従来の法解釈を覆すものではありません。
96	5-1-ア_検討の前提	著作権法３０条の４は、平成30年度に成立した改正案であり、現在の生成AI技術の発展の背景から考えても、時代に沿ったものではない。生成AIが発展したこの時代に即した立法を求める。	個人	AIと著作権の関係については、今後も、著作権侵害等に関する判例・裁判例をはじめとした具体的な事例の蓄積、AIやこれに関する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等を踏まえて、引き続き検討を行ってまいります。
97	5-1-ア_検討の前提	５．（１）ア（イ）について、記載の内容には全面的に賛同する。しかし、本素案における各論の記載は「再整理を行うに当たっては、上記のように様々な技術革新に伴う著作物の新たな利用態様が不測の悪影響を受けないよう留意」しているようには思われない記載が散見され、生成AIの学習目的に限らない著作物の非享受利用（例えば、ウェブ上のデータを利用した自然言語研究等）にも著しい萎縮効果が生じることが可能性があり、慎重な記載が必要である	一般社団法人日本ディープラーニング協会・株式会社Algomatic	ご指摘の「萎縮」は、本考え方の内容が誤って理解されることにより生じるものであることから、本考え方が取りまとめられた後は、示された考え方について、不正確な理解がされないよう、社会に対して分かりやすい形で周知・啓発に向けた取組みを行って参ります。
98	5-1-ア_検討の前提	５（１）ア(イ)に「法第30条の４の適用範囲等の、同条の解釈が具体的に問われる場面も増加していることから、現時点では、特に生成AIに関する同条の適用範囲等について、再整理を図ることが必要である」とある通り日本においては法令順守意識と訴訟への抵抗感から、柔軟な規定で適用範囲を定義することは社会の要請になじまないことが明らか。 法30条の4は日本の法であり、立法府が定めた法である。柔軟な規定が国会の議決に伴い法として制定された以上、言葉の解釈は司法と立法によって検討されるべき。	株式会社七タ研究所	本考え方は、判例・裁判例等の司法判断の蓄積が未だ乏しい中で、生成AIと著作権の関係についての関係当事者からの懸念の声を踏まえて、現時点において必要と考えられる範囲で、現行の著作権法の解釈に関する考え方をお示しするものです。
99	5-1-ア_検討の前提	非享受利用の範囲が海外の法制と整合するかは疑問であり、ベルヌ条約に抵触する恐れは否定できないため、権利制限規定の在り方についてはより一層慎重になるべき。	個人	我が国も加盟する「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」（ベルヌ条約）第９条第２項等で規定されるスリー・ステップ・テストについて、現行の著作権法における権利制限規定はこれに適合したものとなっていると考えます。本考え方においても、このようなスリー・ステップ・テストに適合した各権利制限規定の趣旨に沿って考え方をお示ししています。
100	5-1-ア_検討の前提	生成AIの学習に著作物を用いるのであれば、著作権者に許諾を取るべき。無断で、学習に用いたら、侵害行為とすべき。	個人	本考え方では、生成AIとの関係で、法第30条の４等の権利制限規定が適用される場合だけでなく、原則どおり著作物等の利用に権利者の許諾が必要となるのはどのような場合か、といった点についても一定の考え方を示しています。
101	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	学習済みモデルの学習・開発行為に著作権侵害が認められる場合は極めて限定されるべき。p.18の一つ目のにある、創作的表現が共通する事実のみをもって学習・開発段階における享受目的を推認することまではできない旨の記載は、正論であり、AI学習・開発行為を萎縮させないという点において大原則となる考え方であり、AI開発事業者として賛同する。 アウトプットがインプットの適法性に影響を及ぼすような記載も見られるが、上記大原則との関係で極めて例外的な場合であることが強調されるべき	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会	ご指摘については、訴訟等において、開発・学習段階における利用行為の目的を認定する上での一般的な事実認定の方法として、その後の生成・利用段階における事情も間接事実となり得ることを前提としています。生成・利用段階における侵害物の頻発等の事情が、開発・学習段階における事業者の享受目的を推認させるものであるか否かは、当該事情に照らして個別に判断されることとなります。
102	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	開発・学習段階に関する法の評価において、生成・利用段階との関連性を一般化しないことを求める。	BSA|ザ・ソフトウェア・アライアンス	ご指摘の箇所については、訴訟等において、開発・学習段階における利用行為の目的を認定する上での一般的な事実認定の方法として、その後の生成・利用段階における事情も間接事実となり得ることを前提にしたものです。生成・利用段階における利用者の行為が、開発・学習段階における事業者の享受目的を推認させるものであるか否かは、当該行為の性質に照らして個別に判断されることとなります。
103	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	生成・利用段階は、利用者が所定の用途の範囲内で、自由にプロンプトを入力してアウトプットを生成するものであり、必ずしもモデルの開発・学習を行った事業者が管理できるものではない。生成・利用段階における利用状況から、開発・学習段階にさかのぼって、当該開発・学習段階における著作権法上の評価を判断することには極めて慎重であるべき。	Asia Internet Coalition Japan	ご指摘の箇所については、訴訟等において、開発・学習段階における利用行為の目的を認定する上での一般的な事実認定の方法として、その後の生成・利用段階における事情も間接事実となり得ることを前提にしたものです。生成・利用段階における利用者の行為が、開発・学習段階における事業者の享受目的を推認させるものであるか否かは、当該行為の性質に照らして個別に判断されることとなりますが、AI利用者が既存の著作物の類似物の生成を意図して生成AIに入力･指示を与えたことに起因して、生成・利用段階において侵害物の生成が頻発するような場合は、開発・学習段階における事業者の享受目的を推認させる要素とはならないと考えられます
104	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	生成された著作物として共通の創作的表現を有するアウトプットの生成が、生成・利用の段階において著しく頻発することが、開発・学習段階における享受目的の存在を推認する要素となり得るとの記載は不明確であり、削除されるべき	Microsoft Corporation	ご指摘の箇所については、訴訟等において、開発・学習段階における利用行為の目的を認定する上での一般的な事実認定の方法として、その後の生成・利用段階における事情も間接事実となり得ることを前提にしたものです。生成・利用段階における侵害物の頻発等の事情が、開発・学習段階における事業者の享受目的を推認させるものであるか否かは、当該事情に照らして個別に判断されることとなります。
105	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	５．（１）イ（イ）について、記載内容について概ね異論はないが、例で示しているRAGに関する著作物の利用は、生成・利用段階における著作物の利用である。（１）開発・学習段階に記載することで、生成AIモデルの学習のことについての記載であると誤解されかねないため、生成・利用段階における著作物の利用であることが明確になるよう記載内容を修正のうえ、記載位置を５．（２）に移動させるべき。	一般社団法人日本ディープラーニング協会	ご指摘の箇所については、生成AIと著作権の関係で、開発・学習段階において、学習済みモデルの作成のためのAI学習（事前学習又は追加的な学習）の場面とは別に著作物が用いられる場面として、昨今、RAG等において生成AIに入力するためのデータベースを作成するために既存の著作物の複製等が生じる事例が見られることから、開発・学習段階における利用行為として記載しているものです。
106	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	注釈13 について、「例えば、AI学習を行う者が、生成AIによる生成物を観賞して楽しむ等の目的を有していたとしても、」とあるが、「例えば、AI学習を行う者が、生成AIによる生成物を観賞して楽しむ等の享受目的を有していたとしても、」と記載すべきではないか。	一般社団法人新経済連盟	ご指摘の点について、明確化のため記載を修正しました。
107	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	５．（１）イ（イ）脚注13について、脚注13の文意の明確化のために享受の対象について明確すべきである。	一般社団法人日本ディープラーニング協会	ご指摘の点について、明確化のため記載を修正しました。
108	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	５．（１）イ（イ）について、享受目的に当たりうる場合の判断について、結果的にどのようなAI生成物が生成されたかではなく、どのようなAI生成物を作成する目的を有していたかが論点になるが、現在の記載ではわかりづらく、また、享受目的は著作権法で保護された著作物に対するものであることがわかりづらいことから、これらが明確になるように修正すべき。	一般社団法人日本ディープラーニング協会	ご指摘の点について、明確化のため記載を追加しました。

3. 開発・学習段階関係（本考え方「5. 各論点について（1）開発・学習段階」）

No	分類	意見概要	提出者	意見に対する事務局の考え方
109	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	「作風」の用語は多義的であり、創作的表現が共通する場合でも「作風」に含まれると考える人もいると思われることから、本素案では、表現に至らないアイデアのレベルでしか共通していないものを「作風」という用語で表現しているということを明記することで、誤解を防ぐべき	一般社団法人日本知的財産協会	ご指摘の点について、明確化のため記載を追加しました。
110	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	著作権侵害となりうるのが「意図的に、当該創作的表現の全部又は一部を生成AIによって出力することを目的と」する場合のみであることであり、作風が類似するのみにとどまる生成物については著作権侵害とはならないことを明確に表現する必要があると考える。	AIガバナンス協会	ご指摘の点については、アイデアとしての作風が共通するにとどまる場合は著作権侵害にならないことを明確化する修正をしました（5．（1）イ（イ））。
111	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	素案１７頁の「AI学習のために…複製等を行う場合」はAIの学習段階の行為ではなく、生成・利用段階の行為であり、（２）生成・利用段階に移記すべき。	ブレークモア法律事務所	ご指摘の点については、開発・学習段階において行われる、生成AIへの指示・入力に用いるためのデータベースの作成行為について記載されています。この点を明確化するため、記載を追加しました（5．（1）ア（ウ））。
112	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	p.17の一つ目の（右向き三角）でいう「著作物の複製」は、既存のデータベースやWeb上に掲載されたデータに含まれる著作物の学習ないし入力を指すと思われるが、その旨明確になっておらず、学習一般について享受目的が併存すると評価され無許諾の学習が権利侵害と誤解される恐れがあるため、享受目的が併存すると評価される場合は、Web上に掲載されたデータに含まれる著作物の学習ないし入力の場合に限っている旨を明確化すべき。	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会	ご指摘の点については、開発・学習段階において行われる、生成AIへの指示・入力に用いるためのデータベースの作成行為について記載されています。この点を明確化するため、記載を追加しました（5．（1）ア（ウ））。
113	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	「著作物の内容をベクトルに変換したデータベースを作成する等の、著作物の複製等を行う場合」という記載中の「著作物」は、ウェブ上にあるニュース記事等に代表される、前述の「既存のデータベースやWeb上に掲載されたデータに含まれる著作物」を指し、ファウンデーションモデル構築のための「AI学習のために用いた学習データに含まれる著作物」ではないということを明確化すべき。	LINEヤフー株式会社	ご指摘の点については、ご理解のとおりです。この点の明確化のため、記載の修正をしました（5．（1）イ（イ））。
114	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	享受目的が併存する例として、過学習を意図的に行う場合が示されているが、「意図的」か否かは当事者の主観によるもので、主張・立証することは困難	富士通株式会社	ご指摘の点については、主観的要素を客観的な間接事実から認定するという手法は、一般的な事実認定の方法として取られているものと承知しています。その他ご指摘の点については、本考え方はあくまで法第30条の4の要件その他の現行の著作権法の解釈について考え方をお示しするものであり、具体的な判断は個別具体的な事案に応じて裁判所により判断されるものと考えられます。
115	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	脚注１４及び脚注１５は、生成AI開発事業者やサービス提供者にとり重要な視点であるから、脚注でなく本文中に記載されるべき。	ブレークモア法律事務所	ご指摘の点については、補足的に脚注で記載しているものです。
116	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	また「この点に関して、」に続く「生成AIの開発・学習段階においては…」以下の記述は、次の理由で削除すべきである。 ・あたかも「作風」が保護されるかのような誤解を生じかねない。 ・伝統的に作風や画風と呼ばれるものと、「作品群に共通する」創作的表現と何が異なるのかが不明である。 ・脚注１２のとおり、表現された思想又は感情の享受目的の有無が問題となるのは、個々の著作物である特定の作品の創作的表現であり、「作品群に共通する」創作的表現ではない。 ・素案１７頁の「近時は…」以降で示されるクリエイターの懸念に対応するには「学習データの著作物の創作的表現（表現上の本質的特徴）を直接感得できる生成物を出力することが目的であると評価される場合は、享受目的が併存する」という冒頭の記載で必要かつ十分である。	ブレークモア法律事務所	ご指摘の点については、特定のクリエイターの作品である少量の著作物のみからなる作品群は、表現に至らないアイデアのレベルにおいて、当該クリエイターのいわゆる「作風」を共通して有しているにとどまらず、創作的表現が共通する作品群となっている場合もあると考えられることから、そのような場合の法第30条の4の適用について検討する必要があり、お示ししたものです。
117	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	生成AIの開発から利用に至る時系列を考慮した場合、学習・開発段階（インプット）と、生成・利用段階（アウトプット）は峻別されるべきであり、時系列的に後の事情により、すでに行われた学習・開発行為に著作権侵害が認められる場合は極めて限定されるべき。 学習・開発段階の学習における法的安定性や予見可能性を高める観点からは、事後の事情により遡って著作権侵害の責任を負うような解釈はできる限り避けるべき 脚注14（16頁）は、AI学習よりも事後の（場合により第三者による）事情で過去の行為（しかも根幹をなす学習行為）の正当性が変わるとすれば、後の事実に基づく遡及的な責任追及が可能になり、生成AIの学習・開発を不安定にさせ、予見可能性・法的安定性に欠けるため、削除すべき	グーグル合同会社	ご指摘の点は、AI学習のための複製を行う事業者が、侵害物の生成を抑止するための実効的な技術的手段を講じている場合、当該事業者の行うAI学習のための複製が、非享受目的であることを推認させる事情となり得る旨をお示ししたものです。
118	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	非享受目的と享受目的が併存する場合は、権利制限規定の適用外と判断されたことは、クリエイターや権利者の懸念を少なくする上で、大きな決断と評価するが、後段をみると保護の実態が担保されているのか疑問を感じざるを得ない。 現行の著作権法では、著作物の利用に際しては1回でも享受目的で利用すれば使用料が発生する。一方でＡＩは「著しく頻発」しなければ開発・学習段階における享受目的の存在を確認する「一要素」ともなり得ないというのは、公平性に欠くと言わざるを得ない。	日本音楽家ユニオン	ご指摘の点は、開発・学習段階における行為者の目的について事実認定を行う際には、生成・利用段階において学習データと創作的表現が共通するもの（類似物）が１回生成されたというだけでは、開発・学習段階において享受目的を有していたと認定することは経験則に照らして難しいが、類似物の生成が著しく頻発するようであれば、これは開発・学習段階において享受目的を有していたことを推認する一要素となる、ということをお示ししたものです。
119	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	素案では「生成段階で、著作権侵害となる生成物が生成されたとしても、開発段階での享受目的での存在を推認できない」とあり、これは、侵害行為を学習段階と生成段階で区別しているが、これは責任の主体を不明確にしている。侵害行為において、学習段階と生成段階とで区別して判断すべきではない。	個人	ご指摘の点は、開発・学習段階における行為者の目的について事実認定を行う際には、生成・利用段階において学習データと創作的表現が共通するもの（類似物）が１回生成されたというだけでは、開発・学習段階において享受目的を有していたと認定することは経験則に照らして難しいが、類似物の生成が著しく頻発するようであれば、これは開発・学習段階において享受目的を有していたことを推認する一要素となる、ということをお示ししたものです
120	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	学習データに含まれている著作物と創作的表現が共通した生成物の生成について、著しく頻発することに限らず、一つでも生成されたら、享受目的の存在を推認する上での一要素とするべき。	個人	ご指摘の点は、開発・学習段階における行為者の目的について事実認定を行う際には、生成・利用段階において学習データと創作的表現が共通するもの（類似物）が１回生成されたというだけでは、開発・学習段階において享受目的を有していたと認定することは経験則に照らして難しいが、類似物の生成が著しく頻発するようであれば、これは開発・学習段階において享受目的を有していたことを推認する一要素となる、ということをお示ししたものです。
121	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	RAGに用いられるテキストデータの多くは著作物性が否定される可能性もあることを注意的に指摘することが望ましい。	AIガバナンス協会	ご指摘の点は５．（１）ウにおいて既に記載しておりますが、明確化のため表現の調整を行いました。
122	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	今回の素案では、享受目的が併存する場合として追加的学習やRAG等を挙げるなど、具体的な例示がなされたことにより、本素案が生成AI利用時の指標の一助となると考えられる。一方で、特定のプロンプト入力により顕著に原著作物と類似するケースが散見される程度の場合には享受目的が併存すると考えられるのか、といった享受目的および非享受目的の「評価」については、判例等が十分に蓄積されていない現状では懸念が残る。 また、素案21頁目以降において、非享受目的利用における法30条の4の但し書きの適用に関して、生成AI開発団体および利用者、生成AIに著作物を広く学習される権利者団体の間で、一定程度の客観的な基準を設ける必要があると考える。 権利者が契約を基に提供する情報を生成AIが学習することはフェイクやハルシネーションを防止する方策としても有用であり、当協会も管理団体として、海外の複製権団体や権利者等と協働し生成AIに関連するライセンス提供に向けて事業を展開していきたいと考えている。	一般社団法人学術著作権協会	ご指摘のとおり、法第30条の４をはじめとする「柔軟な権利制限規定」については、民間事業者によるその明確化に向けた取組も期待されるところです。 また、権利者からAI学習用データがライセンスの形で提供されることは、AI学習用データの適切な供給及び権利者への対価還元の観点から望ましいと考えられます。本考え方においては、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が現在販売されていること及び将来販売される予定があること等の情報が、権利者から事業者等の関係者に対して適切に提供されることにより、AI開発事業者及びAIサービス提供事業者においてこれらの事情を適切に認識できるような状態が実現されることが望ましいと考えられることについても示されています。
123	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	表現に至らないアイデア（作風・画風）は著作物に該当せず著作権法の保護対象に含まれないことを、大前提として素案１７頁最終段落の「この点に関して、」に続き明記すべきである。	ブレークモア法律事務所	ご指摘を踏まえ、記載を追加しました。
124	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	法第47条の５については、「２．検討の前提として」に条文の解釈に係る説明を追記するとともに、P18においても、同条が適用される場合の考慮要素等を具体的に示すべきである。	一般社団法人日本知的財産協会	ご指摘を踏まえ、法第47条の５に関する記載を追加しました（２．（２）ア・ウ）。

3. 開発・学習段階関係（本考え方「5. 各論点について（1）開発・学習段階」）

No	分類	意見概要	提出者	意見に対する事務局の考え方
125	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	享受目的が併存すると評価される場合の具体例の2例目について、「著作物の内容をベクトルに変換したデータベースを作成する等の」という箇所における「著作物」が指すものが、以下のどちらを指すのか汲み取りづらい。 - AI学習のために用いた学習データに含まれる著作物 - 既存のデータベースやWeb上に掲載されたデータに含まれる著作物 前者に限定して記載する方が解釈が安定すると考えられる。	ストックマーク株式会社	この点の明確化のため、記載の修正をしました（５．（１）イ（イ））。
126	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	「AI学習のために用いた学習データに含まれる著作物の創作的表現を出力させる意図は有していないが、既存のデータベースやWeb上に掲載されたデータに含まれる著作物（以下「出力対象著作物」という。）の創作的表現の全部又は一部を、生成AIを用いて出力させることを目的として、出力対象著作物の内容をベクトルに変換したデータベースを作成する等の、出力対象著作物の複製等を行う場合」のように、この部分で享受目的が併存すると評価される場合は、2の学習ないし入力の場合に限っている旨を明確化すべきである。	一般社団法人日本知的財産協会	ご指摘の箇所については、RAG等において、生成AIへの指示・入力に用いるためのデータベースの作成のために既存の著作物の複製等を行う場合を想定しています。この点が明確となるよう、記載を追加しました。
127	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	p.16の「追加的な学習のうち…」とある行為において、著作権を持つ当人および関係者が同様の行為を行うことは享受目的とならないことに関する記載がある方が良いのではないか。AIの学習者と学習データの著作者が同一の場合への考慮が必要と考える。	AIガバナンス協会	ご指摘の点の記載は、第三者の著作物を許諾なく利用できる場合を定める権利制限規定に関する記載であり、ご指摘の点は明らかであると考えます。
128	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	AI学習の一連の作業では、データの品質を人間が目視で確認するプロセスがしばしば欠かせない。AIを電子計算機で作成する限り目視確認は法第47条の４に定義される利用形態であると考えられるが、著作物を享受する目的とは言えない事例が存在すると考えられる。 一方で、学習を行う際には過学習を事前に回避することは難しく、学習したモデルを評価して過学習に陥っていないことを確認する必要がある。過学習それ自体を著作権侵害として考えるべきではなく、特定の作品の作風に対して過学習したモデルを意図的に使い、推論＝生成結果が特定作品の表現と一致し、享受目的に供する時点ではじめて著作権侵害の問題であると考えるべき	株式会社七夕研究所	法第30条の４における目的の如何については、行為者の主観と客観の各事情を総合的に勘案して判断されることになると考えられます。生成・利用段階において既存の著作物の創作的表現が著しく頻発している場合は、享受目的の存在を推認させる要素となると考えられますが、それ以外にも、行為者が、既存の著作物の創作的表現を出力させることを意図していたといった主観的事情も考慮されうると考えられます。
129	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	他社が開発した大規模言語モデルを利用してRAGを利用したサービスを提供する事業者は、通常、提供を受けている当該大規模言語モデルの仕様の詳細までを開示されることはなく、企業秘密に該当し得ることから開示を求めることも現実的ではないといった事情もある（また、そのような事情はRAGに限られない）ところ、どのような客観的要素をもって、生成結果から享受目的を推認するのか、本素案では明らかになっていないと思われるため、この点をより明確化していただきたい。	一般社団法人日本知的財産協会	法第30条の４における目的の如何については、行為者の主観と客観の各事情を総合的に勘案して判断されることになると考えられます。生成・利用段階において既存の著作物の創作的表現が著しく頻発している場合は、享受目的の存在を推認させる要素となると考えられますが、それ以外にも、行為者が、既存の著作物の創作的表現を出力させることを意図していたといった主観的事情も考慮されうると考えられます。
130	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	LoRAや過学習などは、形態・程度に応じて享受目的があるとみなすべき。	個人	本考え方では、享受目的が併存すると評価されうる場合について、想定されるものを例示しています。（５．（１）イ（イ））
131	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	Ｐ１８の生成AIによる著作物利用について、生成・利用段階と学習・開発段階を区別して法第30条の4の該否を検討することは現実的に困難であり、少なくとも著作物を機械学習したAIモデルによって競合コンテンツが生成されることが合理的に予想される場合は、生成・利用段階の事情までも一体的に斟酌した上で享受目的の存否を認定することが適当である。また、脚注15について、学習された著作物と創作的な表現を共通にする生成物が頻発する場合は、AI学習を行った事業者の享受目的の存在を推認させる要素と位置付けるべきであり、そのような事情が享受目的の存在を推認させる要素とならないことを断言すべきではない。	ユニバーサルミュージック合同会社	本考え方では、生成AIとの関係での著作物の利用場面として、開発・学習段階と生成・利用段階とが想定され、両者は利用行為として別個であることから、これらを分けて検討することとしています。生成・利用段階の事情は、開発・学習段階における行為者の目的を認定する上での間接事実として作用すると考えられます。
132	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	画像生成AIの基盤モデル作成にあたり、著作物を機械学習の用に供することも、享受目的の併存により法30条の4の適用外とし、機械学習における著作物の使用は、著作権の原則に従って、著作者から著作物の使用許可を事前に得る必要がある。	クリエイターとＡＩの未来を考える会	本考え方では、法第30条の4における「享受」の対象は、権利制限の対象となる「当該著作物」であり、これ以外の著作物について享受目的の有無が問題となるものではないことが示されています。
133	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	創作的表現と認められる部分が共通していなくとも、ＡＩが著作物を学習した結果、画風その他アイデアに含まれると解される部分が類似していることによって学習元著作物の著作者が創作した作品と見間違うような表現がアウトプットされることは十分あり得、商品として大量に販売されるようになれば、著作物の潜在的販路を阻害し、著作者の利益を不当に害することになるのは明らかである。 もし現行法上このような解釈をとることが難しい場合には、このような場合における著作権者の正当な権利を守るための法改正がすみやかに検討されるべき。	日本美術著作権協会	本考え方では、法第30条の4における「享受」の対象は、権利制限の対象となる「当該著作物」であり、これ以外の他の著作物について享受目的の有無が問題となるものではないことが示されています。
134	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	生成AIは、生成物を享受することを目的としているものであることから、生成AIの学習への既存著作物の利用は、「思想または感情の享受」を目的とするか、目的の一部に含む、とみなすべき。	個人	本考え方では、法第30条の4における「享受」の対象は、権利制限の対象となる「当該著作物」であり、これ以外の他の著作物について享受目的の有無が問題となるものではないことが示されています。
135	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	あるアーティストの楽曲のみ学習させ、そのアーティスト風の楽曲作成に特化した生成ＡＩにより、当該アーティストの既存楽曲の本質的な特徴を感得し得る生成物が大量かつ安易に作成されることは想像に難くない。このような学習は著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させる目的が併存するものであり、法３０条の４の権利制限規定の適用はなく、著作権者の許諾を要するものとすべき。	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター	本考え方では、生成AIの開発・学習段階においては、特定のクリエイターの作品である少量の著作物のみからなる作品群は、表現に至らないアイデアのレベルにおいて、当該クリエイターのいわゆる「作風」を共通して有しているにとどまらず、創作的表現が共通する作品群となっている場合もあると考えられ、このような場合に、意図的に、当該創作的表現の全部又は一部を生成AIによって出力させることを目的とした追加的な学習を行うため、当該作品群の複製等を行うような場合は、享受目的が併存すると考えられる、との考え方が示されています。
136	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	素案１６頁冒頭の〇にある一文について、単に「享受」の目的が併存するか否かでなく、総合的に観察して非享受目的が専らという状況であれば法３０条の４柱書の適用を認めるべき。	ブレークモア法律事務所	本考え方では、法第30条の４が "当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には" と規定していることから、この複数の目的の内にひとつでも「享受」の目的が含まれていれば、同条の要件を欠くこととなるとの考え方が示されています。
137	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	法第30条の4およびその他の関連する例外規定に基づきAI学習に著作物を利用することの有効性に、このような侵害生成物を誘発する目的で利用者が行う意図的なプロンプトエンジニアリングが影響を及ぼすべきではない。	BSA|ザ・ソフトウェア・アライアンス	本考え方においても、AI利用者が意図的に侵害物を生成させたとしても、通常、このような事情は、開発・学習段階における事業者の享受目的を推認させる要素とはならないものと考えられることが示されています。
138	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	情報解析に際して、学習段階において、作風の再現を目的とする場合と、表現の本質的な特徴の再現を目的とする場合とを区別することは困難。 公式文書で法30条の4の対象にならない場面や基準を明確に示さないまま、「享受目的が併存すると考えられる。」との表現を用いることは、法30条の4について権利者保護に偏った解釈を示したものと言わざるを得ず、萎縮効果を生む可能性があり賛同できない。 国際競争力強化のために野心的なモデル開発に取り組むことが困難になってしまうため、素案にも、「享受目的の併存」は容易には認められないことを明示した上、当該法30条の4の対象にならない場面や基準を具体的に例示するなど、生成AI開発事業者に配慮した表現にしていただきたい。	生成AI基盤モデル開発事業者有志	本考え方にも記載しているとおり、著作権法上保護の対象となる「創作的表現」と、保護の対象とならない「アイデア」との区別は、従来からケースバイケースで判断されるものと考えられており、ご指摘の点についても、具体の判断は個別の事案に応じた司法判断による必要があると考えられます。

3. 開発・学習段階関係（本考え方「5. 各論点について（1）開発・学習段階」）

No	分類	意見概要	提出者	意見に対する事務局の考え方
139	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	５（１）イの「近時は・・・」の記述によれば、生成AIによる生成（の目的）物が、特定のクリエイターの表現に至らないアイデアのレベルにおける「作風」を反映しているに過ぎないのであれば享受目的が存在しないが、「創作的表現」に該当する部分があれば享受目的が存在するということになり、生成物が「作風」にとどまるか「創作的表現」と評価されるかによって結論が大きく異なるものとなるため、この区別は生成AIの開発者・利用者のいずれにとっても極めて重要であると考えられる。 しかしながら、生成物が具体的にどのような要件の下で「作風」と評価されるのか「創作的表現」と評価されるのか（すなわち両者のメルクマール）がこの部分の記述だけでは不明確であることから、この点につき、具体例に即するなどして更に記述等を補うことにより、生成ＡＩの開発者・利用者双方にとって予見可能性が高まるようにされたい（AI開発者・利用者を含め多くの関係者が本報告を読む可能性に配慮し、分かりやすくする必要があると考える）	一般社団法人新経済連盟	本考え方にも記載しているとおり、著作権法上保護の対象となる「創作的表現」と、保護の対象とならない「アイデア」との区別は、従来からケースバイケースで判断されるものと考えられており、ご指摘の点についても、具体の判断は個別の事案に応じた司法判断による必要があると考えられます。
140	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	「作風」と「創作的表現」の境界線は判断が困難であり、「作風」の模倣に関する争いを頻発させる或いは著作権侵害と評価されうることを過度に回避するといった事態を招くことがない整理及び方策が必要。	一般社団法人日本印刷産業連合会	本考え方にも記載しているとおり、著作権法上保護の対象となる「創作的表現」と、保護の対象とならない「アイデア」との区別は、従来からケースバイケースで判断されるものと考えられており、ご指摘の点についても、具体の判断は個別の事案に応じた司法判断による必要があると考えられます。
141	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	「作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、類似性が認められない生成物」について、作風の定義が曖昧と考えられる現在、「これを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない」 と考えるのは拙速で危険	一般社団法人日本芸能従事者協会	本考え方にも記載しているとおり、著作権法上保護の対象となる「創作的表現」と、保護の対象とならない「アイデア」との区別は、従来からケースバイケースで判断されるものと考えられており、ご指摘の点についても、具体の判断は個別の事案に応じた司法判断による必要があると考えられます。
142	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	「作風」を共通して有している」と「創作的表現が共通する作品群となっている」は、具体的な差異についてより明確に説明されることを望む。	富士通株式会社	本考え方にも記載しているとおり、著作権法上保護の対象となる「創作的表現」と、保護の対象とならない「アイデア」との区別は、従来からケースバイケースで判断されるものと考えられており、ご指摘の点についても同様と考えられます。
143	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	また、生成AIを用いて回答を出力する場合であっても、著作物の創作的表現の全部又は一部を用いるとは限らないから、「文章の形で回答を生成するもの」の直前に「著作物の創作的表現の全部又は一部を用いた」を追記すべき。	ブレークモア法律事務所	明確化のため、５．（１）ウの記載との重複を整理・統合しました。
144	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	５．（１）イ（イ）について、記載内容について概ね異論はないが、例で示しているRAGに関する著作物の利用は、生成・利用段階における著作物の利用である。（１）開発・学習段階に記載することで、生成AIモデルの学習のことについての記載であると誤解されかねないため、生成・利用段階における著作物の利用であることが明確になるよう記載内容を修正のうえ、記載位置を５．（２）に移動させるべき。	一般社団法人日本ディープラーニング協会	明確化のため、５．（１）ウの記載との重複を整理・統合しました。
145	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	注釈16において、「これに対して、RAG等であっても、対象データに著作物を含むが回答の生成に際して既存の著作物の創作的表現を出力することを目的としないものである場合は、その開発のために行う著作物の複製等について、非享受目的の利用行為として法第30条の４が適用され得ると考えられる。」と記載されているが、「ファインチューニングやRAG等で、他者に著作権のあるデータを参照させてしまう恐れがある」、という声もあることから、既存の著作物の創作的表現を出力することを目的としないものであると評価されるための具体的な技術措置等を提示したらいかがか。	一般社団法人新経済連盟	法第30条の４における目的の如何については、行為者の主観と客観の各事情を総合的に勘案して判断されることになると考えられます。 例えば、RAG等による出力に際して、生成AIへの指示・入力に用いられたデータに含まれる著作物と共通した創作的表現が出力されないようフィルタリングする技術的措置が取られている場合、享受目的を否定する要素となり得ると考えられます。
146	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	実演やレコードについて「享受目的」をどのように考えるかについても検討されるべき	株式会社ブレイブハーツ	本考え方では、著作権（著作財産権）を中心に検討を行いましたが、今後、著作者人格権や著作隣接権とAIとの関係（俳優・声優等の声を含んだ実演・レコード等の利用とAIとの関係等を含む）についても、検討すべき点の有無やその内容に関する検討を含め、議論を継続していくことが必要としています。
147	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	p.16の脚注14が逆説的に読まれ、インプット段階で侵害物の生成抑止のための実効的な技術的手段を講じていないことで、遡って、それ以前に事業者の行ったAI学習のための複製が、享受目的であることを推認させる事情にあたると誤解されないよう留意する必要がある。 一度学習させたモデルの学習を「やりなおす」ことの技術的困難性や負荷についても具体的に説明し、社会一般における正確な理解を求めることが必要ではないか。	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会	本考え方は、関係者からの懸念の声の解消のため、現行の著作権法の解釈に関する考え方を示すものです。特定の技術や個別の生成AIに関する法的な位置づけの説明は、個別の事案に応じて、その開発事業者やサービス提供事業者において行うことが望まれます。
148	5-1-イ_享受目的が併存する場合について	他社が開発した大規模言語モデルとRAG等を利用したサービスを提供する事業者は、通常、提供を受けている当該大規模言語モデルとRAG等の仕様の詳細までを開示されることはなく、企業秘密に該当し得ることから開示を求めることも現実的ではない。そのような状況において、当該提供事業者は、「当該複製等に用いられた著作物の創作的表現の全部又は一部を出力することを目的」とするかについて、その判断の要素となるような客観的事実をどのように確認及び判断すればよいのか明確でない。	LINEヤフー株式会社	本考え方は、生成AIと著作権の関係についての関係当事者からの懸念の声を踏まえて、現行の著作権法の下で、関係する当事者が、生成AIとの関係における著作物等の利用に関する法的リスクを自ら把握し、また、生成AIとの関係で著作権等の権利の実現を自ら図るうえで参照されるべきものとして、考え方をお示しするものです。関係する事業者においては、本考え方の内容を勘案しつつ、適切な情報開示や契約上の取り決め等を通じて、事業者間において適切な責任分配が為されるよう取り組むことが期待されます。
149	5-1-ウ_検索拡張生成（RAG）等について	報道記事は、時間の経過に伴い、1つの事象について複数の記事が作成・公開されることになるが、RAGによる検索結果として複数ある記事を用いた要約を生成するケースが想定される。この場合、参照する記事の数が増えれば増えるほど、生成された要約に対する1つ1つの記事の影響は薄くなるという関係になるが、参照記事を増やすことで、1つ1つの記事との関係では著作権法47条の5第1項にいう「軽微利用」に留まるという理解は可能か。	株式会社Preferred Networks	「軽微」であるか否かは、利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の量、その利用に供される際の表示の精度などの外形的な要素に照らして最終的には司法の場で具体的に判断されることとなります（「基本的な考え方」23頁）。
150	5-1-ウ_検索拡張生成（RAG）等について	RAGによるサービスが大手プラットフォーム事業者を中心に広がる中で、実際にRAGによる生成物で軽微利用の程度を超えるような事例が多発していることは、看過できない。生成AIの開発事業者やサービス提供事業者は問題を放置せず、事態の改善を急がねばならない。	一般社団法人日本新聞協会	「軽微」であるか否かは、利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の量、その利用に供される際の表示の精度などの外形的な要素に照らして最終的には司法の場で具体的に判断されることとなります（「基本的な考え方」23頁）。
151	5-1-ウ_検索拡張生成（RAG）等について	他社が開発した大規模言語モデルとRAG等を利用したサービスを提供する事業者は、通常、提供を受けている当該大規模言語モデルとRAG等の仕様の詳細までを開示されることはなく、企業秘密に該当し得ることから開示を求めることも現実的ではない。そのような状況において、当該提供事業者は、生成される回答と既存の著作物の関係性が「軽微利用」の程度にとどまるかどうかを、どのように確認及び判断すればよいか。	LINEヤフー株式会社	RAG等による出力が、法第47条の5における「軽微利用」に該当するか否かは、実際の当該RAG等による出力を、サービス提供の開始に先立ってあらかじめ試験する等の方法で確認することが考えられます。
152	5-1-ウ_検索拡張生成（RAG）等について	５．（１）ウについて、RAGに関する著作物の利用は、生成・利用段階における著作物の利用であるから、（２）生成・利用段階に移動させるべき。 また、記載内容について、RAGにおいて、生成AIの開発・学習行為が行われるとは限らないため、RAGにおいてそれらの行為が行われることが前提であるかのような記述は削除し、RAGにおける著作物の利用行為について正確な記述にすべきである。 さらに、RAGに関して、47条の5が適用される場合の準備行為に関する記述であることが明確になるように記載を修正すべき。	一般社団法人日本ディープラーニング協会	ご指摘の箇所については、生成AIと著作権の関係で、開発・学習段階において、学習済みモデルの作成のためのAI学習（事前学習又は追加的な学習）の場面とは別に著作物が用いられる場面として、昨今、RAG等において生成AIに入力するためのデータベースを作成するために既存の著作物の複製等が生じる事例が見られることから、開発・学習段階における利用行為として記載しているものです。その他ご指摘の点は、原案で既に明確と考えます。
153	5-1-ウ_検索拡張生成（RAG）等について	「ＲＡＧ等」に着目し第３０条の４の適用の考え方が示されていますが、ＲＡＧ等に限らずＡＩ全般において、学習に用いられた著作物の創作的表現の全部又は一部が出力されることを完全に排除することは難しいことに鑑みれば、ＲＡＧ等を区別して記述する必要はない。	Asia Internet Coalition Japan	ご指摘の箇所については、生成AIと著作権の関係で、開発・学習段階においては、学習済みモデルの作成のためのAI学習（事前学習又は追加的な学習）の場面とは別に著作物が用いられる場面として、昨今、RAG等において生成AIに入力するためのデータベースを作成するために既存の著作物の複製等が生じる事例が見られることから、生成AIと著作権の関係を網羅的に検討するために取り上げているものです。

3. 開発・学習段階関係（本考え方「5. 各論点について（1）開発・学習段階」）

No	分類	意見概要	提出者	意見に対する事務局の考え方
154	5-1-ウ_検索拡張生成（RAG）等について	RAGという手法をことさら例示して評価することは、RAGの場合には一律に違法のリスクがあるという無用の誤解を生みかねない。	弁護士ドットコム株式会社	ご指摘の箇所については、生成AIと著作権の関係で、開発・学習段階においては、学習済みモデルの作成のためのAI学習（事前学習又は追加的な学習）の場面とは別に著作物が用いられる場面として、昨今、RAG等において生成AIに入力するためのデータベースを作成するために既存の著作物の複製等が生じる事例が見られることから、生成AIと著作権の関係を網羅的に検討するために取り上げているものです。
155	5-1-ウ_検索拡張生成（RAG）等について	本素案におけるRAGに関する理解は十分ではなく、検索に関する生成AIの利用においても誤解を生じさせる不正確な記載がある。 RAGに関する記述は当初の素案における記載から大きく変遷していることをうけても、更に丁寧な議論を経たほうが良いと思われることから、RAGに関する記載は現段階においては本素案から全て削除すべき	グーグル合同会社	ご指摘の箇所については、生成AIと著作権の関係で、開発・学習段階においては、学習済みモデルの作成のためのAI学習（事前学習又は追加的な学習）の場面とは別に著作物が用いられる場面として、昨今、RAG等において生成AIに入力するためのデータベースを作成するために既存の著作物の複製等が生じる事例が見られることから、生成AIと著作権の関係を網羅的に検討するために取り上げているものです。
156	5-1-ウ_検索拡張生成（RAG）等について	素案１８頁にある「他方で…考えられる。」の一文が一般論として周知されると、AIの開発・学習に対して不当に強い委縮効果が生じることが懸念される。生成物が著作権を侵害した場合には、生成物による著作権侵害に対する措置を講ずることができ、それで必要かつ十分な救済である。よって、この一文は削除すべきである。	ブレークモア法律事務所	ご指摘の点は、事実認定において、生成・利用段階における事情が、開発・学習段階においてAI学習のための複製を行う者の享受目的の有無を認定する上での間接事実として考慮されうることをお示ししたものです。
157	5-1-ウ_検索拡張生成（RAG）等について	５．（１）ウ脚注16について、RAGが生成AIに既存著作物を入力する仕組みであることを明確化するとともに、「開発」という表現が用いられているが、これだとAIの学習のことと混同される可能性があるため、他の記載の平仄を合わせた記載に修正すべき。また、適用され得るという曖昧な表現を修正すべき。	一般社団法人日本ディープラーニング協会・株式会社Algomatic	ご指摘の点については、開発・学習段階において行われる、生成AIへの指示・入力に用いるためのデータベースの作成行為について記載されていることから、当該箇所に記載しています。なお、記載箇所は脚注から本文中に移動させることとしました（５．（１）ウ）。
158	5-1-ウ_検索拡張生成（RAG）等について	脚注１６は、学習・開発段階の行為というより、生成・利用段階の行為であるから、５（２）に移記すべきである。また、回答の生成に際して既存の著作物の創作的表現を出力することを目的としないものである場合、対象データとなる著作物の創作的表現を享受しない目的であることが明らかである点において、生成AI開発事業者やサービス提供者にとり重要な視点であるから、脚注でなく本文中に記載されるべきである。	ブレークモア法律事務所	ご指摘の点については、開発・学習段階において行われる、生成AIへの指示・入力に用いるためのデータベースの作成行為について記載されていることから、当該箇所に記載しています。なお、記載箇所は脚注から本文中に移動させることとしました（５．（１）ウ）。
159	5-1-ウ_検索拡張生成（RAG）等について	「既存の著作物の創作的表現の全部又は一部を出力しない場合には、類似性の要件を満たさないため、47条の5等の権利制限規定の適用がなくとも、著作権侵害はない」ことは明示されるべき。	Microsoft Corporation	著作権侵害の要件として、類似性が必要となることは既に記載しています（５．（２）ア）。
160	5-1-ウ_検索拡張生成（RAG）等について	RAGは文字通り「検索」の技術の上に成り立っているが、その技術は成熟しているとは言い難い。そのような状況で結論を出すことは性急な議論と言わざるを得ない。	LLM-jp	本考え方は、著作権法に関するこれまでの判例・裁判例、学説の状況及び本小委員会における有識者の審議に基づいて、現行の著作権法の解釈を精緻化した考え方をお示しするものであり、ご指摘のインターネット検索に関するものを含む従来の法解釈を踏まえたものです。
161	5-1-ウ_検索拡張生成（RAG）等について	司法判断のない現状で、行政の見解として、こうしたサービスは一律に法30条の4は適用されず違法であると断定すべきでない。	弁護士ドットコム株式会社	本考え方は、著作権法に関するこれまでの判例・裁判例、学説の状況及び本小委員会における有識者の審議に基づいて、現行の著作権法の解釈を精緻化した考え方をお示しするものであり、従来の法解釈を覆すものではありません。
162	5-1-エ（ア）_著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について	５（１）エ（ア）の三つ目の〇で言及されている「著作権者の著作物の利用市場と衝突するか、あるいは将来における著作物の潜在的販路を阻害するか」という視点は、法第30条の４以外の権利制限規定におけるただし書きの解釈としても理解されている。したがって、本ただし書の解釈として用いることは、法の一貫性を重視する意味で適切であり、むしろ、このほかの観点を持ち込むべきではないと考える。 加えて、法制度小委員会では、技術的な措置（robots.txt等）が施されている場合について権利制限の対象から除外するような意見があったが、少なくとも本ただし書に限定した議論にとどめるべきであり、このような安易な考え方が法第31条など他の権利制限規定に及ぼす影響を深く懸念する。	国公私立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会	ご指摘の点について、法第30条の４ただし書の範囲については、「柔軟な権利制限規定」の整備に際しての「第1層・第2層・第3層」の整理も踏まえた上で、検討する必要があると考えられます。
163	5-1-エ（ア）_著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について	「…著作権者が反対の意思を示していることそれ自体を持って、権利制限規定の対象から除外されると解釈することは困難である。」との記載は、権利者と顧客間にて締結したライセンス契約において目的制限やAI学習のための利用の制限を合意した場合についても、著作権法の権利制限規定が優先する（強行規定である）との見解を示したものか。あるいは、WEBサイトの利用規約など権利者が一方的に意思表示しているのみで利用者の明示的な同意を得ない場合を想定して見解を述べたものか。この点については利用者に誤解が生じないよう、より明確な表現に変更いただきたい。	株式会社ゼンリン	ご指摘の箇所の記載は、著作権法上の権利制限規定は著作権者の許諾なく著作物を利用できる場合について規定したものであり、著作権者がAI学習のための利用について反対の意思を示していることのみをもって権利制限規定の対象外とする解釈をとることは難しい、との旨を記載したものであり、権利者と顧客とのライセンス契約との優先劣後について記載したものではありません。
164	5-1-エ（ア）_著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について	第30条の４ただし書は、すでに行われた学習行為を事後的に違法と評価するものであり、その例外としての位置づけに照らし、広く解釈されるべきではない	グーグル合同会社	法第30条の4ただし書は、同条本文とともに同条の適用時の要件を定めるものです。ご指摘のように「既に行われた学習行為を事後的に違法と評価するもの」ではありません。
165	5-1-エ（ア）_著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について	AI開発事業者等が自社の開発又は提供に係るAI生成物について著作権法上の問題が発生したことを知ったときは、1.意図的な著作権侵害を目的とする可能性が高いと判断したプロンプトを入力しても創作物が生成されないようブロックすること、2.（意図的でなくとも）著作権法上の問題を生ずることとなった創作物と同一の出力がされないようフィルタリングを施すこと、等の対策を随時アップデートしながら講ずることが考えられる。 この場合、当該措置の対象となるAI製品又はサービスに係るAI学習のための著作物の複製等に関しては、法30条の4ただし書の「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の要件該当性を否定する事情となることを明記いただきたい	日本電気株式会社	本考え方では、ご指摘のような措置を講じることは、開発・学習段階においてAI学習のための複製を行う事業者に享受目的がなかったことを推認させる事情となり得ること（５．（１）イ（イ））、また、生成・利用段階において著作権侵害が生じた際に、事業者が規範的な行為主体として評価される可能性を低減する要素となり得ること（５．（２）キ）が示されています。
166	5-1-エ（ア）_著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について	「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の具体例の検討において、「利益」についてはアイデアを考慮要素にしても良いのではないかといった委員の意見もあり、様々な意見があったことが伺える記述になっていて参考になるところ（P20参照）。 また、P21以下ではDB著作物の利用例が詳しく検討されており、参考になるものがある。	日本行政書士会連合会	本考え方の取りまとめに対して評価いただいたご意見として承りました。文化庁としても、本考え方が取りまとまった後は、しっかりとわかりやすい周知に努めてまいります。
167	5-1-エ（ア）_著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について	AI生成物が学習に用いられた著作物等の権利侵害物に当たらない場合であっても、学習に用いられた著作物等に係る権利者の利益が不当に害されることとなるときは法第30条の４ただし書に該当し、権利制限の対象外になると整理すべき	一般社団法人日本レコード協会	本小委員会における検討では、「著作権法が保護する利益は、実際に創作された著作物の利用による利益であり、具体的な創作的表現となっていない作風については、著作権者が権利を有するものではないことから、生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しない場合には、著作権法上の『著作権者の利益を不当に害することとなる場合』には該当しない」と考える意見が多数を占めたことから、原案のように記載しているものです
168	5-1-エ（ア）_著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について	第30条の4の立法の精神に照らせば、「不当に」という言葉を解釈する際には、著作権者の利益を考慮するだけでなく、著作権者の害された利益と生み出される公共の利益とのバランスを取ることが必要。 30条の4の権利制限規定を後退的に見直すことは、この分野のイノベーションを抑制することになります。従って、これらの技術に関連した誤解に繋がるような議論は避けるべき。	Meta Platforms, Inc.	本考え方は、著作権法に関するこれまでの判例・裁判例、学説の状況及び本小委員会における有識者の審議に基づいて、現行の著作権法の解釈を精緻化した考え方をお示しするものであり、従来の法解釈を覆すものではありません。
169	5-1-エ（イ）_アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて	素案で記載された意見のとおり、作風が類似するにとどまるものが大量に生成されることにより、「特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI生成物によって代替されてしまうような事態が生じる場合、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当し得る」（20頁）という考え方を明記すべき。	AIに関する音楽団体協議会	本小委員会における検討では、「著作権法が保護する利益は、実際に創作された著作物の利用による利益であり、具体的な創作的表現となっていない作風については、著作権者が権利を有するものではないことから、生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しない場合には、著作権法上の『著作権者の利益を不当に害することとなる場合』には該当しない』と考える意見が多数を占めたことから、原案のように記載しているものです。

No	分類	意見概要	提出者	意見に対する事務局の考え方
170	5-1-エ（イ）_アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて	作風の類似するＡＩ生成物が大量に出力されることにより、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、ＡＩ生成物によって代替されてしまうような事態が生じる場合については、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当し、当該生成ＡＩが開発・学習段階で行う複製等の利用行為は権利制限の対象とならないことを本素案に明記すべき	一般社団法人日本音楽著作権協会	本小委員会における検討では、「著作権法が保護する利益は、実際に創作された著作物の利用による利益であり、具体的な創作的表現となっていない作風については、著作権者が権利を有するものではないことから、生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しない場合には、著作権法上の『著作権者の利益を不当に害することとなる場合』には該当しない」と考える意見が多数を占めたことから、原案のように記載しているものです。
171	5-1-エ（イ）_アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて	利用市場と衝突するか、あるいは将来における著作物の潜在的販路を阻害する場合があり得る 特定のクリエイターの作風を模倣する生成ＡＩの制作（学習）とその運用は、享受目的の有無に関わらず、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当し、そのような生成ＡＩを作成するための学習行為は本ただし書に該当するというべき クリエイターの利益が阻害される場面は、素案が限定する場合を遙かに超えている	一般社団法人日本美術著作権連合	本小委員会における検討では、「著作権法が保護する利益は、実際に創作された著作物の利用による利益であり、具体的な創作的表現となっていない作風については、著作権者が権利を有するものではないことから、生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しない場合には、著作権法上の『著作権者の利益を不当に害することとなる場合』には該当しない」と考える意見が多数を占めたことから、原案のように記載しているものです。
172	5-1-エ（イ）_アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて	【他方で、この点に関しては、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じる場合、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当し得ると考える余地があるとする意見が一定数みられた。】の部分に賛成。	個人	本小委員会における検討では、「著作権法が保護する利益は、実際に創作された著作物の利用による利益であり、具体的な創作的表現となっていない作風については、著作権者が権利を有するものではないことから、生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しない場合には、著作権法上の『著作権者の利益を不当に害することとなる場合』には該当しない』と考える意見が多数を占めたことから、原案のように記載しているものです
173	5-1-エ（イ）_アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて	実際に作者と生成AIが市場で競合し始めており、利益が失われている、あるいは対価回収の機会を奪っているため、「特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI生成物によって代替されてしまうような事態が生じる場合、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当し得ると考える余地があるとする意見」に賛成。	個人	本小委員会における検討では、「著作権法が保護する利益は、実際に創作された著作物の利用による利益であり、具体的な創作的表現となっていない作風については、著作権者が権利を有するものではないことから、生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しない場合には、著作権法上の『著作権者の利益を不当に害することとなる場合』には該当しない』と考える意見が多数を占めたことから、原案のように記載しているものです。
174	5-1-エ（イ）_アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて	「作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、類似性が認められない生成物」について、作風の定義が曖昧と考えられる現在、「これを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない」 と考えるのは拙速で危険	一般社団法人日本芸能従事者協会	本小委員会における検討では、「著作権法が保護する利益は、実際に創作された著作物の利用による利益であり、具体的な創作的表現となっていない作風については、著作権者が権利を有するものではないことから、生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しない場合には、著作権法上の『著作権者の利益を不当に害することとなる場合』には該当しない』と考える意見が多数を占めたことから、原案のように記載しているものです。
175	5-1-エ（イ）_アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて	生成ＡＩにより大量かつ安易に生成物が流通すると、著作者が将来において創作する著作物を市場に流通させる潜在的販路を著しく阻害することになる。生成ＡＩによる当該学習が思想又は感情の享受に該当しないと判断される場合であっても、特定のアーティスト風の楽曲生成に特化したＡＩは、著作権者の利益を不当に害するものであり、法３０条の４の権利制限規定の適用はない。素案２０頁の「特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、ＡＩ生成物によって代替されてしまうような事態が生じる場合、『著作権者の利益を不当に害することとなる場合』に該当し得ると考える余地があるとする意見」を支持する。	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター	本小委員会における検討では、「著作権法が保護する利益は、実際に創作された著作物の利用による利益であり、具体的な創作的表現となっていない作風については、著作権者が権利を有するものではないことから、生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しない場合には、著作権法上の『著作権者の利益を不当に害することとなる場合』には該当しない」と考える意見が多数を占めたことから、原案のように記載しているものです。
176	5-1-エ（イ）_アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて	作風や画風には経済的な価値があるので、生成AIによる、作風や画風の模倣は、人による模倣と一緒に考えることはできず、作者の利益を著しく害していると言える。	個人	本小委員会における検討では、「著作権法が保護する利益は、実際に創作された著作物の利用による利益であり、具体的な創作的表現となっていない作風については、著作権者が権利を有するものではないことから、生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しない場合には、著作権法上の『著作権者の利益を不当に害することとなる場合』には該当しない」と考える意見が多数を占めたことから、原案のように記載しているものです。
177	5-1-エ（イ）_アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて	Ｐ２０について、生成AIによる音楽生成により、音楽権利者のビジネスに経済的に相当の影響を及ぼしていく状況に照らすと、AI生成物が学習に用いられた著作物の権利侵害物に当たらない場合であっても、学習に用いられた著作物に係る権利者の利益が不当に害されることとなるときは法第30条の４ただし書に該当し、権利制限の対象外になると整理すべき。	ユニバーサルミュージック合同会社	法第30条の４ただし書は「著作権者の利益」と規定しており、同ただし書において考慮され得る利益は、著作権法上、著作権者の利益として保護の対象とされているものに限られると考えられます。
178	5-1-エ（イ）_アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて	例えAI生成物が、アイデア等が類似するにとどまるように見えたとしても、含まれる創作的表現は機械学習に供された著作物に由来する創作的表現である。そのため、AI生成物が大量に生成されることによってクリエイター又は著作物に対する需要がAI生成物に代替されるのであれば、機械学習に供された著作物の権利者の利益を不当に害することなると考えられる。	クリエイターとＡＩの未来を考える会	一般的に、生成AIの生成物に含まれる創作的表現が、学習データである著作物の創作的表現と常に共通するとはいえないと考えられます。また、法第30条の４ただし書は「著作権者の利益」と規定しており、同ただし書において考慮され得る利益は、著作権法上、著作権者の利益として保護の対象とされているものに限られると考えられます。
179	5-1-エ（イ）_アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて	５（１）エ(イ)の作風や画風の記載についても、生成 AIが作成したものが、作風や画風と行ったアイデア等の類似にとどまるのか、創作的表現部分が複製されているのか、使用者には判別不能な点こそが問題となる。アイデアレベルに留まり、表現上の本質的な特徴が類似しない場合は、著作権で保護される対象にはならない一方で、先行するアイデアがあるものを独自のものとして発表することは、合法であっても、作家にとってキャリアを毀損する、大きなリスクを伴う。人間の場合には、アイデアの貢献について問題が発生した場合に、人間自身が責任を取ることができるが、生成AIにはこうした説明責任や法的責任を果たす仲介者が存在しない。これは現状の生成AI特有の問題であり、かつ、原理的な問題である。現状の生成AIを巡る状況を注視し、期待している会員は多くいる。一方で創作に関わるプロの集団として、現状の技術的限界に伴う問題については、指摘せざるを得ない点がある。 行政の指し示す素案としては、現状の生成AIの技術的な限界を指摘したうえで、利用者や運用者にリスクを低減するような対策を注意するとともに、研究・開発者に対して、生成物の貢献が明確になるような技術開発を促すことが、より望ましいと考える。	一般社団法人日本 SF 作家クラブ	本考え方は、生成AIと著作権の関係についての関係当事者からの懸念の声を踏まえて、現行の著作権法の下で、関係する当事者が、生成AIとの関係における著作物等の利用に関する法的リスクを自ら把握し、また、生成AIとの関係で著作権等の権利の実現を自ら図るうえで参照されるべきものとして、考え方をお示しするものです。
180	5-1-エ（イ）_アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて	p.20の3番目の〇の記載は、本来的に著作権法の保護を受けない「作風」について、一定の保護を認めると解釈し得るものであり、素案の前提に立つ「考え方」の立場と矛盾しており、妥当ではない。 また、「特定のクリエイター又は著作物に対する需要」というAI事業者の側では知り得ない事情に基づき、AI学習自体が著作権侵害となりうるという解釈であり、事業の安全性を考慮すると大きな萎縮作用が働きかねない。また、このような解釈に基づく著作権者からの権利行使を受けるリスクは予見できず、AI事業者のAI開発に不利益な影響を及ぼすものと考える	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会	ご指摘の点については、特定のクリエイターの作品である少量の著作物のみからなる作品群は、表現に至らないアイデアのレベルにおいて、当該クリエイターのいわゆる「作風」を共通して有しているにとどまらず、創作的表現が共通する作品群となっている場合もあると考えられることから、そのような場合の法第30条の4の適用について検討する必要があり、お示ししたものです。「作風」について、一定の保護を認めると解釈し得るものとのご指摘は当たらないと考えます。
181	5-1-エ（イ）_アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて	素案２０頁の３つ目の〇にある「著作権法が…考えられる。」の一文は支持するが、その後に続く「他方で…とする意見が一定数みられた。」は、その根拠が不明であるため少数意見としても記載すべきではなく、当該記載を削除すべき。また「大量に生成される」というサービスの利用態様により学習・開発が違法になり得るとすると、学習・開発段階における法的安定性を害し、ＡＩの開発・学習に対いて不当に強い萎縮効果が生じる。	ブレークモア法律事務所	ご指摘の箇所の記載は、本小委員会における審議に際して、当該箇所記載のような意見が一定数示されたという事実を受けて記載しているものです。
182	5-1-エ（イ）_アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて	「他方で、この点に関しては、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じる場合、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当し得ると考える余地があるとする意見が一定数見られた」という記載は削除すべき	グーグル合同会社	ご指摘の箇所の記載は、本小委員会における審議に際して、当該箇所記載のような意見が一定数示されたという事実を受けて記載しているものです。
183	5-1-エ（イ）_アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて	他方で、この点に関しては、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じる場合、「著作権者の利益を不当に 害することとなる場合」に該当し得ると考える余地があるとする意見が一定数みられた』は、著作権の及ばない物に対し、利益を理由に保護を与える事となることから、削除するべき。	コンテンツ文化研究会	ご指摘の箇所の記載は、本小委員会における審議に際して、当該箇所記載のような意見が一定数示されたという事実を受けて記載しているものです。

3. 開発・学習段階関係（本考え方「5. 各論点について（1）開発・学習段階」）

No	分類	意見概要	提出者	意見に対する事務局の考え方
184	5-1-エ（イ）_アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて	５．（１）エ（イ）について、現在素案に記載されていない、以前の会議資料で示されていた著作権法の原則に係る記載を記載すべき。また、著作権法の解釈とは全く整合しない内容が記載されているが削除すべき。 また、「○ なお、この点に関しては」については、開発・学習段階における既存著作物の利用の問題と、AI生成物の生成・利用段階における既存著作物の利用の問題が混在して記載されているため非常に判りにくく修正すべき。	一般社団法人日本ディープラーニング協会・株式会社Algomatic	ご指摘の箇所の記載は、本小委員会における審議に際して、当該箇所記載のような意見が一定数示されたという事実を受けて記載しているものです。
185	5-1-エ（イ）_アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて	作風や画風は保護されないので、【他方で、この点に関しては、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じる場合、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当し得ると考える余地があるとする意見が一定数みられた。】 の部分は削除、あるいは少なくとも注に落とすべきである。	個人	ご指摘の箇所の記載は、本小委員会における審議に際して、当該箇所記載のような意見が一定数示されたという事実を受けて記載しているものです。
186	5-1-エ（イ）_アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて	p.21の脚注20の記載における「当該行為者」に該当する主体として、当該生成行為に関してAI事業者が責任を負うことが示唆されているように読み取られる可能性がある。従って、この脚注は削除するか、「当該生成AIを利用した者が不法行為責任や人格権侵害に伴う責任を負う可能性はある」と修正し、AI学習・開発行為を行う事業者が過度に萎縮することのないようにするのが適切。	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会	ご指摘の点について、明確化のため記載を修正しました。
187	5-1-エ（ウ）_情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の例について	著作権者がライセンス提供を行っているという事実のみをもって著作権の権利制限規定の適用を容易に除外できるようにすべきではなく、商用データベースに含まれるか否かを問わず、著作物の単なる情報解析にまで著作権の保護を及ぼすべきではない。	Asia Internet Coalition Japan	「大量の情報を容易に情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が販売されている場合に、当該データベースを情報解析目的で複製等する行為」は、従来から法第30条の４ただし書の該当例として例示しているものです。
188	5-1-エ（ウ）_情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の例について	著作権者がライセンスを提供するだけで、著作権の例外規定を覆すことが可能とならないことを明示すべき。	BSA|ザ・ソフトウェア・アライアンス	「大量の情報を容易に情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が販売されている場合に、当該データベースを情報解析目的で複製等する行為」は、従来から法第30条の４ただし書の該当例として例示しているものです。
189	5-1-エ（ウ）_情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の例について	上記の通り、AIの学習工程は、学習データからそのような情報を抽出することのみで構成されている限り、著作権法には違反しません。	Meta Platforms, Inc.	「大量の情報を容易に情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が販売されている場合に、当該データベースを情報解析目的で複製等する行為」は、従来から法第30条の４ただし書の該当例として例示しているものです。
190	5-1-エ（ウ）_情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の例について	データベースの著作物と本ただし書きとの関係に関する一切の記述を削除する、または論点の指摘に止めるべき。	グーグル合同会社	「大量の情報を容易に情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が販売されている場合に、当該データベースを情報解析目的で複製等する行為」は、従来から法第30条の４ただし書の該当例として例示しているものです。
191	5-1-エ（ウ）_情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の例について	５．（１）エ（ウ）について、AI開発者におけるクローリングに際して、著作権法30条の4ただし書に該当しないようにクローリングすることは不可能であり、深刻な萎縮効果をもたらすため、妥当な内容ではない。	一般社団法人日本ディープラーニング協会	ご指摘の点について、「大量の情報を容易に情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が販売されている場合に、当該データベースを情報解析目的で複製等する行為」は、従来から法第30条の４ただし書の該当例として例示しているものですが、本考え方でお示ししている、オンラインでデータが提供される場合については、インターネット上のウェブサイトに掲載されたデータについて、AI学習のための複製を行うクローラによるウェブサイト内へのアクセスが、robots.txtの記述等により制限されていない場合、上記の「販売されている場合」に該当しないことを推認させる要素となるものと考えられます。この点について、明確化のため記載を追加しました（５．（１）エ（ウ））。
192	5-1-エ（ウ）_情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の例について	5(1)エ（ウ）に記載されたインターネット上でAPIが有償で提供されている場合について、（エ）に記載されているrobots.txt等の「機械可読な方法による技術的な措置」が講じられていることを前提としているのであれば、このことが明確になるように記載いただきたい。 robots.txtによる技術的措置が取られておらず、「データベースの著作物」や「API」が不明確な場合、クローラが誤って当該データベースの著作物を収集するリスクを０にはできず、AI開発者が生成AIの研究開発に二の足を踏むこととなることが想定される。 権利侵害の懸念が解消されなければ、非常に多様な主体から権利侵害を申し立てられる可能性がある。 robots.txt等の機械的、自動的手段による適法と見做せる「データベースの著作物」収集の回避手段を（ウ）にご明示いただきたいと考えます	国立研究開発法人情報通信研究機構	ご指摘の点について、「大量の情報を容易に情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が販売されている場合に、当該データベースを情報解析目的で複製等する行為」は、従来から法第30条の４ただし書の該当例として例示しているものですが、本考え方でお示ししている、オンラインでデータが提供される場合については、インターネット上のウェブサイトに掲載されたデータについて、AI学習のための複製を行うクローラによるウェブサイト内へのアクセスが、robots.txtの記述等により制限されていない場合、上記の「販売されている場合」に該当しないことを推認させる要素となるものと考えられます。この点について、明確化のため記載を追加しました（５．（１）エ（ウ））。
193	5-1-エ（ウ）_情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の例について	５．（１）エ（ウ）脚注21について、「基本的な考え方」で既に示している「大量の情報を（…）整理したデータベースの著作物」の例についての具体的な考え方に関する記載としているが、本素案５．（１）エ（ウ）及び（エ）は、情報解析用データベース著作物に直接アクセスして当該DB著作物の創作的表現部分を利用する行為ではなく、インターネット上の個々の記事の収集蓄積行為が、情報解析用DB著作物の創作的表現部分の利用行為に該当しえるとするものであるため、誤った記載である	一般社団法人日本ディープラーニング協会	ご指摘の点は、著作物の複製の方法が異なることのご指摘にとどまるものと考えますが、複製の方法の如何を問わず、「大量の情報を容易に情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が販売されている場合に、当該データベースを情報解析目的で複製等する行為」に該当する場合は、従来からお示ししている、法第30条の４ただし書の該当例となると考えます。
194	5-1-エ（ウ）_情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の例について	素案２１頁末尾の〇にある「当該データベースの著作物の創作的表現が認められる一定の情報のまとまり」の範囲が不明である。当該データベースに創作性が認められない場合も存在し、どのような範囲や量の情報のまとまりであれば、その情報の選択又は体系的構成に創作性を見出せるか不明である。従って単に「当該データベースの著作物の創作的表現を複製等する行為」とすべき。	ブレークモア法律事務所	ご指摘の点は原案で既に明確と考えます。
195	5-1-エ（ウ）_情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の例について	同頁末尾の〇について、脚注２２のとおり、API により提供されているのが「大量の情報を容易に情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物」に該当するか否か、及び法第 30 条の４ただし書に該当するか否かについては個別の事例に応じた検討が必要となるため、そのことを明記すべき。	ブレークモア法律事務所	ご指摘の点は原案で既に明確と考えます。
196	5-1-エ（ウ）_情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の例について	脚注２２について、個別の事例に応じた検討が必要であれば、その旨を結論として「具体例としては、学術論文の出版社が論文データについてテキスト・データマイニング用ライセンス及び API を提供している事例や、新聞社が記事データについて同様のライセンス及び API を提供している事例等があるが、API により提供されているのが『大量の情報を容易に情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物』に該当するか否か、及び、本ただし書に該当するか否かについては個別の事例に応じた検討が必要となる。」と修正すべき。	ブレークモア法律事務所	ご指摘の点は原案で既に明確と考えます。
197	5-1-エ（ウ）_情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の例について	５．（１）エ（ウ）については、 1　「情報解析用DBの著作物」（「被侵害著作物」）の利用市場が存在している場合において 2　ウェブサイトに閲覧用に掲載された記事等のデータ（「利用対象著作物」）の非享受目的利用行為（APIを有償で利用せずにクローリング等の複製行為等）により 3　1の情報解析用DBの著作物と共通する創作的表現を有する複製物・翻案物が生成され 4　その結果、1のDBの著作物の著作物の将来における潜在的販路が阻害される という、実際にはほぼあり得ない行為が「ただし書き」に該当するという記載であり、権利者による過剰な権利行使、及びAI開発者・AIサービス提供者に大きな萎縮的効果を及ぼすため、削除するか、記載内容を大幅に変更すべき	一般社団法人日本ディープラーニング協会・株式会社Algomatic	ご指摘の点については、「大量の情報を容易に情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が販売されている場合に、当該データベースを情報解析目的で複製等する行為」に該当するか否かは個別の事案に応じて、具体的なデータベースの内容・性質や複製の態様等に照らして判断する必要があり、ご指摘のように、これに当たるものが現実的にあり得ないと類型的に判断することは適切でないものと考えられます。

3. 開発・学習段階関係（本考え方「5. 各論点について（1）開発・学習段階」）

No	分類	意見概要	提出者	意見に対する事務局の考え方
198	5-1-エ（ウ）_情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の例について	「データベースの著作物から容易に情報解析に活用できる形で整理されたデータを取得できるAPI」ではなく、「単なるデータベースからデータを取得できるAPI」が存在する場合において、その保有者からAIの開発事業者やAIサービス提供事業者に対して「権利侵害である」旨を主張することを助長し、本来適法であるAIの学習を阻害する恐れが考えられる。 そのため、（ウ）については削除すべき	ストックマーク株式会社	データベースの著作物としての著作物性の有無は、個別のデータベースの内容・性質に応じて判断することが必要となると考えられます。
199	5-1-エ（ウ）_情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の例について	脚注２０に具体例として挙げられている学術論文や新聞社の記事データのデータベースは、網羅性・悉皆性が求められ情報の選択における創作性はむしろないことが求められるのが通常であり、データベースの著作権ではないことが多いと考える。	Asia Internet Coalition Japan	データベースの著作物としての著作物性の有無は、個別のデータベースの内容・性質に応じて判断することが必要であり、ご指摘のような類型的な評価は適切でないものと考えられます。
200	5-1-エ（ウ）_情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の例について	単なる記事の集積データを保有している者が、（ユーザーが日付等適宜必要範囲を指定してDLできるような態様で）APIで有償販売しているに過ぎないものであれば、当該販売データはそもそもデータベースの著作物の要件を満たさない単なるデータなのであって、ただし書きによる権利保護規定も適用されないはずである。	弁護士ドットコム株式会社	データベースの著作物としての著作物性の有無は、個別のデータベースの内容・性質に応じて判断することが必要であり、ご指摘のような類型的な評価は適切でないものと考えられます。
201	5-1-エ（ウ）_情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の例について	５（１）エ(ウ)でAPIが有償で提供されている場合に情報解析目的で複製する行為が権利制限の対象とはならない場合があり得るとの整理がなされているが、この整理はAPIを利用しない分析をウェブサイト利用規約で禁止している場合に限られると考える。	株式会社七夕研究所	本考え方では、従来から法第30条の４ただし書の該当例として示している「大量の情報を容易に情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が販売されている場合に、当該データベースを情報解析目的で複製等する」場合についての考え方を示しています。利用規約においてAPIを利用しない情報解析が禁止されているか否かは、上記の判断に直ちには影響しないと考えられます。
202	5-1-エ（ウ）_情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の例について	平成30年改正前において、AI学習における著作物等利用は広く権利制限の対象外であったと考えるのが合理的であり、「情報解析用のデータベース」に該当しない著作物等であっても、現行法第30条の４ただし書は該当し得る旨を念押しで強調すべき	一般社団法人日本レコード協会	本考え方では、本ただし書への該当性を検討するに当たっては、著作権者の著作物の利用市場と衝突するか、あるいは将来における著作物の潜在的販路を阻害するかという観点から、技術の進展や、著作物の利用態様の変化といった諸般の事情を総合的に考慮して検討することが必要と考えられることが確認されています。
203	5-1-エ（ウ）_情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の例について	P21の（ウ）以降、データベースの著作物を例に説明がなされているが、データベース以外についても言及されることを望む。	富士通株式会社	本考え方に記載のとおり、本ただし書への該当性は諸般の事情を総合的に考慮して検討することが必要と考えられますが、本ただし書に該当すると考えられる例としては、「基本的な考え方」（９頁）において、「大量の情報を容易に情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が販売されている場合に、当該データベースを情報解析目的で複製等する行為」が既に示されていることから、本考え方においてはこの例について検討を行ったものです。
204	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	情報解析に活用できる形で整理したデータベースについては、現にもっぱら情報解析を目的として販売されているものにとどまらず、将来的な販売を目的としてこのような著作物の集積が行われていることが推認される場合には、権利制限の対象とはならないと考える、とされていることには賛成。学術・教育コンテンツが安易にAIの学習・開発段階で利用されてしまうことは、当該出版物の著作者、出版社の利益を不当に害することになるといえる。 法30条の４の但書の適用範囲については、このような出版コンテンツの流通形態の実態を十分考慮して適切な判断がなされるよう、ガイドラインの策定、周知・広報が必須である	一般社団法人日本雑誌協会・一般社団法人日本書籍出版協会・一般社団法人デジタル出版者連盟	本考え方が取りまとめられた後は、示された考え方について、不正確な理解がされないよう、社会に対して分かりやすい形で周知・啓発に向けた取組みを行って参ります。 また、法第30条の４をはじめとする「柔軟な権利制限規定」については、民間事業者によるその明確化に向けた取組も期待されるところです。
218	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	データベース著作物が既に販売されているものであれば一定の保護が与えられる事は理解できるが、販売予定がある事を理由に保護を与える事には反対	コンテンツ文化研究会	本考え方は、単に販売予定である場合ではなく、AI学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられており、かつ、このような措置が講じられていることや、過去の実績（情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の作成実績や、そのライセンス取引に関する実績等）といった事実から、当該ウェブサイト内のデータを含み、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があることが一定の蓋然性をもって推認される場合について記載しているものです。
219	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	あるデータ群について""将来データベースの著作物として販売予定がある""と主張し何かしらの（場合によっては簡易な）技術的措置をすることによるだけで、第30条の4ただし書きに該当するように読むことができます。 ""将来の""販売予定を推認しただし書に該当するとなると、まだ存在していないデータベース著作物について著作権の保護対象であると考えることになり、AI開発のためのデータ収集を大きく萎縮させてしまう恐れがある	株式会社テックフラッグ	本考え方は、単に販売予定である場合ではなく、AI学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられており、かつ、このような措置が講じられていることや、過去の実績（情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の作成実績や、そのライセンス取引に関する実績等）といった事実から、当該ウェブサイト内のデータを含み、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があることが一定の蓋然性をもって推認される場合について記載しているものです。
220	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定がある事実は、他の様々な事実（権利者内部における検討の状況等）の積み重ねによって推認するべきものであり、そのような考慮要素が全く示されておらず「等」でくくられているのは適切ではなく、この部分についてはその他の考慮要素を具体的に示すべきであり、少なくとも「このような措置が講じられていること等の事実から」と記載されている部分については、「このような措置が講じられていることと合わせてその他の事実から」、又は単に「その他の事実から」と修正すべきである。	一般社団法人日本知的財産協会	本考え方は、単に販売予定である場合ではなく、AI学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられており、かつ、このような措置が講じられていることや、過去の実績（情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の作成実績や、そのライセンス取引に関する実績等）といった事実から、当該ウェブサイト内のデータを含み、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があることが一定の蓋然性をもって推認される場合について記載しているものです。
205	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	素案は、こうした技術的な措置が講じられ、情報解析に活用できるデータベースの著作物が将来販売される予定があることが推認される場合には、この措置を回避して当該サイトからAI学習のための複製等をする行為は、データベースの著作物の将来における潜在的販路を阻害するとして、法第30条の4における権利制限の対象にならないことが考えられるとの見解を示した。条件付きながら、新聞社等のサイトから、AIの開発事業者やサービス提供事業者がデータを許諾なく収集することに一定の歯止めをかける解釈を示したものと理解しており、その点は評価できる。	一般社団法人日本新聞協会	本考え方は、単に販売予定である場合ではなく、AI学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられており、かつ、このような措置が講じられていることや、過去の実績（情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の作成実績や、そのライセンス取引に関する実績等）といった事実から、当該ウェブサイト内のデータを含み、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があることが一定の蓋然性をもって推認される場合について記載しているものです。
206	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	技術的な措置のほか、AI開発・学習のための著作物等の利用が契約や利用規約等の取決めで禁止されている場合は、法第30条の４の該否に関わらず、当該取決めが有効であることを追記すべき。 技術的措置を権利者等が自由に執り得ることは情報解析用データベースに限った話ではない。情報解析用データベースはあくまでも同条ただし書の一例に過ぎないことに鑑みれば、上記技術的措置の回避行為については、情報解析用データベースに関する議論とは切り離して検討することが適当である。	一般社団法人日本レコード協会	本考え方は、権利制限規定と、権利者と利用者との間の契約上の定めとの優先劣後について記載したものではありません。
221	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	「…著作権者が反対の意思を示していることそれ自体を持って、権利制限規定の対象から除外されると解釈することは困難である。」との記載について、これは権利者と顧客間にて締結したライセンス契約において目的制限やAI学習のための利用の制限を合意した場合についても、著作権法の権利制限規定が優先する（強行規定である）との見解を示したものでなく、WEBサイトの利用規約など権利者が一方的に意思表示しているのみで利用者の明示的な同意を得ない場合を想定して見解を述べたものであることを明確にすべき	株式会社ゼンリン	本考え方では、著作権法上の権利制限規定は著作権者の許諾なく著作物を利用できる場合について規定したものであることから、著作権者がAI学習のための利用について反対の意思を示していることのみをもって権利制限規定の対象外とする解釈をとることは難しい、との旨を記載したものであり、権利者と顧客とのライセンス契約との優先劣後について記載したものではありません。
222	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	技術的な複製防止措置をとっていない状態で、利用規約でAI学習禁止としていた場合は、30条の４の権利制限規定は適用されないこととなるのか明確にしてほしい。	個人	本考え方では、著作権法上の権利制限規定は著作権者の許諾なく著作物を利用できる場合について規定したものであることから、著作権者がAI学習のための利用について反対の意思を示していることのみをもって権利制限規定の対象外とする解釈をとることは難しい、との旨を記載したものであり、権利者と顧客とのライセンス契約との優先劣後について記載したものではありません。
207	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	Ｐ２２について、著作権者が反対の意思を示していることのみをもって、法第 30 条の４ただし書に該当するとは考えられないとされているが、著作権者が反対の意思を示している場合には少なくとも権利者の利益が不当に害される場合の一考慮要素になりうることは示すべきである。	ユニバーサルミュージック合同会社	本考え方では、権利制限規定一般についての立法趣旨、及び法第30条の4の立法趣旨からすると、著作権者が反対の意思を示していること自体をもって、権利制限規定の対象から除外されると解釈することは困難としています。

3. 開発・学習段階関係（本考え方「5. 各論点について（1）開発・学習段階」）

No	分類	意見概要	提出者	意見に対する事務局の考え方
223	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	本素案記載を前提とすると、権利者としては、「AI 学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられていること」さえ立証すれば、「当該ウェブサイト内のデータを含み、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があることが推認される」が推認されることになるため、AI学習者側が「・・・データベースの著作物が将来販売される予定はない」ことを反証しなければならないことになるが、そのような反証は実際には不可能である。 したがって、本素案記載の上記部分は、結局のところ、「権利者が”robots.txt”への記述等の「技術的な措置」を講じてさえいれば、ウェブサイト内のデータ収集行為について30条の4但書に該当することを主張できる」ことを意味していることになる。 しかし、かかる解釈は、当該「技術的な措置」に、著作権法30条1項2号や、同47条の5第1項・著作権法施行令第7条の4第1項ロ・著作権法施行規則第4条の4第1号のような明文規定もないまま、特別な法的効果を与えるものである。	一般社団法人日本ディープラーニング協会・株式会社Algomatic	本考え方では、単にAI学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられていれば、「当該ウェブサイト内のデータを含み、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があること」が直ちに推認されるといった考え方は示されていません。 本考え方では、このような措置が講じられていることや、過去の実績（情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の作成実績や、そのライセンス取引に関する実績等）といった事実が、当該ウェブサイト内のデータを含み、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売されることを推認される一要素となると考えられることが示されています。
208	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	ただし書については、「（１）AI 学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられており、かつ、（２）楽曲その他の著作物のライセンス市場が構築され、又は構築される予定があることが推認される場合は、（３）この措置を回避して、当該ウェブサイト内に掲されている多数の楽曲等のデータを収集することにより、当該ウェブサイトから AI 学習のための複製等をする行為」の場合も既存のライセンス市場と衝突しうることについてご検討いただきたい。	ユニバーサルミュージック合同会社	本考え方では、従来から法第30条の４ただし書の該当例として示している「大量の情報を容易に情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が販売されている場合に、当該データベースを情報解析目的で複製等する」場合についての考え方を示しています。この場合については、享受目的の販売（ライセンス）市場があることではなく、情報解析目的での販売がされていることが必要と考えられます。
209	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	著作者がＡＩ学習に対して明確に反対の意思を示している場合に、ＡＩ事業者が著作者の意思に反してその著作物を営利目的でＡＩ学習をさせる行為が「著作者の利益を不当に害する」ことは明らかであり、ＡＩに対する法的規制の国際的調和の観点からも、著作権者には、営利目的のＡＩ学習からのオプトアウトの権利が認められるべき。 もし現行法の解釈によっては実現が難しい場合には、すみやかな法改正が検討されるべきです。	日本美術著作権協会	本考え方では、権利制限規定一般についての立法趣旨、及び法第30条の4の立法趣旨からすると、著作権者が反対の意思を示していること自体をもって、権利制限規定の対象から除外されると解釈することは困難としつつ、他方で、AI学習のための複製等を防止する為の技術的な措置をとることは自由に可能であること、また、権利者が情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物を販売している場合は、これをAI学習目的で複製する行為は同条ただし書に該当し得ること等が確認されています
210	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	５（１）エ（エ）のただし書きに係る記載について、著作権者が反対の意思を示していれば、その意思を尊重するべきであると強く考える。 他人に勝手に利用され、似たような生成物を無尽蔵に生み出せる機械に取り込まれてしまっている状況に対し、反対の意思を示しているにもかかわらず、これが受け入れてもらえないのであれば、その後に作品を生み出す意欲を失っても不思議ではなく、著作権法が最終的な目標として掲げる「文化の発展」に明らかに逆行すると言わざるを得ない。クリエイター個人の意思が蹂躙されてしまうことは、そのまま文化の衰退に寄与する行為だと考えている。	一般社団法人日本アニメフィルム文化連盟	本考え方では、権利制限規定一般についての立法趣旨、及び法第30条の4の立法趣旨からすると、著作権者が反対の意思を示していること自体をもって、権利制限規定の対象から除外されると解釈することは困難としつつ、他方で、AI学習のための複製等を防止する為の技術的な措置をとることは自由に可能であること、また、権利者が情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物を販売している場合は、これをAI学習目的で複製する行為は同条ただし書に該当し得ること等が確認されています。
224	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	権利者が情報解析に利用できるデータベースを作成しない限りはいかなるオプトアウトも無視されるということにつながり、権利者保護として不十分で適切ではない	一般社団法人日本知的財産協会	本考え方では、権利制限規定一般についての立法趣旨、及び法第30条の4の立法趣旨からすると、著作権者が反対の意思を示していること自体をもって、権利制限規定の対象から除外されると解釈することは困難としつつ、他方で、AI学習のための複製等を防止する為の技術的な措置をとることは自由に可能であること、また、権利者が情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物を販売している場合は、これをAI学習目的で複製する行為は同条ただし書に該当し得ること等が確認されています。
211	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	著作権者が自らの著作物をAIに学習させたくない意向が尊重される仕組み作り、及び当該意向が簡便に反映・実現できる技術の確立を要望する。	公益社団法人日本漫画家協会	本考え方では、AI学習のための複製等を防止する為の技術的な措置をとることは自由に可能であること、また、権利者が情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物を販売している場合は、これをAI学習目的で複製する行為は法第30条の４ただし書に該当し得ること等が確認されています。 なお、この点に関しては、本ただし書の適用範囲が明確となることに資するよう、robots.txtでのアクセス制限において必要となるクローラの名称（User-agent）等の情報が事業者から権利者等の関係者に対して適切に提供されること、また、特定のウェブサイト内のデータを含み情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が現在販売されていること及び将来販売される予定があること等の情報が、権利者から事業者等の関係者に対して適切に提供されることにより、クローラによりAI学習データの収集を行おうとするAI開発事業者及びAIサービス提供事業者においてこれらの事情を適切に認識できるような状態が実現されることが望ましいと考えられます。この点について記載を追加しました（５．（１）エ（エ））
225	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	クローリング対策のみでは、将来のデータベース著作物の販売予定を推認することはできず、仮に推認できるとしてもこの事実単体ではその推認の程度は非常に弱いという記載をご追記いただきたい。	株式会社Preferred Networks	本考え方では、AI学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられていれば直ちに上記の販売予定を推認できるといった記載はされておらず、あくまで推認の一要素として記載されています。 なお、この点に関しては、法第30条の４ただし書の適用範囲が明確となることに資するよう、robots.txtでのアクセス制限において必要となるクローラの名称（User-agent）等の情報が事業者から権利者等の関係者に対して適切に提供されること、また、特定のウェブサイト内のデータを含み情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が現在販売されていること及び将来販売される予定があること等の情報が、権利者から事業者等の関係者に対して適切に提供されることにより、クローラによりAI学習データの収集を行おうとするAI開発事業者及びAIサービス提供事業者においてこれらの事情を適切に認識できるような状態が実現されることが望ましいと考えられます。この点について記載を追加しました（５．（１）エ（エ））。
212	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	素案において、情報解析に活用できる形で整理したデータベースについては、現にもっぱら情報解析を目的として販売されているものにとどまらず、将来的な販売を目的としてこのような著作物の集積が行われていることが推認される場合には、権利制限の対象とはならないと考える、とされていることには賛成する。 これまで、著作物の機械学習について取り組んできた経緯があり、データ提供者とAI開発者・AI事業者とで取り交わす、データ解析のための情報提供契約による対価還元を通じて、AI時代においても、プラットフォーマーによる市場の非対称性を生じさせることなく、創造のサイクルが促進されるよう期待する。 法30条の４の但書の適用範囲については、出版コンテンツの流通形態の実態を十分考慮して適切な判断がなされるよう、ガイドラインの策定、周知・広報が必須であると考える	株式会社新潮社	本考え方が取りまとめられた後は、示された考え方について、不正確な理解がされないよう、社会に対して分かりやすい形で周知・啓発に向けた取組みを行って参ります。

3. 開発・学習段階関係（本考え方「5. 各論点について（1）開発・学習段階」）

No	分類	意見概要	提出者	意見に対する事務局の考え方
213	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	著作権法第30条の４ただし書きへの該当しうるケースとして、ゲームソフト等に施されている技術的手段に関しては特段の検討がなされていないことに鑑みるに、従来より技術的保護/利用制限手段に該当すると考えられてきたゲームソフト等に施されている技術的手段に関しては、それを回避等して行われる複製等が本条によって直ちに制限されるものではなく、ただし書きに該当する可能性が極めて高いと評価されているものと思料。 本素案において、これを明記していただくとともに、現時点では技術的保護/利用制限手段に該当するかどうかは判然としない技術的手段であっても、権利者の意思を尊重し、著作物に施される技術的な制限を超えて、学習データとして収集されることのないよう、また、AIに活用されることの是非を明確に権利者が意思表示できるよう、当該技術ができる限り技術的保護/利用制限手段と評価されることを期待し、技術的保護/利用制限手段に関する議論を進めていただくよう要望する。	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会	法第30条の４の適用の有無と、技術的保護手段又は技術的利用制限手段該当性とは別個の問題であると考えられます。 技術的保護手段又は技術的利用制限手段が施されている場合に、情報解析に活用できる形で整理されたデータベースの著作物が将来販売される予定があることが一定の蓋然性をもって推認されるか否かは、個別具体的な事案に応じて検討すべきものと考えられます。 本考え方では、AI学習のための複製を防止する技術的な措置が技術的保護手段又は技術的利用制限手段に該当するか否かについては、今後の技術の動向も踏まえ検討すべきものとされています。
226	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	現実的にほぼあり得ない行為が「ただし書き」に該当するとするものであり、権利者による過剰な権利行使及びAI開発者・AIサービス提供者に大きな萎縮的効果を及ぼす。 したがって、上記記載に関連する部分は、脚注を含めて全て削除すべき	一般社団法人日本ディープラーニング協会・株式会社Algomatic	ご指摘の点については、「大量の情報を容易に情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が販売されている場合に、当該データベースを情報解析目的で複製等する行為」に該当するか否かは個別の事案に応じて、具体的なデータベースの内容・性質や複製の態様等に照らして判断する必要があり、ご指摘のように、これに当たるものが現実的にあり得ないと類型的に判断することは適切でないものと考えられます。
227	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	脚注23に、「AI学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置と、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物としての販売が併せて実施されている具体例」として挙げられている例は、いずれもデータベースの著作物ではなく単なるデータベースが提供されているに過ぎない例であって、具体例として適切ではないため削除すべきである。	一般社団法人日本ディープラーニング協会	ご指摘の点については、「大量の情報を容易に情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が販売されている場合に、当該データベースを情報解析目的で複製等する行為」に該当するか否かは個別の事案に応じて、具体的なデータベースの内容・性質や複製の態様等に照らして判断する必要があり、ご指摘のように、これに当たるものが実際にはあり得ないと類型的に判断することは適切でないものと考えられます。
228	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	技術的な学習防止措置を講じられた、ウェブサイトに閲覧用に記載された記事等のデータを収集・利用して、「将来販売される可能性のある情報解析用DBの著作物」（つまり、現時点では未だこの世に存在していないDBの著作物）と、偶然同じ「情報の選択性」を有するDBの著作物を作成する場合を想定し、当該行為が30条4の但し書きに該当することするものである。 しかし、このような「偶然」は、実際にはおよそ得ない	一般社団法人日本ディープラーニング協会・株式会社Algomatic	ご指摘の点については、「大量の情報を容易に情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が販売されている場合に、当該データベースを情報解析目的で複製等する行為」に該当するか否かは個別の事案に応じて、具体的なデータベースの内容・性質や複製の態様等に照らして判断する必要があり、ご指摘のように、これに当たるものが実際にはあり得ないと類型的に判断することは適切でないものと考えられます
229	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	p.21から23にかけてのデータベースの著作物に関する議論は、「データベースの著作物」とその構成要素たる個々のデータの著作物が明確に区別されておらず、また、現状のサービスを前提とするとほぼ要件を充足しないと思われる仮定的な事例が設定されており、例えば新聞社が提供するデータベース（「データベースの著作物」には該当しない場合が十分考えられる）を構成する個々のデータ（個別の記事など）の学習が、著作権法30条の4但書に該当するというデータベースの作成者の主張を誘引する素地を与え得ることになりかねない。	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会	ご指摘の点については、「大量の情報を容易に情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が販売されている場合に、当該データベースを情報解析目的で複製等する行為」に該当するか否かは個別の事案に応じて、具体的なデータベースの内容・性質や複製の態様等に照らして判断する必要があり、ご指摘のように、これがほぼ要件を充足しない、と類型的に速断することは適切でないものと考えられます。
230	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	データベースの著作物が将来販売予定か否かを人力で随時判断することは容易ではなく、技術的措置が講じられているか否かを機械的に判別しデータ収集可否判断をせざるを得ない実情があり、権利者の単なる意思表示のみに基づく技術的措置であっても、データ収集を回避することになる。技術的措置を講じる場合には、著作権法30条の４の立法趣旨に反しないよう周知啓発を継続頂くことで安心安全なAI利活用環境が構築されることを希望する。 また、「あるAI 学習用クローラについてはこれをブロックする措置が取られているといった場合」（本素案P.23）でも、その他のAI学習用クローラなどは依然としてアクセス可能な状態であり、そのような技術的措置が講じられていない場合には、著作権法30条の４の原則に立ち返り権利制限規定が適用されると考えることも可能である	ソフトバンク株式会社	この点に関しては、法第30条の４ただし書の適用範囲が明確となることに資するよう、robots.txtでのアクセス制限において必要となるクローラの名称（User-agent）等の情報が事業者から権利者等の関係者に対して適切に提供されること、また、特定のウェブサイト内のデータを含み情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が現在販売されていること及び将来販売される予定があること等の情報が、権利者から事業者等の関係者に対して適切に提供されることにより、クローラによりAI学習データの収集を行おうとするAI開発事業者及びAIサービス提供事業者においてこれらの事情を適切に認識できるような状態が実現されることが望ましいと考えられます。この点について記載を追加しました（5．（1）エ（エ））。
231	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	データベースの著作物の将来販売予定は、基本的には、権利者側の個別具体的な事情であるため、それを推認させる事実は、AI開発者又は提供者がAI学習時に知ることができる事実に限定すべき。この点、技術的措置の中には、AI学習時にすでに講じられていたのか、それとも学習後に講じられたのかを、AI開発者等が確認することが困難なものもある。 よって、当該技術的措置の存在のみをもってただちに、データベースの著作物の将来販売予定が推認されるとすると、AI開発者等が、著作権法適合性を確認しながらAI学習を実施することが困難になるという事態を懸念。	LINEヤフー株式会社	ご指摘の点に関しては、法第30条の４ただし書の適用範囲が明確となることに資するよう、robots.txtでのアクセス制限において必要となるクローラの名称（User-agent）等の情報が事業者から権利者等の関係者に対して適切に提供されること、また、特定のウェブサイト内のデータを含み情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が現在販売されていること及び将来販売される予定があること等の情報が、権利者から事業者等の関係者に対して適切に提供されることにより、クローラによりAI学習データの収集を行おうとするAI開発事業者及びAIサービス提供事業者においてこれらの事情を適切に認識できるような状態が実現されることが望ましいと考えられます。この点について記載を追加しました（5．（1）エ（エ））
232	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	技術的措置以外であって、データベースの著作物が将来販売される予定（以下「データベースの著作物の将来販売予定」）が推認されることに寄与する事実の例をご教授ください。（このような措置が講じられていること「等」の具体例）	LINEヤフー株式会社	ご指摘の点については、当該データベースの著作物を将来販売する者における過去の実績（情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の作成実績や、そのライセンス取引に関する実績等）といった事実は、当該データベースの著作物の将来販売予定を推認させる一要素となると考えられます。 ご指摘を踏まえ、この点について記載を追加しました（5．（1）エ（エ））。
214	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	Ｐ２３の最初の○について、複製の方法として「クローラ」はテキストの場合における例示であり、「多数のデータを収集」する手段であれば他の技術でも本段落の場合に該当することとしていただきたい。	ユニバーサルミュージック合同会社	ご指摘の箇所は、AI学習のためにデータベースの著作物の複製等をする方法の例示であり、具体の方法はこれに限られるものではないと考えられます。
233	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	エ（エ）の具体例の記載について、たとえば、新聞社が利用規約等にAI利用を禁ずると記載していたとしても技術的なアクセス制限措置に違反することがなければ、ただし書に該当しないという理解でよいか。利用規約に同意したことが明確（例：利用規約同意後に会員登録を行い、コンテンツ閲覧にはログイン/パスワードが必須のWebサイト）である場合には、この限りではないのか。	AIガバナンス協会	ご指摘の箇所については、情報解析に活用できる形で整理されたデータベースの著作物が将来販売される予定があることが一定の蓋然性をもって推認される場合に、この措置を意図的に回避して当該データベースの著作物の複製等をする行為は、法第30条の４ただし書に該当し得ることをお示ししたものです。
234	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	実質的には、現時点では存在しない、将来発生する可能性のある著作物についての著作権侵害を認める解釈であって妥当ではない。	一般社団法人日本ディープラーニング協会・株式会社Algomatic	ご指摘の箇所については、情報解析に活用できる形で整理されたデータベースの著作物が将来販売される予定があることが一定の蓋然性をもって推認される場合に、この措置を意図的に回避して当該データベースの著作物の複製等をする行為は、法第30条の４ただし書に該当し得ることをお示ししたものです。
235	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	p.23の1つ目の○の記載について、「当該ウェブサイト内のデータを含み、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があることが推認される」にとどまる段階では、当該データベースの著作物はまだ存在しておらず、ウェブサイト内のデータを収集してAI学習のために複製等する行為を、将来販売される予定がある当該データベースの著作物と「情報の選択又は体系的な構成」（法第12条の2第1項）において同一又は類似のデータベースの著作物を複製する行為と同一視することはできない。この行為に同条本文の権利制限が適用されないおそれがある場合、どの著作物との関係で同条本文の適用有無が変わるのか不明確になり、結果として生成AIの開発に対し強い萎縮効果を発生せしめると考える	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会	ご指摘の箇所については、情報解析に活用できる形で整理されたデータベースの著作物が将来販売される予定があることが一定の蓋然性をもって推認される場合に、この措置を意図的に回避して当該データベースの著作物の複製等をする行為は、法第30条の４ただし書に該当し得ることをお示ししたものです。

3. 開発・学習段階関係（本考え方「5. 各論点について（1）開発・学習段階」）

No	分類	意見概要	提出者	意見に対する事務局の考え方
236	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	Ｐ23の1つ目の〇について、「措置を回避して、クローラにより当該ウェブサイト内に掲載されている多数のデータを収集することにより、AI学習のために当該データベースの著作物の複製等をする行為」との記載は、データが「多数」であれば、そのデータの複製がすべからく法第30条の４但書に該当し許諾が必要というようにも読めてしまい、適切ではない。そのため、上記部分については、「措置を回避して、クローラにより当該ウェブサイトから当該データベースの著作物の著作権に抵触する形でAI学習のための複製等をする行為」といった表現に改め、趣旨の明確化を図るべき	一般社団法人日本知的財産協会	ご指摘の箇所については、情報解析に活用できる形で整理されたデータベースの著作物が将来販売される予定があることが一定の蓋然性をもって推認される場合に、この措置を意図的に回避して当該データベースの著作物の複製等をする行為は、法第30条の４ただし書に該当し得ることをお示ししたものです。
237	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	P22以降の技術的な措置に関して、P23の注釈で例も挙げられているが、この記載からは、どのような場合にこのように評価し得るのか判断がつかず、より一般化した説明がなされることを望む。	富士通株式会社	ご指摘の22頁の記載は、クローラによるAI学習データの収集（複製）を、クローラが特定の設定を判別の上で収集を行わない、又はクローラがアクセスすることができないといった機械可読な方法により防止する措置として現状行われているものを挙げたものです。
215	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	Ｐ２３の最初の〇「そのため、AI学習のための・・」の段落について、「複製等を防止する技術的な措置」を講ずる者と、「データベースの著作物」を「将来販売」する予定がある者が同一の者でない場合であっても、第三者によるデータベース著作物の販売も保護する意図が示されているような場合等により、将来のデータベース著作物の販売が推認されると言える場合は、ただし書に該当することとしていただきたい。	ユニバーサルミュージック合同会社	ご指摘の、複製等を防止する技術的な措置を講ずる者と、データベースの著作物を将来販売する予定がある者が同一の者でない場合であっても、情報解析に活用できる形で整理されたデータベースの著作物が将来販売される予定があることが一定の蓋然性をもって推認される場合は、法第30条の４ただし書に該当し得ると考えられます。
238	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	ブロックされているクローラを利用するＡＩ開発者に限って、クローラがブロックされている事実をもって当該ウェブサイト内のデータを含むデータベースの著作物が将来販売される予定を推認させる一要素となるという趣旨と理解してよいか。違う場合、AIの開発や提供に係る予見可能性確保の観点からは、データベースの著作物の将来販売予定を推認させる事情は、AI開発者又は提供者がAI学習時に知ることができる事実に限定することが望ましい。	LINEヤフー株式会社	ウェブサイト内のデータを含み、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があるか否かは、クローラによりAI学習データの収集を行おうとする者の主観とは無関係に、客観的に判断されるものと考えられます。 他方で、この点に関しては、特定のウェブサイト内のデータを含み情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が現在販売されていること及び将来販売される予定があること等の情報が、権利者から事業者等の関係者に対して適切に提供されることにより、クローラによりAI学習データの収集を行おうとするAI開発事業者及びAIサービス提供事業者においてこれらの事情を適切に認識できるような状態が実現されることが望ましいと考えられます。この点について記載を追加しました（５．（１）エ（エ））。
239	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	「robots.txt」ファイルを利用したアクセスを制限する措置は、ウェブパブリッシャーの意向を示すものだが、著作権法上、AI開発者が著作物を収集・解析することを妨げるわけではなく、法30条の4の適用に影響を及ぼすものではない。	Microsoft Corporation	robots.txtへの記載によるAI学習用クローラのブロック措置については、少なくとも、主要なAI学習用クローラが複数ブロックされているといった場合は、当該ウェブサイト内のデータを含み、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があることを推認させる一要素となると考えられます。また、本考え方では、AI学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられていれば直ちに上記の販売予定を推認できるといった記載はされておらず、あくまで推認の一要素として記載されています。 なお、この点に関しては、本ただし書の適用範囲が明確となることに資するよう、robots.txtでのアクセス制限において必要となるクローラの名称（User-agent）等の情報が事業者から権利者等の関係者に対して適切に提供されること、また、特定のウェブサイト内のデータを含み情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が現在販売されていること及び将来販売される予定があること等の情報が、権利者から事業者等の関係者に対して適切に提供されることにより、クローラによりAI学習データの収集を行おうとするAI開発事業者及びAIサービス提供事業者においてこれらの事情を適切に認識できるような状態が実現されることが望ましいと考えられます。この点について記載を追加しました（５．（１）エ（エ））。
240	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	脚注２４に関して、ブロックは、単にセキュリティ確保等の観点から行われていることも少なくなく、推認の根拠となる経験則や裁判例等なしに、推認の根拠となる指針を提供することは適当ではなく、著作者が個別具体的に主張立証すべき。	Asia Internet Coalition Japan	robots.txtへの記載によるAI学習用クローラのブロック措置については、少なくとも、主要なAI学習用クローラが複数ブロックされているといった場合は、当該ウェブサイト内のデータを含み、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があることを推認させる一要素となると考えられます。また、本考え方では、AI学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられていれば直ちに上記の販売予定を推認できるといった記載はされておらず、あくまで推認の一要素として記載されています。 なお、この点に関しては、本ただし書の適用範囲が明確となることに資するよう、robots.txtでのアクセス制限において必要となるクローラの名称（User-agent）等の情報が事業者から権利者等の関係者に対して適切に提供されること、また、特定のウェブサイト内のデータを含み情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が現在販売されていること及び将来販売される予定があること等の情報が、権利者から事業者等の関係者に対して適切に提供されることにより、クローラによりAI学習データの収集を行おうとするAI開発事業者及びAIサービス提供事業者においてこれらの事情を適切に認識できるような状態が実現されることが望ましいと考えられます。この点について記載を追加しました（５．（１）エ（エ））。
241	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	脚注２４について、推認の根拠となる経験則や証拠を採用した裁判例や調査結果が素案には示されてないことを踏まえると、事実上の推認の根拠となるような指針を示すことは適当ではなく、データベースの著作物が将来販売される予定があることは、当該データベースの著作者が具体的に主張立証すべき。	BSA|ザ・ソフトウェア・アライアンス	robots.txtへの記載によるAI学習用クローラのブロック措置については、少なくとも、主要なAI学習用クローラが複数ブロックされているといった場合は、当該ウェブサイト内のデータを含み、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があることを推認させる一要素となると考えられます。また、本考え方では、AI学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられていれば直ちに上記の販売予定を推認できるといった記載はされておらず、あくまで推認の一要素として記載されています。 なお、この点に関しては、本ただし書の適用範囲が明確となることに資するよう、robots.txtでのアクセス制限において必要となるクローラの名称（User-agent）等の情報が事業者から権利者等の関係者に対して適切に提供されること、また、特定のウェブサイト内のデータを含み情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が現在販売されていること及び将来販売される予定があること等の情報が、権利者から事業者等の関係者に対して適切に提供されることにより、クローラによりAI学習データの収集を行おうとするAI開発事業者及びAIサービス提供事業者においてこれらの事情を適切に認識できるような状態が実現されることが望ましいと考えられます。この点について記載を追加しました（５．（１）エ（エ））。

3．開発・学習段階関係（本考え方「5．各論点について（1）開発・学習段階」）

No	分類	意見概要	提出者	意見に対する事務局の考え方
242	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	脚注２４について、あるクローラによる学習ブロックする措置を講じ、他のクローラによる学習をブロックする措置を講じていない場合、このような事実は、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があることを推認させる一要素となると考えるべきではない。 この場合も法30条の4が適用されない可能性があるとすると、特定のクローラが回避できないWeb上のコンテンツの学習が著作権侵害になり得る可能性があり、Web上のコンテンツを利用したAIの開発・学習に対して、不当に強い萎縮効果が生じる。	ブレークモア法律事務所	robots.txtへの記載によるAI学習用クローラのブロック措置については、少なくとも、主要なAI学習用クローラが複数ブロックされているといった場合は、当該ウェブサイト内のデータを含み、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があることを推認させる一要素となると考えられます。また、本考え方では、AI学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられていれば直ちに上記の販売予定を推認できるといった記載はされておらず、あくまで推認の一要素として記載されています。 なお、この点に関しては、法第30条の４ただし書の適用範囲が明確となることに資するよう、robots.txtでのアクセス制限において必要となるクローラの名称（User-agent）等の情報が事業者から権利者等の関係者に対して適切に提供されること、また、特定のウェブサイト内のデータを含み情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が現在販売されていること及び将来販売される予定があること等の情報が、権利者から事業者等の関係者に対して適切に提供されることにより、クローラによりAI学習データの収集を行おうとするAI開発事業者及びAIサービス提供事業者においてこれらの事情を適切に認識できるような状態が実現されることが望ましいと考えられます。この点について記載を追加しました（５．（１）エ（エ））。
243	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	5(1)エ（エ）５ポツ目及び脚注24について、あるクローラをブロックする措置が取られていたとしても、どのような理由でどのような目的のクローラをブロックしているかを推認することは難しいにも関わらず、単にあるクローラをブロックする措置が取られていることをもって「データベースの著作物を将来販売するためにAI学習データ収集用クローラがブロックされている」と認定され、クロール時点におけるrobots.txtの記載に従ってクロールを行う場合であってもデータ収集が行えなくなってしまうというのは論理的に飛躍があると考える。 このため、機械可読な方法により、データベースの著作物が将来販売される予定があることを明確に「確認」することをクローラに対し求めるべき。 他方で、robots.txtには、クローラをブロックするよう設定した日付等は記録されないため、そのタイミングが不明確であり、将来の司法での争いの原因となるおそれがあることには留意が必要と考える。	国立研究開発法人情報通信研究機構	robots.txtへの記載によるAI学習用クローラのブロック措置については、少なくとも、主要なAI学習用クローラが複数ブロックされているといった場合は、当該ウェブサイト内のデータを含み、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があることを推認させる一要素となると考えられます。また、本考え方では、AI学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられていれば直ちに上記の販売予定を推認できるといった記載はされておらず、あくまで推認の一要素として記載されています。 なお、この点に関しては、法第30条の４ただし書の適用範囲が明確となることに資するよう、robots.txtでのアクセス制限において必要となるクローラの名称（User-agent）等の情報が事業者から権利者等の関係者に対して適切に提供されること、また、特定のウェブサイト内のデータを含み情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が現在販売されていること及び将来販売される予定があること等の情報が、権利者から事業者等の関係者に対して適切に提供されることにより、クローラによりAI学習データの収集を行おうとするAI開発事業者及びAIサービス提供事業者においてこれらの事情を適切に認識できるような状態が実現されることが望ましいと考えられます。この点について記載を追加しました（５．（１）エ（エ））。
244	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	仮に、p.23の1つ目の○の「推認」が実際に生じる場合であっても、権利者が技術的な措置を講じたのであれば、すなわち将来的に情報解析に活用できる形で整理したデータベースを販売するというのは、企業の事業企画の実態と乖離していると思われ、そもそもそのような「推認」が本当に生じ得るのか疑問。加えて、クローラのブロック技術の用途は第三者からは分からず、ブロック技術を以って、そのような「推認」はできないと考える。この部分についてはその他の考慮要素を具体的に示すべきであり、少なくとも「このような措置が講じられていること等の事実から」と記載されている部分については修正すべき。	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会	robots.txtへの記載によるAI学習用クローラのブロック措置については、少なくとも、主要なAI学習用クローラが複数ブロックされているといった場合は、当該ウェブサイト内のデータを含み、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があることを推認させる一要素となると考えられます。また、本考え方では、AI学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられていれば直ちに上記の販売予定を推認できるといった記載はされておらず、あくまで推認の一要素として記載されています。 なお、この点に関しては、法第30条の４ただし書の適用範囲が明確となることに資するよう、robots.txtでのアクセス制限において必要となるクローラの名称（User-agent）等の情報が事業者から権利者等の関係者に対して適切に提供されること、また、特定のウェブサイト内のデータを含み情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が現在販売されていること及び将来販売される予定があること等の情報が、権利者から事業者等の関係者に対して適切に提供されることにより、クローラによりAI学習データの収集を行おうとするAI開発事業者及びAIサービス提供事業者においてこれらの事情を適切に認識できるような状態が実現されることが望ましいと考えられます。この点について記載を追加しました（５．（１）エ（エ））。
245	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	p.23の脚注24については、どのようなクローラであっても、一つのクローラに対して、ウェブサイト上の全てのデータについて当該クローラをブロックする措置をとれば、当該権利者の著作物のみならず、当該ウェブサイト上の全てのデータについて、情報解析用データベースの著作物が将来販売される予定があることが推認される可能性を示唆するものであり、法第30条の４に基づく利用ができない場合があるようにも読める。これは、実質的に特定の権利者の意思表示により、当該権利者の著作物のみならず、当該ウェブサイト上の全てのデータについて、法第30条の４に基づく利用ができなくなる可能性を示唆するものであり、AI開発者による学習を過度に萎縮させるため適切でない。 むしろ、一部のAI学習用クローラについてはあえて特段ブロックせず、当該方法によるAI学習への利用については将来販売される予定のデータベースの著作物を使用させる特段の意思を有していないと捉えるのが素直な理解と考える。	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会	robots.txtへの記載によるAI学習用クローラのブロック措置については、少なくとも、主要なAI学習用クローラが複数ブロックされているといった場合は、当該ウェブサイト内のデータを含み、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があることを推認させる一要素となると考えられます。また、本考え方では、AI学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられていれば直ちに上記の販売予定を推認できるといった記載はされておらず、あくまで推認の一要素として記載されています。 なお、この点に関しては、法第30条の４ただし書の適用範囲が明確となることに資するよう、robots.txtでのアクセス制限において必要となるクローラの名称（User-agent）等の情報が事業者から権利者等の関係者に対して適切に提供されること、また、特定のウェブサイト内のデータを含み情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が現在販売されていること及び将来販売される予定があること等の情報が、権利者から事業者等の関係者に対して適切に提供されることにより、クローラによりAI学習データの収集を行おうとするAI開発事業者及びAIサービス提供事業者においてこれらの事情を適切に認識できるような状態が実現されることが望ましいと考えられます。この点について記載を追加しました（５．（１）エ（エ））。
246	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	脚注２４について、実質的に特定の権利者による意思表示があることをもって、当該権利者の著作物のみならず、当該ウェブサイト上の全てのデータについて、法第30条の４に基づく利用ができなくなる可能性を示唆するものであり、AI開発者による学習を過度に萎縮させるため適切でない	一般社団法人日本知的財産協会	robots.txtへの記載によるAI学習用クローラのブロック措置については、少なくとも、主要なAI学習用クローラが複数ブロックされているといった場合は、当該ウェブサイト内のデータを含み、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があることを推認させる一要素となると考えられます。また、本考え方では、AI学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられていれば直ちに上記の販売予定を推認できるといった記載はされておらず、あくまで推認の一要素として記載されています。 なお、この点に関しては、法第30条の４ただし書の適用範囲が明確となることに資するよう、robots.txtでのアクセス制限において必要となるクローラの名称（User-agent）等の情報が事業者から権利者等の関係者に対して適切に提供されること、また、特定のウェブサイト内のデータを含み情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が現在販売されていること及び将来販売される予定があること等の情報が、権利者から事業者等の関係者に対して適切に提供されることにより、クローラによりAI学習データの収集を行おうとするAI開発事業者及びAIサービス提供事業者においてこれらの事情を適切に認識できるような状態が実現されることが望ましいと考えられます。この点について記載を追加しました（５．（１）エ（エ））。

3. 開発・学習段階関係（本考え方「5. 各論点について（1）開発・学習段階」）

No	分類	意見概要	提出者	意見に対する事務局の考え方
247	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	「著作権者が反対の意思を示していることそれ自体をもって、権利制限規定の対象から除外されると解釈することは困難である。そのため、こうした意思表示があることのみをもって、法第 30 条の４ただし書に該当するとは考えられない。」（22頁）という記載は正当である。本素案においては、一貫してこの点を適切に敷衍した解釈を展開するべき。	グーグル合同会社	robots.txtへの記載によるAI学習用クローラのブロック措置については、少なくとも、主要なAI学習用クローラが複数ブロックされているといった場合は、当該ウェブサイト内のデータを含み、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があることを推認させる一要素となると考えられます。また、本考え方では、AI学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられていれば直ちに上記の販売予定を推認できるといった記載はされておらず、あくまで推認の一要素として記載されています。 なお、この点に関しては、法第30条の４ただし書の適用範囲が明確となることに資するよう、robots.txtでのアクセス制限において必要となるクローラの名称（User-agent）等の情報が事業者から権利者等の関係者に対して適切に提供されること、また、特定のウェブサイト内のデータを含み情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が現在販売されていること及び将来販売される予定があること等の情報が、権利者から事業者等の関係者に対して適切に提供されることにより、クローラによりAI学習データの収集を行おうとするAI開発事業者及びAIサービス提供事業者においてこれらの事情を適切に認識できるような状態が実現されることが望ましいと考えられます。この点について記載を追加しました（5．（1）エ（エ））。
248	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	悪質な模倣や盗用の対策としてこのような措置を講じる負担が、クリエイター側に生じているのはおかしい。 著作物を無断で学習されないための、開発・学習者側の規制や仕組みが必要である。	個人	AIの透明性については、現在、総務省及び経済産業省において策定に向けた検討が進められている「AI事業者ガイドライン」において取り上げられており、本小委員会においても、このような他の検討と連携しつつ、本考え方の検討を行っています。
216	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	５（１）エ(エ)の技術的保護手段を利用者が回避することは、日本の著作権法第30条の4のただし書きに該当するとした文化庁の見解を支持する。権利者が、そのような学習目的の著作物の現在または将来の利用許諾にかかる価値を確保するために、自己の著作物を保護すべく新しいタイプの技術的保護手段を採用することは合理的と考える。 さらに、日本の著作権法の下で技術的保護手段が守られていることが、日本の国際著作権条約の下で負う義務や、生成AIに関連する世界的な進展と整合的であり続けることを確保するために、技術面の動向、特に生成AIのツールやシステムの発達に基づき権利者が展開する技術的保護手段の種類を見直すという、文化庁の継続的な取り組みを支持する。	株式会社日本国際映画著作権協会	AIと著作権の関係については、判例・裁判例をはじめとした具体的な事例の蓄積、AIやこれに関する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等を踏まえて、引き続き検討を行ってまいります。
217	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	権利者の懸念がありながら、ＡＩ事業者が営利目的で大量の著作物を利用している状況に鑑みると、ＡＩ技術の発展にも十分留意しつつ、技術および法制度によるオプトアウトの可能性についても引き続き検討していただきたい	一般社団法人日本美術著作権連合	AIと著作権の関係については、今後も、著作権侵害等に関する判例・裁判例をはじめとした具体的な事例の蓄積、AIやこれに関する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等を踏まえて、引き続き検討を行ってまいります。
249	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	データベースがどのように利用可能にされたかにかかわらず、いったんアクセスが得られれば、モデルの学習などの目的でデータを分析することは著作権侵害ではないことを明確にすべき。「robots.txt」ファイルを利用したアクセスを制限する措置は、ウェブパブリッシャーの意向を示すものですが、著作権法上、AI開発者が著作物を収集・解析することを妨げるわけではなく、法30条の4の適用に影響を及ぼすものではない。	Microsoft Corporation	「大量の情報を容易に情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が販売されている場合に、当該データベースを情報解析目的で複製等する行為」は、従来から法第30条の４ただし書の該当例として例示しているものです。
250	5-1-エ（エ）_本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について	WEB上での学習のための複製等を防止する技術的な措置を取れない、媒体にデータを複製して販売する形態や特定の顧客にのみデータを送信して販売する形態の場合における契約・規約等で禁止する意思表示も、著作権法30条の4ただし書に該当する事例として認められるべきである。	株式会社ゼンリン	「大量の情報を容易に情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が販売されている場合に、当該データベースを情報解析目的で複製等する行為」は、従来から法第30条の４ただし書の該当例として例示しているものです。
251	5-1-エ（オ）_海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて	被侵害者の実効的な救済に向け、権利者が侵害者の情報を把握することが困難である現状を是正するための方策の検討、ストリーミング型の著作権侵害への対応、海賊版対策に限定した形での損害賠償におけるさらなる「懲罰的な効果」導入の検討等の課題がいまだ残っている。 今後も各種技術の進展が見込まれるが、適正な機械学習の環境実現のため、AI開発事業者・AIサービス提供事業者への注意喚起とともに、海賊版などの権利侵害複製物と知りながら学習・開発段階で利用することを防止するために法改正等の必要な措置を講じて、海賊版が機械学習されないようにすることを望む。 加えて、そもそもデジタル空間における海賊版の蔓延を防止する上でも、著作権に関する教育と啓発がこれまで不足しており、政府による周知活動が今以上に必要と考える。	株式会社新潮社	AIと著作権の関係については、今後も、著作権侵害等に関する判例・裁判例をはじめとした具体的な事例の蓄積、AIやこれに関する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等を踏まえて、引き続き検討を行ってまいります。
252	5-1-エ（オ）_海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて	合法的アクセスの保護については、生成AIシステムやツールの学習において海賊版サイトへのアクセス促進を防止する観点から重要。文化庁が５（１）エ(オ)に記した見解を、私たちは全面的に支持する。 さらに、文化庁が日本におけるオンライン海賊版の状況を定期的に評価し、適切な対策の開発と実行を促進・奨励し、また、生成AIツール・システムの学習で利用される著作物の新たな／拡大するライセンス市場と著作権法第30条の4との関係を具体的に検討することを強く希望する。 合法的なアクセスの回避が横行した場合等、TDMにかかる著作権の権利制限に関する世界的な規範に合致するように、著作権法第30条の4に基づくTDMは適法なアクセスが要件となることを（追加的なガイドライン等により）明確化することを含め、追加的措置をとることを検討すべき。	株式会社日本国際映画著作権協会	AIと著作権の関係については、今後も、著作権侵害等に関する判例・裁判例をはじめとした具体的な事例の蓄積、AIやこれに関する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等を踏まえて、引き続き検討を行ってまいります。
253	5-1-エ（オ）_海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて	海賊版等の権利侵害複製物を利用した学習は厳に罰すべきであり、さらに踏み込んだ規制を著作権法および著作権法以外の枠組みや技術による対応なども含め検討することを要望	一般社団法人日本民間放送連盟	AIと著作権の関係については、今後も、著作権侵害等に関する判例・裁判例をはじめとした具体的な事例の蓄積、AIやこれに関する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等を踏まえて、引き続き検討を行ってまいります。
254	5-1-エ（オ）_海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて	開発者・事業者が学習データやモデルが違法なデータを用いていないことを明らかにするべき。	個人	AIの透明性については、現在、総務省及び経済産業省において策定に向けた検討が進められている「AI事業者ガイドライン」において取り上げられており、本小委員会においても、このような他の検討と連携しつつ、本考え方の検討を行っています。
255	5-1-エ（オ）_海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて	権利侵害複製物といっても様々なケースがあり、事前にデータ収集者がそれらを全て識別する事は難しい	コンテンツ文化研究会	ご指摘の点について、本考え方では、権利者が、これらの事業者等の関係者に対して、海賊版を掲載している既知のウェブサイトに関する情報をあらかじめ適切な範囲で提供することで、事業者においても海賊版を掲載しているウェブサイトを認識し、これを学習データの収集対象から除外する等の取り組みを可能とするなど、海賊版による権利侵害を助長することのない状態が実現されることが望ましいことが示されています
256	5-1-エ（オ）_海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて	海賊版サイトから海賊版をＡＩ学習のために複製することは、少なくとも学習データの収集を行おうとする者がそのことを知っていた場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合には、著作権者の利益を不当に害するものであって、厳に慎むべきものであるにとどまらず、原則として本ただし書に該当して許容されないものと整理されるべき。	オンライン海賊版対策に従事している弁護士の会	ご指摘の点について、本考え方では、権利者が、これらの事業者等の関係者に対して、海賊版を掲載している既知のウェブサイトに関する情報をあらかじめ適切な範囲で提供することで、事業者においても海賊版を掲載しているウェブサイトを認識し、これを学習データの収集対象から除外する等の取り組みを可能とするなど、海賊版による権利侵害を助長することのない状態が実現されることが望ましいことが示されています。

No	分類	意見概要	提出者	意見に対する事務局の考え方
257	5-1-エ（オ）_海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて	Ｐ２３において、ウェブサイトに掲載されている情報が海賊版等の権利侵害物であることを知っている場合又は知るべきであった相当の理由がある場合は、法第30条の4ただし書に該当するものとして権利制限の対象外とすべき。	ユニバーサルミュージック合同会社	ご指摘の点について、本考え方では、権利者が、事業者等の関係者に対して、海賊版を掲載している既知のウェブサイトに関する情報をあらかじめ適切な範囲で提供することで、事業者においても海賊版を掲載しているウェブサイトを認識し、これを学習データの収集対象から除外する等の取り組みを可能とするなど、海賊版による権利侵害を助長することのない状態が実現されることが望ましいことが示されています。
258	5-1-エ（オ）_海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて	海賊版か否かは「著作権者でなければ判断は難しい」という考え方に立脚すると、権利制限規定もrobot.txtも有名無実化し、リスクさえとれば結局は何でも使えることとなってしまう。 本素案は、誰もが安心してＡＩ技術を使えるよう現行の著作権法との整合性を保つための作業であるはずであり、著作権者以外でも海賊版等の権利侵害複製物であることが判断できる仕組みを提言すべき。	日本音楽家ユニオン	ご指摘の点について、本考え方では、権利者が、事業者等の関係者に対して、海賊版を掲載している既知のウェブサイトに関する情報をあらかじめ適切な範囲で提供することで、事業者においても海賊版を掲載しているウェブサイトを認識し、これを学習データの収集対象から除外する等の取り組みを可能とするなど、海賊版による権利侵害を助長することのない状態が実現されることが望ましいことが示されています。
259	5-1-エ（オ）_海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて	AIのための学習データの収集をインターネット上で行う際に、対象となるデータが権利侵害物であるか否かを当該AIもしくは開発事業者側で判断することは困難であることは本素案の指摘の通り。また、“robots.txt”等の技術的な措置が講じられている場合、多くの事業者は尊重し、当該サイトからの学習データの収集は行わない。しかし、海賊版等の権利侵害物を掲載しているWebサイトでそのような技術が講じられることはないため、権利者の意思が反映されない。事業者においては、少なくとも権利者等により海賊版等の権利侵害複製物を掲載しているとの情報提供のあったWebサイトについては、学習データ収集の対象から除外するとともに、そのための情報提供窓口を設置することを要望する	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会	ご指摘の点について、本考え方では、権利者が、事業者等の関係者に対して、海賊版を掲載している既知のウェブサイトに関する情報をあらかじめ適切な範囲で提供することで、事業者においても海賊版を掲載しているウェブサイトを認識し、これを学習データの収集対象から除外する等の取り組みを可能とするなど、海賊版による権利侵害を助長することのない状態が実現されることが望ましいことが示されています。
260	5-1-エ（オ）_海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて	５（１）エ（オ）の記載について、AI事業者は学習対象が海賊版か否かについて正確かつタイムリーに把握することは困難。一方で、権利者などから海賊版との通知を受ける都度の対応が必要になることを想定すると、AI開発者にとって当該対応への体制づくりを含め大きな負担になると懸念する。海賊版をAI学習の対象から除外し得る実効的な情報提供の枠組みを含めた対応の検討について、現実的な実施可能性や事業者に対する負担を踏まえた検討が必要。その上で、仮に、このような通知への対応が必要だとしても、例えば当該対応は通知後に行われる学習・開発行為に限られ、遡及して過去の学習・開発行為にまで影響を及ぼすものではないとするなど、実現可能性を十分に考慮した整理がなされるべき	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会	ご指摘の点について、本考え方では、権利者が、事業者等の関係者に対して、海賊版を掲載している既知のウェブサイトに関する情報をあらかじめ適切な範囲で提供することで、事業者においても海賊版を掲載しているウェブサイトを認識し、これを学習データの収集対象から除外する等の取り組みを可能とするなど、海賊版による権利侵害を助長することのない状態が実現されることが望ましいことが示されています。
261	5-1-エ（オ）_海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて	AI開発事業者やAIサービス提供事業者においては、海賊版によるAI学習・開発に留意する立場から、権利者団体とその防止に向けた協議を定期的に設けるなど能動的な対応が求められる。 　AI開発事業者やAIサービス提供事業者との間においては、権利者側の意向に配慮した取り組みが実施されることを期待。	一般社団法人日本映像ソフト協会	ご指摘の点について、本考え方では、権利者が、事業者等の関係者に対して、海賊版を掲載している既知のウェブサイトに関する情報をあらかじめ適切な範囲で提供することで、事業者においても海賊版を掲載しているウェブサイトを認識し、これを学習データの収集対象から除外する等の取り組みを可能とするなど、海賊版による権利侵害を助長することのない状態が実現されることが望ましいことが示されています。
262	5-1-エ（オ）_海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて	「生成・利用段階においては、既存の著作物の著作権侵害が生じた場合、AI 開発事業者又はAIサービス提供事業者も、当該侵害行為の規範的な主体として責任を負う場合があり得る」としたのは、妥当。 生成AIが海賊版サイトから報道コンテンツを収集することは、報道各社に対する権利侵害に加担するのと同じである。海賊版サイトからの収集をやめない生成AIの開発事業者やサービス提供事業者の責任は極めて重く、早急に対応を改めるべき。	一般社団法人日本新聞協会	ご指摘の点について、本考え方では、権利者が、事業者等の関係者に対して、海賊版を掲載している既知のウェブサイトに関する情報をあらかじめ適切な範囲で提供することで、事業者においても海賊版を掲載しているウェブサイトを認識し、これを学習データの収集対象から除外する等の取り組みを可能とするなど、海賊版による権利侵害を助長することのない状態が実現されることが望ましいことが示されています。
263	5-1-エ（オ）_海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて	適正な機械学習の環境実現のため、AI開発事業者・AIサービス提供者への注意喚起とともに、海賊版などの権利侵害複製物と知りながら学習・開発段階で利用することを防止するために法改正等の必要な措置を講じて、海賊版が機械学習されないようにすることを望む。	一般社団法人日本雑誌協会・一般社団法人日本書籍出版協会・一般社団法人デジタル出版者連盟	ご指摘の点について、本考え方では、権利者が、事業者等の関係者に対して、海賊版を掲載している既知のウェブサイトに関する情報をあらかじめ適切な範囲で提供することで、事業者においても海賊版を掲載しているウェブサイトを認識し、これを学習データの収集対象から除外する等の取り組みを可能とするなど、海賊版による権利侵害を助長することのない状態が実現されることが望ましいことが示されています。
264	5-1-エ（オ）_海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて	「AI 開発事業者やAI サービス提供事業者が、ウェブサイトが海賊版等の権利侵害複製物を掲載していることを知りながら、当該ウェブサイトから学習データの収集を行ったという事実」について、「AI開発事業者等が規範的な行為主体として侵害の責任を問われる可能性を高める」と指摘しているが、明確に反対する。	一般社団法人日本ディープラーニング協会・株式会社Algomatic	ご指摘の点については、「AI 開発事業者やAI サービス提供事業者が、ウェブサイトが海賊版等の権利侵害複製物を掲載していることを知りながら、当該ウェブサイトから学習データの収集を行ったという事実」が、規範的行為主体の判断において一切考慮されないとすることは、現状の判例･裁判例に照らしても難しいと考えます。
265	5-1-エ（オ）_海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて	25頁2行目以下の記述に関し、AIモデル開発者による著作物の学習利用は、それ自体の直接侵害責任とは別に、AI生成物に係る侵害責任を生じさせる要素であることを明確にすべきである。	IFPI（国際レコード産業連盟）	本考え方では、ウェブサイトが海賊版等の権利侵害複製物を掲載していることを知りながら、AI開発事業者又はAIサービス提供事業者が当該ウェブサイトからAI学習データの収集を行った場合は、生成・利用段階においてAI利用者が侵害物を生成した行為について、AI学習を行ったAI開発事業者又はAIサービス提供事業者が、規範的な行為主体として著作権侵害の責任を負う場合があることをお示ししています。
266	5-1-エ（オ）_海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて	海賊版に対する対応が重要である点は賛成しますが、著作権法の文言、法第30条の４の立法趣旨、一般的解釈や判例から離れた解釈論を展開することについては、「懸念点の解消」とはむしろ逆にAI開発・利活用に混乱をもたらす懸念があり、脚注を含め、削除すべき	グーグル合同会社	本考え方では、海賊版サイトからのAI学習データの収集が、新たな海賊版の増加といった権利侵害を助長するものとならないよう求めています。このような助長行為があった場合、個別具体的な事案によっては、侵害行為の幇助となる場合もあると考えられます。
267	5-1-エ（オ）_海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて	ＡＩ学習のためであれ、海賊版サイトから海賊版をダウンロードして複製することは、即ち海賊版サイトからの自動公衆送信を増大させその拡散に助力することであり、当該複製それ自体が権利侵害を助長するものである。	オンライン海賊版対策に従事している弁護士の会	本考え方では、海賊版サイトからのAI学習データの収集が、新たな海賊版の増加といった権利侵害を助長するものとならないよう求めています。このような助長行為があった場合、個別具体的な事案によっては、侵害行為の幇助となる場合もあると考えられます。
268	5-1-エ（オ）_海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて	権利侵害複製物（海賊版等）を収集することを回避する措置を講じる義務を設けるべき。	個人	本考え方では、海賊版サイトからのAI学習データの収集が、新たな海賊版の増加といった権利侵害を助長するものとならないよう求めています。このような助長行為があった場合、個別具体的な事案によっては、侵害行為の幇助となる場合もあると考えられます。
269	5-1-エ（オ）_海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて	非享受目的で学習する場合には、海賊版であるか否かに関わらず著作権者には著作権法により保護される利益の侵害はないという原則であると認識しており、p.25の脚注27においては、独自の解釈が提示されており、AI事業者の開発を不当に萎縮させることになり得る。	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会	本考え方では、読み手にとって可能な限り明確な記載となるよう、できる限り両論併記を避け、本小委員会の審議において委員間で多数を占めたと考えられる意見を本文に記載し、これ以外の意見を脚注に記載することとしています。
270	5-1-エ（オ）_海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて	「新たな海賊版の増加といった権利侵害を助長するものとならないよう十分配慮」する考え方に大いに賛同する。 一方、どこまで海賊版対策への法的実効力を有するかは疑問であり、著作権法30条の４との関係で「海賊版等」の射程が不明瞭である。 更なる実効的かつ強力な海賊版対策への取り組みに向けて、適切な関係者を巻き込んだ法的論理に基づくハードローによる対応を希望する。	ソフトバンク株式会社	本考え方でも、海賊版対策については、権利者及び関係機関による海賊版に対する権利行使の促進に向けた環境整備等、引き続き実効的かつ強力に海賊版対策に取り組むことが期待されることが示されています。

３. 開発・学習段階関係（本考え方「５. 各論点について（１）開発・学習段階」）

No	分類	意見概要	提出者	意見に対する事務局の考え方
271	5-1-エ（オ）_海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて	権利者の利益を不当に害しないことを要件とする法第30条の４ただし書及び国際条約上のスリーステップテストに照らし、違法なソースからのコンテンツは、AIモデルでの利用が認められるべきではない。	IFPI（国際レコード産業連盟）	我が国も加盟する「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」（ベルヌ条約）第９条第２項等で規定されるスリー・ステップ・テストについて、現行の著作権法における権利制限規定はこれに適合したものとなっていると考えます。本考え方においても、このようなスリー・ステップ・テストに適合した各権利制限規定の趣旨に沿って考え方をお示ししています。 また、本考え方では、海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のために複製することについて、既知の海賊版サイトに関する情報が、権利者から事業者等に対して適切な範囲であらかじめ提供されることで、事業者においてAI学習の対象から除外する等の取組みを可能とするなど、海賊版を助長することのない状態の実現に関してもお示ししています。
272	5-1-エ（オ）_海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて	海賊版であることを知りながら学習したシステムが合法に有料サービスを提供し、海賊版に依拠した出力をすることを、先進国として、文化的な社会として、許して良いはずがありません。	個人	本考え方では、海賊版サイトからのAI学習データの収集が、新たな海賊版の増加といった権利侵害を助長するものとならないよう求めています。このような助長行為があった場合、個別具体的な事案によっては、侵害行為の幇助となる場合もあると考えられます。 また、本考え方では、権利者が、事業者等の関係者に対して、海賊版を掲載している既知のウェブサイトに関する情報をあらかじめ適切な範囲で提供することで、事業者においても海賊版を掲載しているウェブサイトを認識し、これを学習データの収集対象から除外する等の取り組みを可能とするなど、海賊版による権利侵害を助長することのない状態が実現されることが望ましいことが示されています。
273	5-1-エ（オ）_海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて	本素案記載の解釈は、海賊版に関して慎重な議論や立法措置を伴わないまま、解釈だけで、「ウェブサイトが海賊版等の権利侵害複製物を掲載していることを知りながら、当該ウェブサイトから学習データの収集を行ったという事実」について、「AI開発事業者等が規範的な行為主体として侵害の責任を問われる可能性を高める」とするものであって、現行法の解釈指針を示すはずの本素案の限界を大きく超えている。	一般社団法人日本ディープラーニング協会・株式会社Algomatic	本考え方は、あくまで、著作権法に関するこれまでの判例・裁判例、学説の状況及び本小委員会における有識者の審議に基づいて、現行の著作権法の解釈を精緻化した考え方をお示しするものであり、ご指摘の「現行法の解釈指針を示す」範囲において考え方を示すものです。
274	5-1-エ（オ）_海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて	ここで問題となっているのは「海賊版等の権利侵害複製物をAI 学習のため複製することが著作権法30条の4ただし書の『著作権者の利益を不当に害することとなる場合』に該当するか」である。そして、現行著作権法の解釈及び本素案の記載を前提とすると、その点についての結論は『該当しない』である。したがって、当該結論をまず明記すべき	一般社団法人日本ディープラーニング協会・株式会社Algomatic	本考え方は、生成AIと著作権の関係についての関係当事者からの懸念の声を踏まえて、現行の著作権法の下で、関係する当事者が、生成AIとの関係における著作物等の利用に関する法的リスクを自ら把握し、また、生成AIとの関係で著作権等の権利の実現を自ら図るうえで参照されるべきものとして、考え方をお示しするものです。海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについては、５．（１）エ（オ）記載のとおり複数のリスクがあると考えられることから、本考え方では、AI学習データの収集を行う者が法的リスクを認識できるようにする観点から記載をしています。
275	5-1-エ（オ）_海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて	素案２３頁以下では、海賊版等の権利侵害複製物を学習データとして収集する際に、法３０条の４の適用対象外となるか否かについての考え方は示されていない。海賊版等の権利侵害複製物が生成ＡＩの学習に用いられ、大量かつ安易に生成され、流通すれば、正規の著作物の流通を阻害することは明らか。したがって、海賊版等の権利侵害複製物をＡＩ学習のために複製することに、法３０条の４の権利制限規定を適用すべきではない。	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター	本考え方は、生成AIと著作権の関係についての関係当事者からの懸念の声を踏まえて、現行の著作権法の下で、関係する当事者が、生成AIとの関係における著作物等の利用に関する法的リスクを自ら把握し、また、生成AIとの関係で著作権等の権利の実現を自ら図るうえで参照されるべきものとして、考え方をお示しするものです。海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについては、５．（１）エ（オ）記載のとおり複数のリスクがあると考えられることから、本考え方では、AI学習データの収集を行う者が法的リスクを認識できるようにする観点から記載をしています。
276	5-1-エ（オ）_海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて	５（１）エ（オ）の海賊版に係る記載は、これでは表現が弱いと感じる。当該ウェブサイトが海賊版等の権利侵害複製物を掲載していると知りながらデータ収集を行うことは海賊版を助長する行為であり、明確に権利違反、犯罪に該当すると明記いただきたい。本素案にも別途記載のあるとおり、我が国の著作権法と海賊版は長い戦いの渦中にある。それにもかかわらず、敵に塩を送るような表現をこそ厳に慎んでいただきたいと考える。 長く海賊版との戦いを続け、少しずつでも着実な成果を上げてきた日本において、海賊版等の権利侵害複製物からの学習を看過することはおよそ背理と評価せざるを得ないと考える	一般社団法人日本アニメフィルム文化連盟	本考え方は、生成AIと著作権の関係についての関係当事者からの懸念の声を踏まえて、現行の著作権法の下で、関係する当事者が、生成AIとの関係における著作物等の利用に関する法的リスクを自ら把握し、また、生成AIとの関係で著作権等の権利の実現を自ら図るうえで参照されるべきものとして、考え方をお示しするものです。海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについては、５．（１）エ（オ）記載のとおり複数のリスクがあると考えられることから、本考え方では、AI学習データの収集を行う者が法的リスクを認識できるようにする観点から記載をしています。
277	5-1-エ（オ）_海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて	ウェブサイトに掲載されている情報が海賊版等の権利侵害物であることを知っている場合又は知るべきであった相当の理由がある場合（権利侵害物を多数アップロードしている海賊版ウェブサイトからの学習など）は、法第30条の4ただし書に該当するものとして権利制限の対象外とすべきである。 意図的に権利侵害物を用いて機械学習を行ったAI開発事業者やAIサービス提供事業者は、AI生成物に係る著作権等侵害について規範的な行為主体として侵害責任を問われる可能性が高まるとされているが（24頁 下から6行目以下）、個別事案によっては、権利侵害物を学習したAIモデルが法第112条第2項によって廃棄請求の対象になり得ることにも言及すべきである。	一般社団法人日本レコード協会	本考え方は、生成AIと著作権の関係についての関係当事者からの懸念の声を踏まえて、現行の著作権法の下で、関係する当事者が、生成AIとの関係における著作物等の利用に関する法的リスクを自ら把握し、また、生成AIとの関係で著作権等の権利の実現を自ら図るうえで参照されるべきものとして、考え方をお示しするものです。海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについては、５．（１）エ（オ）記載のとおり複数のリスクがあると考えられることから、本考え方では、AI学習データの収集を行う者が法的リスクを認識できるようにする観点から記載をしています。
278	5-1-エ（オ）_海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて	海賊版を掲載しているウェブサイトから海賊版を学習データとして収集し学習・開発を行う行為は、少なくとも海賊版であることを知りながら、又はその認識を通常有するべきであった場合には、ただし書きに該当する旨を記載するよう強く求めたい。	一般社団法人日本映像ソフト協会	本考え方は、生成AIと著作権の関係についての関係当事者からの懸念の声を踏まえて、現行の著作権法の下で、関係する当事者が、生成AIとの関係における著作物等の利用に関する法的リスクを自ら把握し、また、生成AIとの関係で著作権等の権利の実現を自ら図るうえで参照されるべきものとして、考え方をお示しするものです。海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについては、５．（１）エ（オ）記載のとおり複数のリスクがあると考えられることから、本考え方では、AI学習データの収集を行う者が法的リスクを認識できるようにする観点から記載をしています。
279	5-1-エ（オ）_海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて	海賊版はともかく、引用の範囲を超えたSNS投稿等も含む「権利侵害複製物」全般について、そのような複製物がまぎれこんでいることの認識がありながらそれを機械学習することまで「厳に慎むべき」とされるのは、AI学習に対する萎縮効果を生むのではないか 法的拘束力のない「厳に慎むべき」というメッセージだけでは海賊版を用いた機械学習を止められず不安であるとの意見もあり、仮に悪質な侵害サイトからの学習データの取得を規制するのであれば、立法措置によるしかないのではないか	一般社団法人日本知的財産協会	本考え方は、生成AIと著作権の関係についての関係当事者からの懸念の声を踏まえて、現行の著作権法の下で、関係する当事者が、生成AIとの関係における著作物等の利用に関する法的リスクを自ら把握し、また、生成AIとの関係で著作権等の権利の実現を自ら図るうえで参照されるべきものとして、考え方をお示しするものです。海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについては、５．（１）エ（オ）記載のとおり複数のリスクがあると考えられることから、本考え方では、AI学習データの収集を行う者が法的リスクを認識できるようにする観点から記載をしています。
280	5-1-カ_AI学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲について	著作権法１１２条２項において、ＡＩ学習により作成された学習済モデルについての廃棄請求は、通常、認められないと整理されているが、「その他の侵害の停止又は予防に必要な措置」として「侵害の行為を組成した物、侵害の行為によつて作成された物又は専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具」ではないものとしての学習済みデータの廃棄を求めることも検討されるべきではないか。 また、現在の生成ＡＩ技術は使い方によっては権利侵害を起こす可能性を十分に孕んでいる以上、一度これまでの学習データを破棄して白紙に戻してから、学習利用可能としている著作物のみを使用してデータの再構築を行うことも「その他の侵害の停止又は予防に必要な措置」として検討されるべきであると考える	一般社団法人日本アニメフィルム文化連盟	AIと著作権の関係については、今後も、著作権侵害等に関する判例・裁判例をはじめとした具体的な事例の蓄積、AIやこれに関する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等を踏まえて、引き続き検討を行ってまいります。
281	5-1-カ_AI学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲について	素案では、学習済モデルの廃棄請求が認められない場合と認められる場合の二つについて言及しているが、侵害となる生成物を出力した学習済みモデルの廃棄請求は認められるべきである。 学習済みモデルが元の著作物の複製物でない根拠が明示されておらず、元の著作物とは異なる生成物を出力できるからといって「侵害の行為を組成した物」等に該当しないわけではない。	個人	一般的な生成AIの仕組み上、学習データの一部分をコピーし、これを複数組み合わせることで生成物を生成する、といった仕組みとはなっていないものと承知しています。 ご指摘を踏まえ、記載を追加しました（３．（１）ウ）。

3. 開発・学習段階関係（本考え方「5. 各論点について（1）開発・学習段階」）

No	分類	意見概要	提出者	意見に対する事務局の考え方
282	5-1-カ_AI学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲について	カ（イ）の記載について、著作権法第2条第1項第15号が複製とは「複製印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製すること」と定めているが、有形的な再製をこの場合どのように捉えるべきか。	AIガバナンス協会	学習済モデルは、通常、データとして記録媒体に記録されていると考えられることから、当該記録媒体において有形的に再製されているものと考えられます。
283	5-1-カ_AI学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲について	素案２６頁末尾の〇にある「類似性のある生成物を高確率で生成する状態にある等の場合」がどのような場合を指すか不明確であり、AIの開発・学習に対して、適法に利用ができる学習済モデルの廃棄請求まで認めると誤解されかねず、不当に強い萎縮効果が生じる記載であるから、本項目は削除すべき。	ブレークモア法律事務所	ご指摘の箇所については、学習済モデルが、学習データである著作物と類似性のある生成物を高確率で生成する状態にある等の場合、法的には、当該学習済モデルが、学習データである著作物と共通の創作的表現を有しているものとして、その複製物であると評価される場合も考えられることを前提にお示ししたものです。
284	5-1-カ_AI学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲について	カ（イ）の記載について、「著作物の複製物」と評価する以上、学習済モデルが保有するパラメータの集合体の中に、当該著作物との表現上の本質的な特徴の同一性を見出すという理解で良いか。	AIガバナンス協会	ご指摘の箇所については、学習済モデルが、学習データである著作物と類似性のある生成物を高確率で生成する状態にある等の場合、法的には、当該学習済モデルが、学習データである著作物と共通の創作的表現を有しているものとして、その複製物であると評価される場合も考えられることを前提にお示ししたものです。
285	5-1-カ_AI学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲について	学習済みモデルの廃棄が認められる例外的な場合として、「学習データである著作物の創作的表現が当該学習済モデルに残存しているとして、法的には、当該学習済モデルが学習データである著作物の複製物であると評価される場合」が挙げられておりますが、上記技術的理解を前提とすると、当該法的評価は事実と異なるため、削除すべき。	グーグル合同会社	ご指摘の箇所については、学習済モデルが、学習データである著作物と類似性のある生成物を高確率で生成する状態にある等の場合、法的には、当該学習済モデルが、学習データである著作物と共通の創作的表現を有しているものとして、その複製物であると評価される場合も考えられることを前提にお示ししたものです。
286	5-1-カ_AI学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲について	学習済みモデルについて「高確率で生成する状態」であれば廃棄請求が認められるとする一方、脚注28では特定の著作物による学習済モデルへの影響を取り除く措置を請求することは認められないとの見解を示している。 1月15日時点版に「現時点では」との条件が追加されたことは評価するが、一旦流通した学習済みモデルの使用を止めることは廃棄措置より難しい。結局のところ、作ったもの勝ちになってしまう可能性が高い。 P18の開発・学習段階同様、権利者の権利侵害より、開発者の費用負担を重要視したものと言わざるを得ず、救済措置としての実効性に疑問を感じる。	日本音楽家ユニオン	ご指摘の点について、本考え方では、現状、特定の学習データたる著作物の影響を、学習済みモデルから取り除くことは技術的に難しいことを示しつつ、合わせて、生成・利用段階においては、権利者が、AI開発事業者又はAIサービス提供事業者に対して、当該生成AIによる著作権侵害の予防に必要な措置を請求することができると考えられることが示されています。
287	5-1-カ_AI学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲について	「当該学習済モデルが、学習データである著作物と類似性のある生成物を高確率で生成する状態にある等の場合」との記述について、「学習データである著作物の創作的表現が当該学習モデルに残存している」か否かを評価するのではなく、学習済みモデルが学習データである著作物と類似性のある生成物を一度でも生成した事実があるのであれば「学習データである著作物の創作的表現が当該学習済みモデルに残存している」と評価され、当該学習モデルの廃棄請求が認められるべきである。	個人	ご指摘の点は、開発・学習段階における行為者の目的について事実認定を行う際には、生成・利用段階において学習データと創作的表現が共通するもの（類似物）が１回生成されたというだけでは、開発・学習段階において享受目的を有していたと認定することは経験則に照らして難しいが、類似物の生成が著しく頻発するようであれば、これは開発・学習段階において享受目的を有していたことを推認する一要素となる、ということをお示ししたものです。
288	5-1-カ_AI学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲について	カ（イ）の記載について、学習済みモデル全体を「著作物の複製物」と評価できる場合とは、「プロンプトに依存せずに」学習データである著作物と類似性のある生成物を高確率で生成する状態にある等という制限を加える方がより適切ではないか。	AIガバナンス協会	ご指摘の箇所については、当該学習済モデル自体が、学習データである著作物と類似性のある生成物を高確率で生成する状態にある等の場合についてお示ししたものです。
289	5-1-カ_AI学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲について	故意が明確である場合を除き、データ収集者の責任は学習用データセットからの該当データの除去に留めるべき	コンテンツ文化研究会	差止請求については、行為者の故意又は過失は通常考慮されないものと考えられます。
290	5-1-カ_AI学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲について	学習用データセットから特定の著作物を削除することが難しい場合があり得るため、要望措置の請求が認められる場合がより明確にされることを望む。 学習済みモデルから特定の著作物を取り除くことは、現時点では難しいと考える。また運用上、予防措置の請求が誰から誰になされ、どのような根拠で対応義務が生じるのかについて整理されることを望む。	富士通株式会社	廃棄請求の認められる具体的な範囲は、廃棄請求の必要性（差止の必要性）等に照らして、裁判所が個別具体的な事案に応じて判断することになると考えられます。
291	5-1-カ_AI学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲について	プロンプトの工夫によっては、「学習データである著作物と類似性のある生成物を高確率で生成する」といえる場合、当該学習済みモデルの一部が「著作物の複製物」と評価されるべきか、当該学習済みモデルの全体が「著作物の複製物」と評価されるべきか。 前者（一部が評価される）の場合であっても、学習済みモデルの分離的な廃棄は困難であることに鑑み、当該学習済みモデルの全体を廃棄すべきことになるか。	AIガバナンス協会	廃棄請求の認められる具体的な範囲は、廃棄請求の必要性（差止の必要性）等に照らして、裁判所が個別具体的な事案に応じて判断することになると考えられます。
292	5-1-カ_AI学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲について	侵害側の時間的・費用的な重さなどで、廃棄請求は認められないと考えられるという脚注31の記載は、著作権侵害を容認していると解釈できるため、修正すべきである。	個人	廃棄請求の認められる具体的な範囲は、廃棄請求の必要性（差止の必要性）等に照らして、裁判所が個別具体的な事案に応じて判断することになると考えられます。
293	5-1-カ_AI学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲について	データセットからの当該侵害の行為に係る著作物等の廃棄に係る記載は、より慎重な記載とすべき。 「（ア）将来のAI学習に用いられる学習用データセットからの除去の請求について（P.26）」についても、同様の理由からより慎重な記載とすべき。	日本弁理士会	本考え方が取りまとめられた後は、示された考え方について、不正確な理解がされないよう、社会に対して分かりやすい形で周知・啓発に向けた取組みを行って参ります。
294	5-1-キ_AI学習における、法第30条の4に規定する「必要と認められる限度」について	機械学習は性質上、固有名詞を入れなくてもサイン入りイラスト・特定人物・商業作品に酷似したキャラクターなど学習素材に極めて近い状態のものを生成する。故に「必要と認められる限度」は越えてる	有限会社スピーコム	ご指摘の点については、「必要と認められる限度」の要件ではなく、非享受目的等の要件で考慮されるものと考えられます。
295	5-1-キ_AI学習における、法第30条の4に規定する「必要と認められる限度」について	AI学習のための具体的なニーズが認められないにも関わらず、無制限に著作物等を収集する行為は法第30条の４の適用対象外であることを明記すべきである。 AI開発事業者やAIサービス提供者において、学習に用いた著作物等の情報を記録・保存し、所定の手続きの下で関係者に開示する体制の整備が求められるのであり、そうした対応が講じられる限りにおいて、法第30条の４に定める「必要と認められる限度」との要件が満たされるとの考え方を示すべきである。	一般社団法人日本レコード協会	本考え方では、AI学習に関する一般論として、大量のデータを必要とする機械学習（深層学習）の性質を踏まえると、AI学習のために複製等を行う著作物の量が大量であることをもって、「必要と認められる限度」を超えると評価されるものではないと考えられることが示されています。最終的に「必要と認められる限度」の要件を満たすか否かは、個別の事案に応じた司法判断となります。
296	5-1-キ_AI学習における、法第30条の4に規定する「必要と認められる限度」について	「必要と求められる限度」とは、誰が、どのような尺度を持って判断するのか不明なままである。 「著しく頻発」（P18）「高確率で生成」（P26）など解釈を曖昧にした表現が多く、小委員会の目的である「ＡＩと著作権に関する考え方を整理し、周知すべく（中略）、解釈に当たっての一定の考え方を示すもの」（P3）とはなっていない。 これらの点を議論することは、不法行為があった場合の救済措置の核心部分として必要不可欠である。	日本音楽家ユニオン	本考え方は、司法判断に代わるものではなく、現行の著作権法の解釈について、本小委員会としての考え方を示すものです。本考え方で示しているもの以上の具体的な判断は、個別の事案における司法判断による必要があります。

3. 開発・学習段階関係（本考え方「5. 各論点について（1）開発・学習段階」）

No	分類	意見概要	提出者	意見に対する事務局の考え方
297	5-1-ク_法第30条の4以外の権利制限規定の適用について	私的利用なら、法第30条の4の適用の有無に関わりなく「権利者の許諾を得ることなく適法に行うことができる」（Ｐ27～28）としている。 つまりそれは、私的利用の名の下に世界中の人々がアクセス可能なオンライン上にアップロードされた著作物の著作権者がrobot.txtにより著作物のＡＩによる利用不可の意思表示をしていても私的利用が優先されると解釈される。 これを良しとすると、私的利用の範囲とされるサイトからＡＩ学習に利用できることとなり、著作権者の意思表示がおよぶ範囲は、著しく小さくなってしまう。 そもそも日本では、著作物のコピーをオンライン上で公開しても私的利用の範囲としており、権利者の経済的利益を著しく、不当に害していると考えている。 ＡＩ技術という新しい局面においては、現行の著作権法のあり方についても時代に合わせたものとすることが求められているのではないか。	日本音楽家ユニオン	ご指摘の「私的利用」について、私的使用目的の複製は従来から権利制限の対象とされており、本考え方はこの点について新たな考え方を示すものではありません。また、ご指摘の「日本では、著作物のコピーをオンライン上で公開しても私的利用の範囲としており」との点は、私的使用目的の複製に関する法30条は著作物の公衆送信を対象としておらず、またオンラインで公開することは通常、私的使用の目的を超えると考えられることから、このような行為が私的使用目的の複製として権利制限の対象となることはありません。

4. 生成・利用段階関係（本考え方「5. 各論点について（2）生成・利用段階」）

No	分類	意見概要	提出者	意見に対する事務局の考え方
298	5-2-X_生成・利用段階_その他	生成AIが著作権侵害の出力をしたとき、どのように損害賠償を受けることができるのかについてや、イラストの要素の配置だけなど部分的な侵害に対する損害額の考え方についてまとめてほしい。	個人	AIによる生成又は生成物の利用に伴う著作権侵害の場合も、損害賠償額の算定については従来の考え方と同様と考えられます。なお、ご指摘のようなイラストの要素の配置のみが共通しているような場合に関しては、損害論に先立って、類似性の有無等の観点で、著作権侵害が成立するか否かが問題となるものと考えられます。
299	5-2-X_生成・利用段階_その他	素案記載の「AI利用者」は、他社のモデルを利用したサービス提供を行う者ではなく、エンドユーザーのことか。	LINEヤフー株式会社	ご指摘を踏まえ、「3．生成AIの技術的な背景について」において生成AIに関係する当事者の記述を追加しました。
300	5-2-X_生成・利用段階_その他	権利者の許諾を得ずに著作物を学習させた生成AIによる生成物の商業利用を禁止すべき	個人	本考え方では、生成・利用段階においては、生成と利用の場面それぞれで故意又は過失の有無について判断は異なり得ると考えられること、また、生成時の複製については権利制限規定の範囲内であったとしても、生成物の譲渡や公衆送信といった利用時には、権利制限規定の範囲を超える行為として、著作権侵害となる場合があるため留意が必要であること等が確認されています。
301	5-2-X_生成・利用段階_その他	事業者に対して、生成段階において、著作権侵害となりうるプロンプト（著作物の固有名詞等）については利用できないよう除外する技術的措置をとること、さらに権利者から著作物の固有名詞等を除外する申し入れがあった場合にはこれに対応し、そのための簡易に利用できる申請窓口を設けることを要望する。	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会	法第30条の４をはじめとする「柔軟な権利制限規定」については、民間事業者によるその明確化に向けた取組も期待されるところです。
302	5-2-X_生成・利用段階_その他	生成・利用段階において著作権者の利益が不当に害されることのないよう、前述のガイドライン策定は必須と考える。	公益社団法人日本漫画家協会	本考え方が取りまとめられた後は、示された考え方について、不正確な理解がされないよう、社会に対して分かりやすい形で周知・啓発に向けた取組みを行って参ります。
303	5-2-ア_検討の前提	学習データにおける著作物の創造的表現が直接知覚され得るようなアウトプットが生成される場合、アウトプットによる著作権侵害を構成し、そのようなアウトプットに関連する利益を保護するための救済策が現在存在することを明確にすべき。	Microsoft Corporation	ご指摘の点については、生成・利用段階において、AI生成物に既存の著作物との類似性及び依拠性が認められる場合、既存の著作物の著作権者が著作権侵害に基づく差止請求等の措置を取ることができることを明確化するよう、記載を追加しました（５．（２）ア）。
304	5-2-イ（ア）_類似性の考え方について	アイデアと創作的表現の分別は容易ではなく具体の判断は個々によって異なるため、「表現上の本質的特徴」の範囲については慎重な検討が必要ではないだろうか。クリエータ等が本来得るべきであった対価が生成AIによる生成物が台頭することでそれらの需要が代替される結果となり、権利者の利益を逸してしまう状況は避けねばならないと考えられる。	一般社団法人学術著作権協会	本考え方にも記載しているとおり、著作権法上保護の対象となる「創作的表現」と、保護の対象とならない「アイデア」との区別は、従来からケースバイケースで判断されるものと考えられており、具体の判断は個別の事案に応じた司法判断による必要があると考えられます。
305	5-2-イ（ア）_類似性の考え方について	AI生成物に関しては、自社の著作物に類似しており、当該AI生成物を生成した生成AIの学習データとして自社の著作物が使用されたことが明らかである場合には、類似性については判断が柔軟になるよう要望する。	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会	類似性については、既存の著作物の表現上の本質的特徴を直接感得できるかといったこれまでの判例上の観点から、裁判所が個別具体的な事案に応じて判断することとなります。
306	5-2-イ（ア）_類似性の考え方について	AI生成物に限り既存の著作物との類似性を広く認めるべきではないか。	個人	類似性については、既存の著作物の表現上の本質的特徴を直接感得できるかといったこれまでの判例上の観点から、裁判所が個別具体的な事案に応じて判断することとなります。
307	5-2-イ（イ）_依拠性の考え方について	AI利用者には、通常、開発・学習段階のそのような事情を把握することは困難な場合が多いと思われることから、AI利用者が主に著作権侵害のリスクを負う関係にあり、生成AIの利用を躊躇することが懸念される。	一般社団法人日本印刷産業連合会	AI利用者にとっての法的リスク低減の観点から、AIの透明性は重要と考えられます。 AIの透明性については、現在、総務省及び経済産業省において策定に向けた検討が進められている「AI事業者ガイドライン」において取り上げられており、本小委員会においても、このような他の検討と連携しつつ、本考え方の検討を行っています。
308	5-2-イ（イ）_依拠性の考え方について	一般利用者がAI学習用データに当該著作物が含まれているかを判断するのは極めて難しい。AI生成物である事の明示やウォーターマークの記載でAI生成物である事を識別できる状態にする」、「ログやプロンプトといった生成過程の保全」等の一定の義務と引き換えに、依拠性判断から除外できる制度を設けるべき	コンテンツ文化研究会	AI利用者にとっての法的リスク低減の観点から、AIの透明性は重要と考えられます。 AIの透明性については、現在、総務省及び経済産業省において策定に向けた検討が進められている「AI事業者ガイドライン」において取り上げられており、本小委員会においても、このような他の検討と連携しつつ、本考え方の検討を行っています。
309	5-2-イ（イ）_依拠性の考え方について	AI利用者は、通常学習データを知り得ない場合が大半であると考えられるため、「AI利用者が既存の著作物（その表現内容）を認識していなかったが、当該生成AIの開発・学習段階で当該著作物を学習していた」という記述は、一見するとAIの利活用促進の障壁になりかねない。AI利用者側が著作権侵害を回避するための具体的な方策を、次段落のただし書きに加えて、追記すべきではないか。	一般社団法人新経済連盟	AI利用者にとっての法的リスク低減の観点から、AIの透明性は重要と考えられます。 AIの透明性については、現在、総務省及び経済産業省において策定に向けた検討が進められている「AI事業者ガイドライン」において取り上げられており、本小委員会においても、このような他の検討と連携しつつ、本考え方の検討を行っています。
310	5-2-イ（イ）_依拠性の考え方について	生成AIの利用においては、AI利用者が、生成AIの開発・学習段階で何が学習されたか分からない中で、著作権侵害を回避するには、実質的に世界中のあらゆる著作物を把握した上で類似性の評価を行う必要があることになり、AI利用者に過度な負担や生成AIの利用自体の萎縮につながることが懸念される。	一般社団法人日本印刷産業連合会	AI利用者にとっての法的リスク低減の観点から、AIの透明性は重要と考えられます。 AIの透明性については、現在、総務省及び経済産業省において策定に向けた検討が進められている「AI事業者ガイドライン」において取り上げられており、本小委員会においても、このような他の検討と連携しつつ、本考え方の検討を行っています。
311	5-2-イ（イ）_依拠性の考え方について	現在の画像生成AIはプロンプト等で特定の著作者や作品群等を指定しない場合であっても、著作権侵害物が多数生成されることが知られている。このような現状において、例え学習に用いられた著作物の創作的表現が生成・利用段階で生成されないとする技術的な措置が講じられ、かつ侵害の行為に関わる著作物を認識していなかったとしても、AI生成時に生成物による著作権侵害の有無を十分に確認していないのであれば、過失が認められると考えることが妥当	クリエイターとＡＩの未来を考える会	依拠性と過失の有無については、それぞれ別個に判断されるものと承知しています。
312	5-2-イ（イ）_依拠性の考え方について	生成AI利用者が特定の著作物を認識していれば、生成AIへのプロンプトとして当該著作物を直接示す固有名詞などを入力したかどうか等は問わず、基本的に依拠性ありと判断される、というのが現在の政府のご見解であるとの理解で良いか。	AIガバナンス協会	お示ししている事例は、AI利用者が既存の著作物を認識していることが明らかである例としてお示ししたものであり、これに限定されるものではありません。
313	5-2-イ（イ）_依拠性の考え方について	侵害行為の責任主体について、「高頻度」、「類似物の生成を抑止する技術的な手段」、「類似物の生成を意図したプロンプト入力」等、現在の基準では具体的とは言えず、AI利用者、事業者として侵害リスクの低減に向けた対応がとりにくいため、これら基準の明確化を望む。	富士通株式会社	規範的な行為主体の判断については、個別具体的な事案に応じて裁判所において判断されるものであり、本考え方では、既存の判例・裁判例に照らして、規範的な行為主体の判断において考慮されると考えられる要素をお示ししているものです。
314	5-2-イ（イ）_依拠性の考え方について	「AI学習用データに当該著作物が含まれる場合」でも、学習に用いられた著作物の創作的表現が生成・利用段階において利用されていないと法的に評価できる場合には依拠性がないと判断される場合があると記載されているが、現状の素案においては、依拠性について反論の余地が実質的にないように読めることから、「AI利用者が既存の著作物を認識していなかったが、AI学習用データに当該著作物が含まれる場合」について、類似性を満たしていても依拠していない場合があり「得る」ことも含んだ表現とすべきではないか。	日本弁理士会	ご指摘の点については、AI生成物に既存の著作物との類似性が認められる場合を前提にしつつ、当該既存の著作物がAI学習用データに含まれている場合でも、依拠性が否定される場合があり得ることを示したものです。
315	5-2-イ（イ）_依拠性の考え方について	AI利用者とは行為主体が異なるAI開発者等により、著作権法30条の４により情報解析のための複製が適法であることが前提にもかかわらず、過去のある時点で著作物が学習されたことを以て、その著作物を利用する意思の無いAI利用者が一律に当該著作物への依拠性を推認され、その結果として著作権侵害を問われることは、AI利用者への不測の不利益が生じる事となり、AI利活用の委縮効果を生じさせないか懸念がある。	ソフトバンク株式会社	ご指摘の点については、既存の著作物に対するAI生成物の依拠性について、著作権法に関するこれまでの判例・裁判例及び学説状況に照らして考え方を示しているものです。
316	5-2-イ（イ）_依拠性の考え方について	著作権侵害を問われたAI利用者は、AIサービスの利用規約等に当該技術的措置の記載がある事実を反証すれば責任が免れるのか、個別具体的な技術的措置が施されている事実まで求められるのか不明瞭である。 「特定のAI追加的な学習のうち、意図的に、学習データに含まれる著作物の創作的表現をそのまま出力させることを目的としたものを行うため、著作物の複製等」を行っているAIサービスであることを知ってAI使用者がAIサービスを利用した場合に限り、依拠性を認めるといった例示を追加するのも一案と考える。	ソフトバンク株式会社	ご指摘の点については、既存の著作物に対するAI生成物の依拠性について、著作権法に関するこれまでの判例・裁判例及び学説状況に照らして考え方を示しているものです。

4. 生成・利用段階関係（本考え方「5. 各論点について（2）生成・利用段階」）

No	分類	意見概要	提出者	意見に対する事務局の考え方
317	5-2-イ（イ）_依拠性の考え方について	AI学習用データに著作物が含まれる場合には、それをもって依拠性が通常推認されるという整理については、本来具体的な技術を前提として裁判所で決定される事柄であり、現状の記載のような明確にすぎる記載方法には違和感がある	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会	ご指摘の点については、既存の著作物に対するAI生成物の依拠性について、著作権法に関するこれまでの判例・裁判例及び学説状況に照らして考え方を示しているものです。
318	5-2-イ（イ）_依拠性の考え方について	AI利用者が既存の著作物（その表現内容）を認識していなかったが、当該生成AIの開発・学習段階で当該著作物を学習していた場合については、当然に依拠性が推認されるのではないと思われるため、少なくとも、「通常、依拠性があったと推認され」との部分は、「通常、依拠性は否定されるとまではいえず」程度の記載にとどめるべきと考える。また、AIを活用した著作物の創作は、単に生成だけでなくその後の生成物の利用（修正等を含む）も含めて評価されるものであるところ、学習用データセットに基づく依拠が問題になるのは、類似物が出力で（そのまま）利用された場合に限られると思われるため、「生成物が生成された場合は」の部分は、「生成物が生成され、それが（そのまま）利用された場合には」といった限定を加えるべきである。その上で、この部分については、推認される理論的な根拠や正当化根拠について慎重な検証が必要であると考えられるので、その点に関する追記を行うか、委員会における検討が十分でない場合には慎重に継続的検討を行うべきである。	一般社団法人日本知的財産協会	ご指摘の点については、既存の著作物に対するAI生成物の依拠性について、著作権法に関するこれまでの判例・裁判例及び学説状況に照らして考え方を示しているものです。
319	5-2-イ（イ）_依拠性の考え方について	AI利用者は、通常、開発・学習段階に特定の著作物が学習されていたか否かを把握することは困難な場合が多いと思われ、学習されていることをもって当然に、当該生成AIを用いてAI生成物を生成・利用するAI利用者が依拠性に基づく著作権侵害を負うとする整理は疑問である	一般社団法人日本印刷産業連合会	ご指摘の点については、既存の著作物に対するAI生成物の依拠性について、著作権法に関するこれまでの判例・裁判例及び学説状況に照らして考え方を示しているものです。
320	5-2-イ（イ）_依拠性の考え方について	５．（２）イ（イ）②について、AI学習用データに含まれていた著作物について、依拠性があると推認されることについて、異論はない。また、学習に用いられた著作物の創作的表現が、生成・利用段階において利用されていないと法的に評価できる場合に、依拠性がないと判断される場合はありうるという点についても異論はない。一方、この項目における例示は、AI利用者が生成AIの利用を躊躇しないように、３．に記載の技術的な例示などを含めた具体的な記載とすべきである。	一般社団法人日本ディープラーニング協会	ご指摘を踏まえ、想定される具体例の例示を追加しました。
321	5-2-イ（イ）_依拠性の考え方について	・「既存の著作物の類似物を生成することを防止する技術的な手段」については、その時点の技術的水準に鑑み、類似物の生成を防止する上で相当の有効性がある技術的手段という趣旨と解してよいか。	LINEヤフー株式会社	ご指摘の点については、依拠性の判断において、開発・学習段階において学習に用いられた著作物の創作的表現が、生成・利用段階において生成されることはないといえる状態の程度に応じ、個別具体的な事案に応じて裁判所により判断されるものと考えられます。
322	5-2-イ（イ）_依拠性の考え方について	学習に用いられている時点で依拠性があると判断されるようにして欲しい。	個人	本考え方では、AI学習用データに既存の著作物が含まれる場合に、当該著作物に類似した生成物が生成された場合には、通常、依拠性があったと推認されるとの考え方が示されています。
323	5-2-イ（イ）_依拠性の考え方について	人間が著作物を参考にする場合、それがなくても制作は可能だが、生成AIは情報解析に取り込む素材がなければ生成ができない。つまり、生成物は原理上、情報解析にかけたすべての著作物に依拠する。 学習に用いられている時点で依拠性があると判断されるようにして欲しい。	個人	本考え方では、AI学習用データに既存の著作物が含まれる場合に、当該著作物に類似した生成物が生成された場合には、通常、依拠性があったと推認されるとの考え方が示されています。
324	5-2-イ（イ）_依拠性の考え方について	文書を生成するAIでは、学習元の表現をそのまま出力するケースがあり、剽窃ととらえられる問題があるが、見逃されている。	個人	本考え方では、AI学習用データに既存の著作物が含まれる場合に、当該著作物に類似した生成物が生成された場合には、通常、依拠性があったと推認されるとの考え方が示されています。
325	5-2-イ（イ）_依拠性の考え方について	自分の既存の作品と似たイラストが許諾なく生成されてしまうことは、既存の作品によって得られるビジネスの機会（収入）を失うので、事前同意のない機械学習を禁止してください。	個人	本考え方では、AI生成物に既存の著作物との類似性及び依拠性が認められる場合には、既存の著作物の権利者が著作権侵害に基づく権利行使をすることが可能であることが確認されています。 また、AI学習用データに既存の著作物が含まれる場合に、当該著作物に類似した生成物が生成された場合には、通常、依拠性があったと推認されるとの考え方が示されています。
326	5-2-イ（イ）_依拠性の考え方について	②について、大量の学習データのうち、既存の著作物が一つあることのみをもって、依拠性があると判断するのは不適切である。当該データの出力物への影響量（出力時のデータアクセスの可能性）などを踏まえ、個別具体的に判断すべきである。 （利用者が学習データすべてを認識しているケースは少なく、利用者の侵害のリスクを高めてしまう）	個人	本考え方では、AI生成物に既存の著作物との類似性が認められる場合を前提にしつつ、当該既存の著作物がAI学習用データに含まれている場合でも、依拠性が否定される場合があり得るとする考えが示されています。
327	5-2-イ（イ）_依拠性の考え方について	依拠性が認められる判断基準に、「既存の著作物の題号などの特定の固有名詞を入力する場合」とあるが、題号を用いただけでは、「具体的な著作物の特定の何か明確な同一の根源とした画像」を出すことができないので不適切である。 題号を入力に用いたことにより依拠性があるとは言えない。	個人	本考え方では、AI利用者が既存の著作物を認識しており、生成AIを利用して当該著作物の創作的表現を有するものを生成させた場合には、従来の依拠性の考え方からして、依拠性が認められるとの考え方が示されています。既存の著作物の題号などの特定の固有名詞が入力された場合は、AI利用者が既存の著作物を認識していたことを推認させる間接事実となるものと考えられます。
328	5-2-イ（イ）_依拠性の考え方について	「利用されていない」という語は、「学習用データセット内に複製していない」とも誤解される恐れがあります。そのような誤解を避けるため、この部分は、「このような技術的な措置が講じられていることや、学習から生成に至るアルゴリズム等の事実関係から、生成AIの学習から生成に至るプロセスを全体的に評価し、創作的表現が（そのまま）利用されていないと法的に評価できる場合には」との記載に修正するべき	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会	明確化のため、記載を修正しました。
329	5-2-イ（イ）_依拠性の考え方について	「用いる」という用語の意味が明確でなく、これが「学習用データセット内に複製していない」意味であると誤解される恐れがあります。そのような誤解を避けるため、この部分は、「上記のイ「丸2」で確認したことの反面として、生成ＡＩの学習から生成に至るプロセスを全体的に評価し、創作的表現が（そのまま）利用されていないと法的に評価できる場合には、依拠性が認められる可能性を低減させるものと考えられる」との記載に修正するべき	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会	明確化のため、記載を修正しました。
330	5-2-イ（イ）_依拠性の考え方について	「利用されていない」という語は、「学習用データセット内に複製していない」とも誤解される恐れがある。そのような誤解を避けるため、この部分は、「このような技術的な措置が講じられていることや、学習から生成に至るアルゴリズム等の事実関係から、生成ＡＩの学習から生成・（生成物の）利用に至るプロセスを総合的に評価し、創作的表現が（そのまま）利用されていないと法的に評価できる場合には」との記載に修正するべきである。	一般社団法人日本知的財産協会	明確化のため、記載を修正しました。
331	5-2-イ（イ）_依拠性の考え方について	AIシステムは、著作物ではない情報からの推論に基づいて生成物を作成する可能性があるため、学習データに含まれていたらその当該著作物に依拠性が推認されるということを文化庁において示すべきでないと考える。さらに、通常、AI学習に利用される著作物はパラメータ化されるため、特定の生成物が、学習データ内の数十億の著作物のうち、特定の著作物に依拠しているかどうか判断することは極めて難しく、不可能。したがって、生成物が著作権侵害しているかどうか評価する際に、学習データへの「依拠」を当然視することは避けるべき。	BSA|ザ・ソフトウェア・アライアンス	依拠性の考え方は既存の判例・裁判例の考え方に則ったものとなっています。

4. 生成・利用段階関係（本考え方「5. 各論点について（2）生成・利用段階」）

No	分類	意見概要	提出者	意見に対する事務局の考え方
332	5-2-イ（イ）_依拠性の考え方について	生成AIの開発・学習段階で当該著作物を学習していたことをもって、依拠性が推認されるとすれば、AI利用者やAI提供者が萎縮する可能性があり、また、AI利用者に対して不当利得返還請求が認められることがありうるということも、AI利用者が萎縮する可能性があることから、依拠性の推認については、継続的に検討が行われるべき。	LINEヤフー株式会社	依拠性の考え方は既存の判例・裁判例の考え方に則ったものとなっています。また、ご指摘を踏まえ、不当利得として認められるのは、著作物の使用料相当額として合理的に認められる額であることを明確化しました。
333	5-2-イ（イ）_依拠性の考え方について	生成AIを利用し、学習データに含まれる著作物の類似物を生成した場合に、依拠性ありと推認され、著作権侵害になりうるということは、生成AI利用の委縮につながるので、委員の意見にもあった即依拠性ありと考えていないという意見も踏まえた両論併記とし、検討の余地を示すよう修文し、依拠性がないと判断される場合の技術的な措置の具体例を追記すべき。 また、利用者が著作権侵害の責任を問われるリスクを低減するために、どのような対策が考えられるかを具体的に例示すべき。	AIガバナンス協会	本考え方では、読み手にとって可能な限り明確な記載となるよう、できる限り両論併記を避け、本小委員会の審議において委員間で多数を占めたと考えられる意見を本文に記載し、これ以外の意見を脚注に記載することとしています。依拠性がないと判断される場合について、ご指摘を踏まえ追記しました。 利用者が著作権侵害の責任を問われるリスクを低減するためには、AI利用以外の場合と同様、AI生成物が既存の著作物と類似していないかを確認することが考えられます。
334	5-2-イ（イ）_依拠性の考え方について	p.31において「被疑侵害者の側が（…）学習データに当該著作物が含まれていないこと等の事情が、依拠性を否定する間接事実となる」とあるが、AI利用者は生成AIの開発・学習段階の情報を得られない場合が多く、「学習データに当該著作物が含まれていないこと」を立証するのが困難と考えられ、利用者として、どのような立証の手段が存在するか具体的に例示すべき。	AIガバナンス協会	利用者においては、学習データに当該著作物が含まれていないこと等を立証するために、AI事業者の協力が必要となることから、利用にあたっては、そうした情報が開示されるかどうかを確認することが望まれます。
335	5-2-ウ_依拠性に関するAI利用者の主張と学習データについて	AI開発事業者やAIサービス提供者において、学習に用いた著作物の情報を記録・保存し、所定の手続きの下で関係者に開示する体制の整備を行う必要がある。また、これは海賊版等の権利侵害物を用いた学習・開発を抑止する観点からも必要である	ユニバーサルミュージック合同会社	AIの透明性については、現在、総務省及び経済産業省において策定に向けた検討が進められている「AI事業者ガイドライン」において取り上げられており、本小委員会においても、このような他の検討と連携しつつ、本考え方の検討を行っています。
336	5-2-ウ_依拠性に関するAI利用者の主張と学習データについて	生成AIの学習データに自社の著作物が複製されたかは事業者のみが把握するものであり、事業者に対して、学習データのログの記録・保存を行うことを義務化することを要望する。	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会	AIの透明性については、現在、総務省及び経済産業省において策定に向けた検討が進められている「AI事業者ガイドライン」において取り上げられており、本小委員会においても、このような他の検討と連携しつつ、本考え方の検討を行っています。
337	5-2-ウ_依拠性に関するAI利用者の主張と学習データについて	生成AIに著作物等を学習させる者に対し、当該著作物等に関する情報の記録・保存と所定の手続きによる関係者への情報提供を義務付けることによって学習用データの透明性を確保することが必要である。	一般社団法人日本レコード協会	AIの透明性については、現在、総務省及び経済産業省において策定に向けた検討が進められている「AI事業者ガイドライン」において取り上げられており、本小委員会においても、このような他の検討と連携しつつ、本考え方の検討を行っています。
338	5-2-ウ_依拠性に関するAI利用者の主張と学習データについて	依拠性の考え方を実効的なものにするためには、自らの著作物等が学習された場合にその事実を権利者が容易に確認・主張し得る仕組みの整備など、学習素材に関する透明性の確保が必要であり、必要に応じて立法措置も視野に入れた検討を継続すべき	一般社団法人日本音楽著作権協会	AIの透明性については、現在、総務省及び経済産業省において策定に向けた検討が進められている「AI事業者ガイドライン」において取り上げられており、本小委員会においても、このような他の検討と連携しつつ、本考え方の検討を行っています。
339	5-2-ウ_依拠性に関するAI利用者の主張と学習データについて	ＡＩ利用者又は被疑侵害者による主張・立証は現実的には不可能と考えられます。ＡＩ利用者又は被疑侵害者は、ＡＩ事業者による学習においてどのような著作物が学習されたか把握できない以上、ＡＩ利用者又は被疑侵害者側で主張・立証できない事項については、ＡＩ事業者側が立証について一定の負担を負うべきです。 ・　少なくとも、学習に利用したデータに関する情報を開示することに関する具体的な法的義務をＡＩ事業者に課す等、ＡＩ利用者又は被疑侵害者側による立証作業の軽減策が設けられるべき	一般社団法人日本民間放送連盟	AI利用者にとっての法的リスク低減の観点から、AIの透明性は重要と考えられます。 AIの透明性については、現在、総務省及び経済産業省において策定に向けた検討が進められている「AI事業者ガイドライン」において取り上げられており、本小委員会においても、このような他の検討と連携しつつ、本考え方の検討を行っています。
340	5-2-ウ_依拠性に関するAI利用者の主張と学習データについて	AI利用者側で立証が難しいケースも想定されるため、事業者にも協力を得ることができ、かつ事業者にとって過度な負担が生じない制度設計になることを望む 学習データに当該著作物が含まれていないこと等の事情といった、依拠性がないと判断されるためのAI利用者側の主張・立証内容につき、過度にAI利用者側に負担がかからないよう留意し、これらの具体例や評価基準の明確化を望む	富士通株式会社	依拠性についてのAI利用者による主張･立証に関して、AIの透明性については、現在、総務省及び経済産業省において策定に向けた検討が進められている「AI事業者ガイドライン」において取り上げられており、本小委員会においても、このような他の検討と連携しつつ、本考え方の検討を行っています。
341	5-2-ウ_依拠性に関するAI利用者の主張と学習データについて	AIモデルの学習・開発段階における著作物の利用態様の詳細な記録と開示を義務付けることが必要である。これは、EU域内で上梓されるAIモデルであれば、EU域外で開発・学習されたものでも適用されるため、重要である。	IFPI（国際レコード産業連盟）	ご指摘の、AIの透明性については、著作権法の範囲にとどまるものではないと考えられます。AIの透明性については、現在、総務省及び経済産業省において策定に向けた検討が進められている「AI事業者ガイドライン」において取り上げられており、本小委員会においても、このような他の検討と連携しつつ、本考え方の検討を行っています。
342	5-2-カ_差止請求として取り得る措置について	５．（２）カの一つ目の〇について、異論はない。二つ目以降の〇については、生成AIの開発事業者に対する差止請求として取りうる措置についての記載であり、当該事業者が主体となった場合のみ当てはまることを明記すべき。	一般社団法人日本ディープラーニング協会	ご指摘を踏まえ、記載を追加しました。
344	5-2-カ_差止請求として取り得る措置について	データセットからの当該侵害の行為に係る著作物等の廃棄に係る記載は、より慎重な記載とすべきではないか。	日本弁理士会	本考え方では、AI学習に用いられる学習用データセットからの当該著作物の除去が、将来の侵害行為の予防措置の請求として認められ得ると考えられる場合として、著作権侵害の対象となった当該著作物が、将来においてAI学習に用いられることに伴って、複製等の侵害行為が新たに生じる蓋然性が高いといえる場合を挙げており、一度でも侵害物を生成すればデータセットからの廃棄を請求可能といった記載とはなっておりません。
345	5-2-カ_差止請求として取り得る措置について	AI生成物が著作権侵害物であった場合でも、学習データは、著作物において保護される要素ではない非表現的な概念やパターンを学習するために使用されており、その侵害物の生成はAI利用者の利用方法に依存していることから、侵害は学習データに含まれるデータの直接的な結果でないため、学習データから侵害された著作物を取り除くことは要求されるべきではない。	Meta Platforms, Inc.	本考え方では、著作権侵害の対象となった当該著作物が、将来においてAI学習に用いられることに伴って、複製等の侵害行為が新たに生じる蓋然性が高いといえる場合は、当該AI学習に用いられる学習用データセットからの当該著作物の除去が、将来の侵害行為の予防措置の請求として認められ得ると考えられることが示されています。
346	5-2-キ_侵害行為の責任主体について	AI生成物について著作権侵害をAI利用者が問われた場合、当該生成物に対して依拠性と類似性の判断を行う主な主体はAI利用者になると考えられることと、AI開発・提供事業者はAI利用者の利用すべてを管理できないことから、当該事業者が、当該生成AIが既存の著作物の類似物を生成することを防止する技術的な手段を施していない場合においても、当該事業者が著作権侵害の責任を負うというのは過度な表現であると考える。	Asia Internet Coalition Japan	ご指摘を踏まえ、AI生成物の生成・利用が著作権侵害となる場合、物理的な行為主体であるAI利用者が著作権侵害行為の主体として、著作権侵害の責任を負うのが原則であることを明記しました。
347	5-2-キ_侵害行為の責任主体について	・規範的責任論の考え方として、他社のモデルの提供を受けて、生成AIサービスを提供する事業者は、モデル開発者から類似物の生成を防止する技術的措置を講じていることの表明保証を受けていれば、当該サービスの利用者が著作権侵害を行った場合であっても、サービス提供事業者が侵害主体と評価される可能性を低減させることができる、との理解でよいか。	LINEヤフー株式会社	本考え方では、規範的行為主体の判断において、AI開発事業者から類似物の生成を防止する技術的措置を講じていることの表明保証を受けていることがどのように評価されるか触れておりませんが、一方で、AI開発事業者・AIサービス提供事業者等の関係事業者間で、契約上の表明保証条項等により適切な責任分担が行われることは望ましいと考えます。
348	5-2-キ_侵害行為の責任主体について	AI生成物について著作権侵害をAI利用者が問われた場合、AI開発者はAI利用者の利用すべてを管理できないことと、生成AIモデルは学習に用いられた著作物の複製または類似した物を生成するようには設定されていないことから、AI開発者が責任を問われるべきではありません。悪意あるAI利用者の行為の責任をAI開発者に負わせることは、イノベーションを阻害する。	Meta Platforms, Inc.	本考え方では、規範的な行為主体の判断に際して、事業者が当該生成AIについて、既存の著作物の類似物を生成することを防止する措置を取っている場合など、侵害物が高頻度で生成されるようなものでない場合においては、たとえ、AI利用者が既存の著作物の類似物の生成を意図して生成AIにプロンプト入力するなどの指示を行い、侵害物が生成されたとしても、事業者が侵害主体と評価される可能性は低くなるものと考えられることが示されています。

4. 生成・利用段階関係（本考え方「5. 各論点について（2）生成・利用段階」）

No	分類	意見概要	提出者	意見に対する事務局の考え方
349	5-2-キ_侵害行為の責任主体について	著作権法又は既存の著作物に係る著作権との関係では、一定の技術的な措置を講じることとしている場合には、当該措置の対象となるAI製品又はサービスにより既存の著作物に係る著作権との関係で問題を生ずる創作物を生成したときであっても、AI開発事業者やAIサービス提供事業者における当該著作物に係る著作権侵害の行為主体又は幇助者としての法律上の責任を否定する事情となることを明記していただきたい。	日本電気株式会社	本考え方では、規範的な行為主体の判断に際して、事業者が当該生成AIについて、既存の著作物の類似物を生成することを防止する措置を取っている場合など、侵害物が高頻度で生成されるようなものでない場合においては、たとえ、AI利用者が既存の著作物の類似物の生成を意図して生成AIにプロンプト入力するなどの指示を行い、侵害物が生成されたとしても、事業者が侵害主体と評価される可能性は低くなるものと考えられることが示されています。
350	5-2-キ_侵害行為の責任主体について	AI生成物はプロンプトにより大きく左右されるという性質を踏まえ、AI利用者がまず一次的な責任主体であることについては言及されるべき	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会	明確化のため、記載を修正しました。
351	5-2-キ_侵害行為の責任主体について	事業者が侵害主体と評価される可能性を低減する方法は、技術的な手段に限定されないという点をP33の3においては脚注等において明記することに加え、責任主体を認定する要素は、例えば、被疑侵害著作物の生成に利用者／事業者がどのように・どの程度関与したか、被疑侵害行為（生成後の利用行為も含む）に利用者／事業者がどのように・どの程度関与したかといった要素によって決定されるべきといったように、責任主体の認定に当たって必要と考えられる考慮要素を網羅的に示すべき	一般社団法人日本知的財産協会	明確化のため、記載を修正しました。
352	5-2-キ_侵害行為の責任主体について	侵害主体の認定については、AI利用者が一義的な侵害主体であるということについて述べた上で、AIの開発事業者、サービス提供者が侵害主体と認められるためには、生成AIの開発の時系列、関与者の有無及び関与の程度、生成AIのサービスの内容、侵害の態様等の多様な要素を、個別の事案において総合的に考慮して決定されること、類似物の生成を抑止する技術的な手段を施したかどうかは数ある考慮要素の一つに過ぎないことが明らかにされるべきと考えます。したがって、この点を明確にした上で、AI事業者の責任を過度に拡大することのないような慎重な記載とすることを求めます	グーグル合同会社	規範的な行為主体の判断については、個別具体的な事案に応じて裁判所において判断されるものであり、本考え方では、既存の判例・裁判例に照らして、規範的な行為主体の判断において考慮されると考えられる要素をお示ししているものです。
353	5-2-キ_侵害行為の責任主体について	AI事業者には、生成AIの基盤モデルの開発のみを行う者、開発された生成AIの基盤モデルの提供を受け、場合により追加のカスタマイズを加えつつ生成AIのサービス提供を行う者など多様な事業者が含まれ、それぞれのAI事業者間の関係性も様々であり、一律に事業者が侵害主体となり得るとの見解を示すことは、AI学習・開発行為それ自体や、関連する事業者間の協働に萎縮効果をもたらす。	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会	規範的な行為主体の判断については、個別具体的な事案に応じて裁判所において判断されるものであり、本考え方では、既存の判例・裁判例に照らして、規範的な行為主体の判断において考慮されると考えられる要素をお示ししているものです。
354	5-2-キ_侵害行為の責任主体について	事業者が侵害主体と評価される可能性を低減する方法は、技術的な手段に限定されないという点をp.33の「丸3」においては脚注等において明記することに加え、責任主体を認定する要素は、例えば、被疑侵害著作物の生成に利用者/事業者がどのように・どの程度関与したか、被疑侵害行為（生成後の利用行為も含む）に利用者/事業者がどのように・どの程度関与したかといった要素によって決定されるべきといったように、責任主体の認定に当たって必要と考えられる考慮要素を網羅的に示すべき	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会	規範的な行為主体の判断については、個別具体的な事案に応じて裁判所において判断されるものであり、本考え方では、既存の判例・裁判例に照らして、規範的な行為主体の判断において考慮されると考えられる要素をお示ししているものです。
355	5-2-キ_侵害行為の責任主体について	生成AIサービスを利用した者が意図的に第三者の著作物に類似した生成物を生成しようとした場合、当該生成AIサービスを提供している企業が著作権侵害の侵害主体と評価される可能性を低くするためには、具体的にどのような「技術的な手段」を施していればよいと考えられているのか、より多く例示するなどの対応をすべき。	AIガバナンス協会	技術的な手段に限らず、エンドユーザー向け利用規約でプロンプトの入力内容を制限すること等もこれに該当しうることから、該当箇所の記載を修正しております。
356	5-2-キ_侵害行為の責任主体について	・事業者が侵害主体と評価される可能性を低減する方法は、技術的な手段に限定されるのではなく、例えば、以下のような手段もあり得るのか。 【例】他社のLLMを利用してサービス提供を行う事業者（生成AIの利用有無とプロンプトの主な内容の決定をエンドユーザーが行うサービス）において、 （i）既存著作物の類似物が生成される事実上の可能性の低い場面・用途でサービス提供を行うこと （ii）エンドユーザー向け利用規約にてプロンプトの入力内容を制限すること （iii）事後的に著作権侵害の生成物の削除を行うこと	LINEヤフー株式会社	技術的な手段に限定されるものではないことから、ご指摘を踏まえ、記述を修正しました。
357	5-2-キ_侵害行為の責任主体について	また、AI開発者やAI導入者が著作権侵害の行為主体として責任を負う可能性を下げうる措置として、既存の著作物と類似する生成物の生成を回避するための技術的措置などを提示しているが、現行の著作権法に基づかない責任規定を文化庁において推奨することは避けるべきと考える。また、このような技術的措置を推奨されることは、基盤となるAIツールやモデルの開発者の意欲を削ぎ、AI研究を非常に高価なものにしてしまうため、権利者、アーティスト、AI導入者が、侵害を制限しうる自主的なベストプラクティスについて議論すべき。	BSA|ザ・ソフトウェア・アライアンス	本考え方の記述は、特定の技術的措置を推奨するものではなく、既存の判例・裁判例において物理的な行為主体以外の者が規範的な行為主体として著作権侵害の責任を負う場合があることを踏まえ、このリスクを下げる要素となりうる事項を挙げているものです。
358	5-2-キ_侵害行為の責任主体について	事業者が、ある程度、生成 AIが既存の著作物の類似物を生成する蓋然性があると認識している場合であっても、それがいかなる程度をもって「蓋然性が高い」と評価されるかは不透明であり、にもかかわらず、事業者は何らかの技術的な手段を施さない限りは責任主体となりうるとも解釈し得る記載になっている。ここで想定する技術的な手段の内容・程度も不明確であり、AI事業者に網羅的で過剰な対応を求め、イノベーションに対する過剰な負荷を強いる結果となるものと憂慮	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会	本考え方は、生成AIと著作権の関係についての関係当事者からの懸念の声を踏まえて、現行の著作権法の下で、関係する当事者が、生成AIとの関係における著作物等の利用に関する法的リスクを自ら把握し、また、生成AIとの関係で著作権等の権利の実現を自ら図るうえで参照されるべきものとして、考え方をお示しするものです。 規範的な行為主体の判断については、個別具体的な事案に応じて裁判所において判断されるものであり、本考え方では、既存の判例・裁判例に照らして、規範的な行為主体の判断において考慮されると考えられる要素をお示ししているものです。
359	5-2-キ_侵害行為の責任主体について	事業者に著作権侵害の責任を負わせることは、AI生成システムが既存著作物を出力しないようにする必要があるなど、実質的に不可能な義務を課すことになる。そのため、事業者を著作権侵害の責任主体とすることに反対。	個人	本考え方は、生成AIと著作権の関係についての関係当事者からの懸念の声を踏まえて、現行の著作権法の下で、関係する当事者が、生成AIとの関係における著作物等の利用に関する法的リスクを自ら把握し、また、生成AIとの関係で著作権等の権利の実現を自ら図るうえで参照されるべきものとして、考え方をお示しするものです。 規範的な行為主体の判断については、個別具体的な事案に応じて裁判所において判断されるものであり、本考え方では、既存の判例・裁判例に照らして、規範的な行為主体の判断において考慮されると考えられる要素をお示ししているものです。
360	5-2-ク_生成指示のための生成AIへの著作物の入力について	5．（2）クについて、文意を明確にし、本素案におけるRAGに関する記載部分と平仄を合わせた記載とすべき。	一般社団法人日本ディープラーニング協会	ご指摘の点については、明確化のため、5．（1）ウの記載を修正しています。
361	5-2-ケ_権利制限規定の適用について	5．（2）ケについて、生成指示のための既存の著作物の複製等（プロンプト入力）に適用されうる権利制限規定として法第30条の4及び法第47条の5があることは前述のとおりであるから、これらについても記載すべきである。	一般社団法人日本ディープラーニング協会	ご指摘の点については、重複した記載となるため不要と考えます。
362	5-2-コ_学習に用いた著作物等の開示が求められる場合について	学習データの開示などの措置を容易にし、被害者の救済措置を実施可能にするべき。	個人	AIの透明性については、現在、総務省及び経済産業省において策定に向けた検討が進められている「AI事業者ガイドライン」において取り上げられており、本小委員会においても、このような他の検討と連携しつつ、本考え方の検討を行っています。
363	5-2-コ_学習に用いた著作物等の開示が求められる場合について	学習データの明示・開示の請求制度を導入すべき。また、著作物の利用行為について、開示すべき。	個人	AIの透明性については、現在、総務省及び経済産業省において策定に向けた検討が進められている「AI事業者ガイドライン」において取り上げられており、本小委員会においても、このような他の検討と連携しつつ、本考え方の検討を行っています。
364	5-2-コ_学習に用いた著作物等の開示が求められる場合について	営業秘密の点については同197条第1項第3号及び第220条第4号ハの適用により、法律上、学習に用いた著作物等のAIに関する情報の開示が認められない場合もあることを含め、あたかも法律上「学習に用いた著作物等の開示」を求められる手段が用意されているかのように誤解を招かない記載とするか、削除することを求めます。	グーグル合同会社	依拠性の立証に際してどのような情報の開示が必要となるか、また、文書提出命令等の判断において文書提出義務が認められるか等は、個別具体的な事案に応じて裁判所において判断されるものと考えられます。

４. 生成・利用段階関係（本考え方「５. 各論点について（２）生成・利用段階」）

No	分類	意見概要	提出者	意見に対する事務局の考え方
365	5-2-コ_学習に用いた著作物等の開示が求められる場合について	５．（２）コについて、著作権侵害訴訟において依拠性が争点になった場合、権利者側が依拠性を立証するために学習用データの開示を求めることもあり得るが、被疑侵害者が依拠性が存在しないことを立証するために学習用データの開示を求めることもあり得うるため、その旨、追記すべき。	一般社団法人日本ディープラーニング協会	ご指摘を踏まえ、記載を追加しました。
366	5-2-コ_学習に用いた著作物等の開示が求められる場合について	学習データの開示が求められる場合に関して言及がなされているが、学習データは商業上の秘密にも当たり得るため、慎重に判断すべき。新たな投資動機が弱まることとなり、また開示要求の対象でない事業者にも開示されることで、ビジネス上不利となるリスクがある。	Asia Internet Coalition Japan	依拠性の立証においては、データの開示を求めるまでもなく、高度の類似性があることなどでも認められ得ます。仮に営業秘密に該当する場合には、通常の文書提出命令の場合と同様、裁判所において適切に判断されると考えます。
367	5-2-コ_学習に用いた著作物等の開示が求められる場合について	学習データの開示が求められる場合に関して言及がなされているが、学習データは企業秘密にもなりえ、新たな投資動機が弱まることとなるため、要求すべきでない。	BSA|ザ・ソフトウェア・アライアンス	仮に学習データの開示が営業秘密に該当する場合には、通常の文書提出命令の場合と同様、裁判所において適切に判断されると考えます。

5. 著作物性・その他の論点関係（本考え方「5. 各論点について（3）生成物の著作物性について、（4）その他の論点について」）

No	分類	意見概要	提出者	意見に対する事務局の考え方
368	5-3-ア_整理の前提及び整理することの意義・実益について	「AI生成物の著作物性は、個々のAI生成物について具体的な事例に応じて判断される」とあるが、通常の創作物とAIによる生成物で同様の権利が認められる場合、必要な労力・時間の差によって財産上の利益の不均衡が発生するため、創作文化の衰退やフリーライドの助長を招くことから、生成物に著作権は認めるべきでない。あるいは、著作物となるための厳格な基準を設けるべき。	個人	AI生成物であっても、著作権法上の「著作物」の定義に該当する場合、著作物となり得ます。本考え方では、著作物の定義から、人の創作的寄与が必要であることを確認した上で、AI生成物の著作物性の判断の際に、創作的寄与の有無に関して考慮されると考えられる要素の例を示しています。（5．（3）イ）
369	5-3-ア_整理の前提及び整理することの意義・実益について	AI生成物の著作権は学習元の著作者にあるべき	個人	AI生成物について誰が著作権を有するかという点については、著作権法上の従来の解釈における著作者の認定と同様に考えられ、共同著作物に関する既存の裁判例等に照らして判断することになると考えられます。なお、AIによる生成が既存の著作物に対する著作権侵害を生じさせるかという点と、AI生成物が新たな著作物となるかという点は別個の問題であり、AI生成物が新たな著作物となる場合でも、既存の著作物との類似性及び依拠性がある部分が含まれている場合には、既存の著作物の著作権者は著作権侵害に基づく権利行使が可能です。
370	5-3-ア_整理の前提及び整理することの意義・実益について	「AI生成物の著作物性は、個々のAI生成物について具体的な事例に応じて判断される」とあるが、学習元のデータの著作権を侵害している可能性もあり、生成物に著作権は認めるべきでない。あるいは、著作物となるための厳格な基準を設けるべき。	個人	AIによる生成が既存の著作物に対する著作権侵害を生じさせるかという点と、AI生成物が新たな著作物となるかという点は別個の問題であり、AI生成物についても、著作権法上の「著作物」の定義に該当する場合、著作物となり得ます。本考え方では、AI生成物の著作物性の判断の際に考慮されると考えられる要素の例を示しています。（5．（3）イ）
371	5-3-ア_整理の前提及び整理することの意義・実益について	AI生成物の著作物性を認めることによって、学習データに取り込まれた創作物の元の著作者が、AI利用者から権利侵害で訴えられてしまう危険性があるため、著作物性を認めるべきではない。	個人	著作権侵害となるのは、類似性に加えて依拠性が認められる場合であり、生成前から存在していた既存の著作物は、その後に生成されたAI生成物に依拠していることはないと考えられることから、既存の著作物がAI生成物に類似していたとしても、このような場合は著作権侵害とはならないと考えられます。
372	5-3-ア_整理の前提及び整理することの意義・実益について	保護されないAIの生成部分の著作物性は否認されたとしても、保護可能な作品の部分は著作権で保護されるべき	BSA|ザ・ソフトウェア・アライアンス	明確化のため、記載を追加しました。
373	5-3-イ_生成AIに対する指示の具体性とAI生成物の著作物性との関係について	人間の創造性を高めるために生成AIが利用される場合、 結果として生じる作品は著作権によって保護されるべき	BSA|ザ・ソフトウェア・アライアンス	本考え方では、AI生成物が人の著作物となる場合について、人の創作的寄与があるといえるものがどの程度積み重なっているか等を総合的に考慮して判断されるものとして、その考慮要素等に関する考え方が示されています。
374	5-3-イ_生成AIに対する指示の具体性とAI生成物の著作物性との関係について	AIツールの助けを借りて作成された作品の著作権保護を認めないことは、この新しいテクノロジーの採用を萎縮させるリスクがある。このような保証がなければ、AIツールを使って作られた作品の商業利用可能性が損なわれ、これらのツールを使用するクリエイターの利益に大きな影響を与える。	Microsoft Corporation	本考え方では、AI生成物が人の著作物となる場合について、人の創作的寄与があるといえるものがどの程度積み重なっているか等を総合的に考慮して判断されるものとして、その考慮要素等に関する考え方が示されています。
375	5-3-イ_生成AIに対する指示の具体性とAI生成物の著作物性との関係について	既存の著作物と酷似した生成物に限定的な部分修正をしたものに著作権を認めれば著作権利者の権利を侵害する恐れがある。	有限会社スピーコム	本考え方では、AI生成物に対する加筆・修正部分に著作物性が認められるのは、当該加筆・修正が創作的表現といえるものである場合とされています。創作的表現に至らない、限定的な加筆・修正を加えたにとどまる場合は、当該加筆・修正部分にも著作物性は認められないと考えられます。
376	5-3-イ_生成AIに対する指示の具体性とAI生成物の著作物性との関係について	「人間が、AI生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる」という点に関して、修正部分が少ない場合は著作物性を認めないようにすべき。	個人	本考え方では、加筆・修正については「創作的表現といえる加筆・修正」がある場合は、これが加えられた部分について、通常、著作物性が認められるとの考え方が示されています。創作的表現に至らない、限定的な加筆・修正を加えたにとどまる場合は、当該加筆・修正部分にも著作物性は認められないと考えられます。
377	5-3-イ_生成AIに対する指示の具体性とAI生成物の著作物性との関係について	生成AIに対する指示が「創作的表現といえるものを具体的に示す詳細な指示（以下、詳細な指示）」であったとしても、実際に表現するのはAIであるのだから、原則AI生成物自体の著作物性は認めるべきではない。創作的寄与があるといえるものがどの程度積み重なっているか等を総合的に考慮しAI生成物自体の著作物性を判断するのであれば、詳細な指示であるか否かについては、安易に認められる判断基準となることは避けるべきと考える。一方、AI生成物への人の手による加筆修正については従前の判断基準とおり著作物性を認めることに異論はない。	富士通株式会社	本考え方では、指示・入力（プロンプト等）の分量・内容について、単に長大な指示であれば著作物性が認められるといった考え方ではなく、創作的寄与があるといえるものがどの程度積み重なっているか等を総合的に考慮して判断されるとの考え方が示されています。
378	5-3-イ_生成AIに対する指示の具体性とAI生成物の著作物性との関係について	AI生成物の著作物性を判断にするにあたり、１）指示・入力の分量・内容、２）生成の試行回数、３）複数の生成物からの選択を例示しているが、著作権の保護対象とするにあたって、人の創造性の産物のみが対象となることから、いずれの場合においても著作物性は認められない。	クリエイターとＡＩの未来を考える会	本考え方は、いずれかの要素があれば直ちにAI生成物が著作物となるといった考え方を示すものではなく、AI生成物の著作物性を判断するに当たって総合的に考慮されると考えられる要素を示しています。個別具体的な事案に応じて、これらの要素の程度から、人の創作的寄与があるといえる場合は、AI生成物に著作物性が認められ得ると考えられます。
379	5-3-ウ_著作物性がないものに対する保護について	著作物性がないコンテンツに対しても法的な保護が与えられることが「あり得る」旨が記載されているが、記載するのであれば、単に「あり得る」旨を記載するのではなく、要件の存在や他の裁判例等も説明すべき	Asia Internet Coalition Japan	明確化のため、記載を追加しました。
380	5-4_その他の論点について	収集可能なデータを機械的に識別できる国際的な枠組みや、適切な対価を前提としたデータ利活用促進のための標準化・プラットフォーム構築について、関係省庁連携の上、引き続き検討頂くことを希望。	ソフトバンク株式会社	AIと著作権の関係については、今後も、著作権侵害等に関する判例・裁判例をはじめとした具体的な事例の蓄積、AIやこれに関する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等を踏まえて、引き続き検討を行ってまいります。
381	5-4_その他の論点について	対価還元について。国、クリエイター、AI関係の民間事業者、有識者等の多角的な視点をふまえ、技術による対応策も含めてクリエイターへの適切な対価還元の制度設計はぜひ検討していく必要がある。	公益社団法人日本漫画家協会	AIと著作権の関係については、今後も、著作権侵害等に関する判例・裁判例をはじめとした具体的な事例の蓄積、AIやこれに関する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等を踏まえて、引き続き検討を行ってまいります。
382	5-4_その他の論点について	合法的なアクセスの回避が横行し、著作権法第30条の4が日本における上記ライセンス市場の活動や発展を阻害していることを文化庁が確認した場合、著作権法第30条の4に基づくTDMは適法なアクセスが要件となることを（追加的なガイドライン等により）明確化することを含め、追加的措置をとることを検討すべき。	株式会社日本国際映画著作権協会	AIと著作権の関係については、今後も、著作権侵害等に関する判例・裁判例をはじめとした具体的な事例の蓄積、AIやこれに関する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等を踏まえて、引き続き検討を行ってまいります。
383	5-4_その他の論点について	生成AIの様々な技術やサービスが文化芸術、コンテンツビジネスの健全な普及発展に寄与するためには、創造のサイクルとの調和がとれた利活用の枠組みの実現が不可欠です。素案では、G7サミットにおける「広島AIプロセス」の中で、広島プロセス国際指針・国際行動規範で触れられているAIの透明性に関することが具体的に記載されておりません（２頁）。例えば、何をAI学習の素材として利用したかなどの透明性が確保されなければ、権利侵害が生じたときに、クリエイターやアーティストが立証することは困難であり負担が大きすぎると考えます。生成AIの透明性確保のための実効性ある対策が不可欠です。	AIに関する音楽団体協議会	AIの透明性については、現在、総務省及び経済産業省において策定に向けた検討が進められている「AI事業者ガイドライン」において取り上げられており、本小委員会においても、このような他の検討と連携しつつ、本考え方の検討を行っています。
384	5-4_その他の論点について	３０条の４の抜本的な見直しを図るとともに、著作権侵害が認められた場合であり、かつ、学習済みモデルから特定の学習データを削除することが困難な場合には、当該学習済みモデルの削除と再構築を権利者が求めることができるようにすることも視野に入れるべき	一般社団法人日本アニメフィルム文化連盟	ご指摘の点について、本考え方では、現状、特定の学習データたる著作物の影響を、学習済みモデルから取り除くことは技術的に難しいことを示しつつ、合わせて、生成・利用段階においては、権利者が、AI開発事業者又はAIサービス提供事業者に対して、当該生成AIによる著作権侵害の予防に必要な措置を請求することができると考えられることが示されています。

5. 著作物性・その他の論点関係(本考え方「5. 各論点について(3)生成物の著作物性について、(4)その他の論点について」)

No	分類	意見概要	提出者	意見に対する事務局の考え方
385	5-4_その他の論点について	技術的に、学習済みモデルから、学習に用いられたデータを除去できるようにすべき。	個人	本考え方では、現状の技術状況を踏まえて、現時点では、学習済みモデルから、学習に用いられた特定の著作物の影響を除去するということは技術的に困難、又は再度学習済みモデルの作成を行うことが必要となるため時間的・費用的に難しいとの考え方が示されています。他方で、AIと著作権の関係については、今後も、著作権侵害等に関する判例・裁判例をはじめとした具体的な事例の蓄積、AIやこれに関する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等を踏まえて、引き続き検討を行ってまいります。
386	5-4_その他の論点について	政府は、対価還元の動きを促す環境整備に努めてもらいたい。	一般社団法人日本新聞協会	本考え方では、コンテンツ創作の好循環の実現を考えた場合に、著作権法の枠内にとどまらない議論として、技術面や考え方の整理等を通じて、市場における対価還元を促進することについても検討が必要であると考えられることが示されています。AIと著作権の関係については、今後も、著作権侵害等に関する判例・裁判例をはじめとした具体的な事例の蓄積、AIやこれに関する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等を踏まえて、引き続き検討を行ってまいります。
387	5-4_その他の論点について	著作物に当たらないものについて著作物であると称して流通させるという行為について、著作権法による対応を積極的に検討すべき。	一般社団法人日本音楽著作権協会	本考え方では、著作物に当たらないものについて著作物であると称して流通させるという行為については、契約上の債務不履行責任、詐欺行為としての不法行為責任及び刑事罰等の可能性が示されており、著作権法で新たに対応を行う場合は、これらの既存の措置との関係を整理した上で検討することが必要と考えられます。
388	5-4_その他の論点について	故意にAI生成物をAI生成物でないかのように誤認させる、又は、AI生成物を特定のクリエイターの著作物であるかのように誤認させる行為については、「AI生成物を用いた詐取」として罰則に加えるべき。	個人	本考え方では、著作物に当たらないものについて著作物であると称して流通させるという行為については、契約上の債務不履行責任、詐欺行為としての不法行為責任及び刑事罰等の可能性が示されており、著作権法で新たに対応を行う場合は、これらの既存の措置との関係を整理した上で検討することが必要と考えられます。
389	5-4_その他の論点について	学習データに使われた著作権者一人一人に対しても対価の支払いを行うべき	一般社団法人日本アニメフィルム文化連盟	本考え方では、法第30条の４の趣旨を踏まえると、AI開発に向けた情報解析の用に供するために著作物を利用することにより、著作権法で保護される著作権者等の利益が通常害されるものではないため、対価還元の手段として、著作権法において補償金制度を導入することは理論的な説明が困難であるとの考え方が示される一方で、著作権法の枠内にとどまらない議論として、技術面や考え方の整理等を通じて、市場における対価還元を促進することについても検討が必要であるとされています。
390	5-4_その他の論点について	AI開発で用いられた著作物の著作権者には、著作権法とは別に、何らか補償金等が払われるべきである。	個人	本考え方では、法第30条の４の趣旨を踏まえると、AI開発に向けた情報解析の用に供するために著作物を利用することにより、著作権法で保護される著作権者等の利益が通常害されるものではないため、対価還元の手段として、著作権法において補償金制度を導入することは理論的な説明が困難であるとの考え方が示される一方で、著作権法の枠内にとどまらない議論として、技術面や考え方の整理等を通じて、市場における対価還元を促進することについても検討が必要であるとされています。
391	5-4_その他の論点について	生成ＡＩは、実演家が長年かけて習得した技術を癖までも完全にコピーし、模倣することが可能であり、新たな機械的失業と言わざるを得ない。実演も同様に保護の対象とすべきであり、外国の先進事例を取り入れ、実演家もＡＩ開発者も利用者も共存できる仕組み作りが必要。	日本音楽家ユニオン	本考え方では、著作権（著作財産権）を中心に検討を行いましたが、今後、著作者人格権や著作隣接権とAIとの関係（俳優・声優等の声を含んだ実演・レコード等の利用とAIとの関係等を含む）についても、検討すべき点の有無やその内容に関する検討を含め、議論を継続していくことが必要としています。
392	5-4_その他の論点について	著作隣接権にフォーカスした検討が十分にはなされていない。著作隣接権、特に実演家の権利については、声という人格権やパブリシティー権の対象となりうるもので、「個人の人格の象徴」であるものが含まれるだけに著作権とは利益状況が異なるものである。このことを置き去りにして、法３０条の４の解釈論を固めてしまい、その解釈論を前提に、著作隣接権に固有の利益状況を無視して機械的に著作隣接権に準用されるのであれば、解釈論として適当でない。したがって、法３０条の４が著作隣接権で準用される場合についても、著作隣接権の性質を踏まえ、具体的にどのように準用されるのかについて別途十分検討するべきである	株式会社ブレイブハーツ	本考え方では、著作権（著作財産権）を中心に検討を行いましたが、今後、著作者人格権や著作隣接権とAIとの関係（俳優・声優等の声を含んだ実演・レコード等の利用とAIとの関係等を含む）についても、検討すべき点の有無やその内容に関する検討を含め、議論を継続していくことが必要としています。
393	5-4_その他の論点について	「著作者人格権や著作隣接権との関係において検討すべき点」について、機械学習を行う際の著作物の圧縮や合成は「著作者の意に反して著作物を改変する行為」に該当するため、同一性保持権の問題がある。そのため、生成AIを開発する一連の行為は、同一性保持権(著作者人格権)の侵害である。	個人	本考え方では、著作権（著作財産権）を中心に検討を行いましたが、今後、著作者人格権や著作隣接権とAIとの関係（俳優・声優等の声を含んだ実演・レコード等の利用とAIとの関係等を含む）についても、検討すべき点の有無やその内容に関する検討を含め、議論を継続していくことが必要としています。